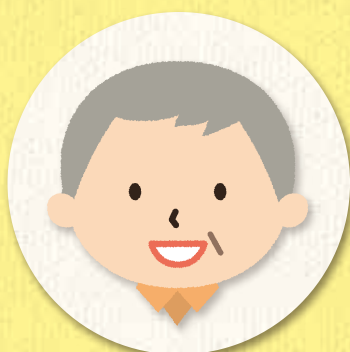
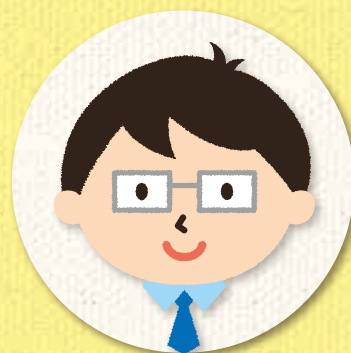
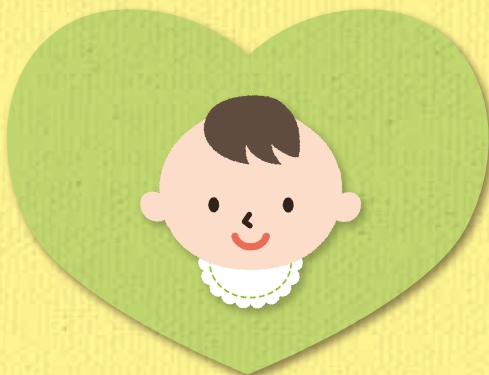
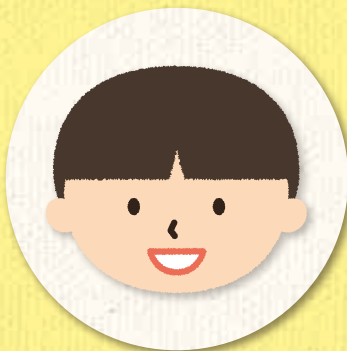


横浜市

子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～



横浜市

横浜市子ども・子育て支援事業計画 ～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～ 策定にあたって



すべての子どもの健やかな成長を支えるための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月、いよいよスタートします。

これまで、「かがやけ横浜こども青少年プラン」に基づき取り組んできた子ども・青少年施策を、新制度のもと一層拡充し推進していくため、今後5年間の基本計画となる「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～」を策定しました。

策定にあたっては、学識経験者、子育て支援者、保育・教育関係者、実際に子育て中の方々などに参画いただいた「横浜市子ども・子育て会議」、そして市議会で御議論をいただきました。また、ニーズ調査や意見交換会、パブリックコメント、フォーラムなど様々な機会を通じて、多くの皆様から御意見を頂戴しました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

子どもや青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持つかけがえない存在であり、未来を創る力です。そして、横浜市の子ども・子育てを、大変多くの市民、関係者の皆様が支えてくださっています。

今後、本計画に基づき、保育所待機児童対策や保育・教育の質の維持・向上、地域子育て支援拠点事業などの在宅の子育て家庭への支援、放課後児童施策の充実、青少年の地域活動拠点づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進など、これまで以上に幅広く取組を進めていきます。

自助・共助・公助の考え方を基本に据え、社会全体による切れ目ない子育て支援、更には女性の活躍支援につなげていきます。

一人ひとりの子どもが、横浜で幸せに、健やかに育ち、自分の良さや可能性を發揮し、そしてまた、次の世代を横浜で育てていく。こうした連綿と続く営みにより、横浜の未来が創られていきます。

御一緒に、「子どもも大人も、みんながわくわくできる」横浜を創っていきましょう。皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

平成27年3月

横浜市長 林 文子

横浜市子ども・子育て支援事業計画 ～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～ 策定にあたって



子どもと子育てをめぐる状況が今、大きく変わろうとしています。日本社会が少子化に危機感を抱いた1990年の1.57ショックから今日まで、四半世紀に及んで関係者が議論を重ね、政治的にも超党派で決議をしてきた「子ども・子育て支援新制度」の開始は、新たな未来の幕開けと言っても過言ではありません。

新制度の特徴は、従来「医療」「年金」「介護」から成り立っていた社会保障に「子ども・子育て」が加えられ、恒久的な財源が充てられることです。子育て支援が国の最重要政策の一つに位置づけられたわけですが、同時にその具体化の主翼を基礎自治体が担うことも、新制度の大きな特徴の一つです。換言すれば、首長をはじめ行政担当者のやる気とセンスが問われる時代を迎えたと言えますが、その確かな手応えを実感できたことが本事業計画策定に関わらせていただいた大きな喜びでした。

横浜市子ども・子育て会議は平成25年4月に設置され、その下に子育て部会、保育・教育部会、放課後部会の3部会が置かれ、本会議が8回、部会は3部会で計34回に及びました。これほどに注力された構成で展開された子ども・子育て会議は全国でも例を見ません。各委員が非常に熱心に会議に臨み、活発な意見交換を行いました。それを支えて下さった事務局のご尽力には敬服の思いです。委員の皆様と事務局に心から感謝申し上げます。

こうしてスタートする新制度ですが、社会環境の変化は大きく、子どもや保護者のニーズも年々多様化することでしょう。「子ども・青少年」の幸せを願う視点を基本に、子育て世代を社会全体で支えていくことを施策分野の柱として位置付けた本事業計画が着実な進捗を遂げるよう、子ども・子育て会議は今後とも市と車の両輪でPDCAサイクルの確保に努めていきたいと思っております。

子育ては楽しいことばかりではなく悩みや苦しみもありますが、様々な発見や感動を通して親も子も共に育っていきます。親子の健やかな成長を間近に見守り支えることに、地域の皆が喜びを見いだせる市でありたいという、本事業計画のサブタイトルに込められた思いに、市民が心を一つにしていくことを心から願っております。

平成27年3月

横浜市子ども・子育て会議委員長

大日向 雅美

～ 目 次 ～



第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

- (1) 計画の趣旨・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (4) 本市における他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

- (1) 家庭、地域及び社会の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境・・・・・・・・・・・・・・20
- (3) 横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の振り返り
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

- (1) 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- (2) 計画推進のための基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

第4章 施策体系と事業・取組

- (1) 施策分野・基本施策とその関係性・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- (2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性

施策分野1	子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》	
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	36
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	53
基本施策③	障害児への支援	60
基本施策④	若者の自立支援の充実	70
施策分野2	出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる《子育て家庭への支援》	
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	76
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	83
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	91
施策分野3	自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる 《社会全体での支援》	
基本施策⑧	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	100
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進	110

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5年間の量の見込み、確保方策

- (1) 保育・教育に関する施設・事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
- (2) 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・126

第6章 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）

- (1) 子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表・・・・・・・・・・153
- (2) 様々な主体による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・154

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155

【コラム一覧】

章	コラム題名	ページ
第2章	「渋沢地区元気づくり協議会」の取組 子育てサロン「はぐはぐ」など	16
	地域における幼・保・小連携の取組	16
	「福祉教育」で育む地域社会とのつながり	17
	メディア機器の利用にルールを！	18
	外国籍・外国につながる児童生徒に向けた学習支援（中区・南区）	19
第4章 【基本施策①】	保護者の一日保育士体験	41
	公共建築物における木材の利用を促進します！！	43
	よこはまECO保育所ってご存じですか？	43
	保育教諭とは…	47
	放課後キッズクラブと放課後児童クラブ、どう違うの？	48
第4章 【基本施策②】	学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？どこに行ったらいいの？	56
	青少年健全育成活動の推進役～青少年指導員について～	59
第4章 【基本施策④】	ユースサポーター訪問事業について	73
第4章 【基本施策⑧】	「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！	103
	児童養護施設の若者の夢を支援するプログラム「カナエール」	106
第4章 【基本施策⑨】	ベビーカー利用の安全性・快適性の向上に向けて～国土交通省「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」～	112
	よこはまグッドバランス賞～働きやすく子育てしやすい中小事業所～	114
	「子育てりびいん」って知ってますか？	117

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について



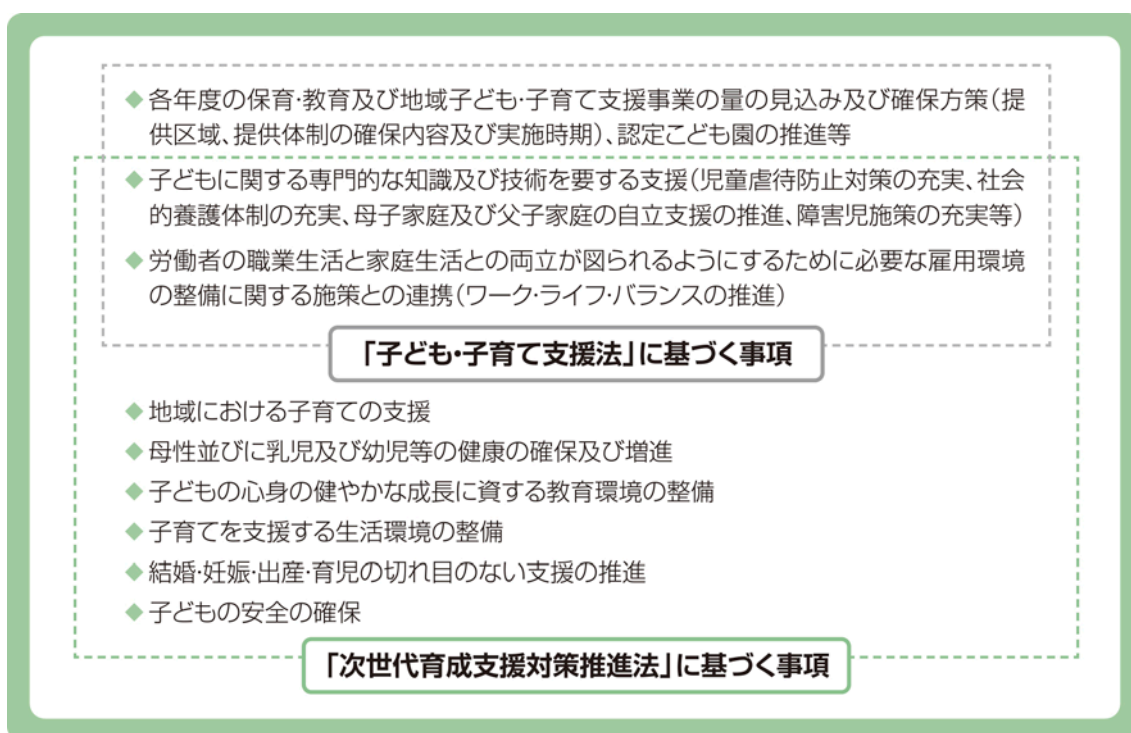
(1) 計画の趣旨・位置付け

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成 24 年 8 月にいわゆる「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）が施行されます。

新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施することになります。

また、これまで、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」により子ども・青少年施策を進めてきました。そこで、本計画については、「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けることにより、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

<本計画への記載事項>



＜本計画の根拠となる法の基本理念＞

◆子ども・子育て支援法◆

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆次世代育成支援対策推進法◆

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

(4) 本市における他計画との関係

子ども・青少年施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても可能な限り整合を図りながら、計画を策定します。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

<関連するビジョン・計画>



子ども・子育て支援新制度について

(1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の1つに位置付けられました。そして、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月には、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを旨とした制度です。

<子ども・子育て関連3法って？>

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

乳幼児期の保育・教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

(2) 現行制度からの主な変更点

ア 市町村が制度の実施主体に

- ・現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市町村に一本化されます。
- ・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握した上で事業計画を作成し、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負うこととなります。

イ 消費税率引上げに伴う財源確保

社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率引上げ（5%→10%）に伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられます。

ウ 乳幼児期の保育・教育を「個人への給付」として保障

3歳以上の全ての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

エ 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童健全育成事業など様々な事業（13事業）が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することとなります。

新制度における「子ども・子育て支援の意義」について

子ども・子育て支援法において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。」とされています。

この基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

本市においても、基本指針における意義を踏まえながら、本計画を策定し、子ども・青少年や子育て家庭のための施策を展開していきます。

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題



(1) 家庭、地域及び社会の状況

ア 依然として続く少子化

本市の合計特殊出生率はここ数年微増傾向にあるものの、平成22年まで32,000人前後で推移してきた出生数は、平成23年、24年、25年では31,000人を下回っています。また、15歳未満の年少人口割合も低下し続けており、依然として少子化の状況は変わっていません。

少子化の要因としては、結婚に関する動向（未婚化、非婚化及び晩婚化）、出産年齢の変化（晩産化）、夫婦の出生力の低下等が指摘されています。少子化の問題は、結婚、妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が優先されることは言うまでもありません。しかしながら、少子化は、生産年齢人口の減少により経済成長率を低下させるとともに、高齢化の進展とあいまって、年金・医療・福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担を増大させるなど、将来の我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない深刻な課題であることも事実です。

少子化対策を考えると、個人の自由な選択が保障されない、言い換えれば、結婚、妊娠及び出産に対する個人の希望がかなえられない障壁があることに目を向けなくてはなりません。「第14回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）（夫婦調査）」（国立社会保障・人口問題研究所、平成22年）によると、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は9割弱という高い水準にあり、また、「子ども数の希望」も依然として2人を超えています。

国の「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）にあるように、結婚、妊娠及び出産に対する国民の希望をかなえる観点から、従来から言われてきた「子育て支援」、「働き方改革」に加え、若者の社会的、経済的自立支援を含む「結婚・妊娠・出産支援」にも力点を置いた総合的な対策に国や地方自治体をはじめ、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

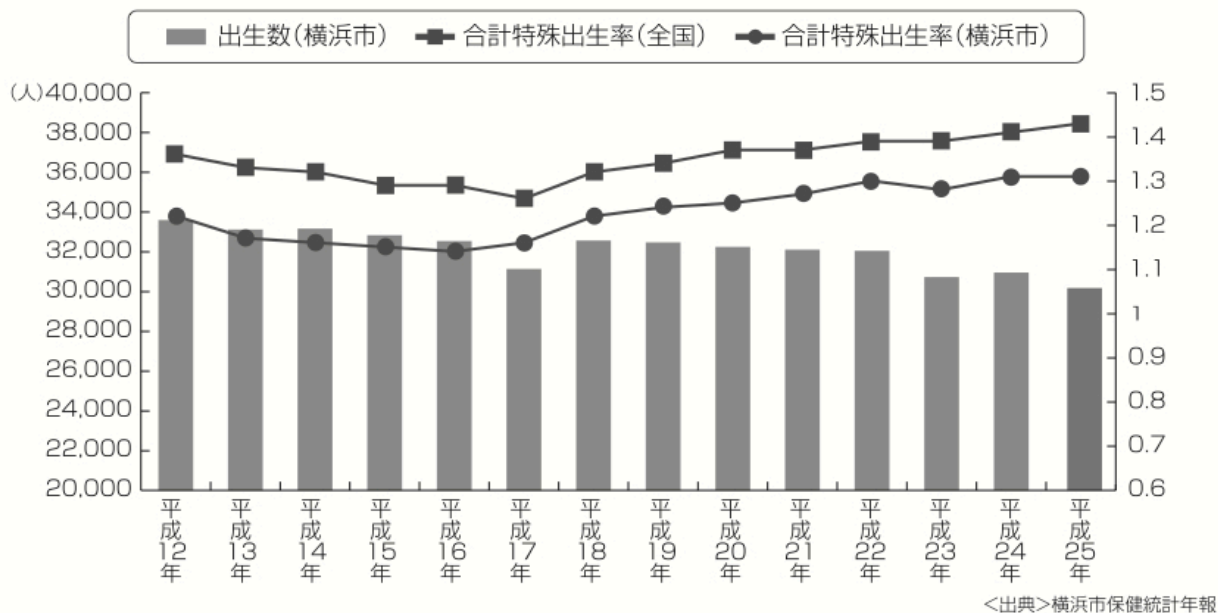
少子化の課題という点では、「子どもの社会性が育まれにくい」など、子ども自身に対する影響も看過できません。

少子化が進行する現在では、地域での異年齢集団が形成されにくくなっています。一昔前の子どもたちは、日常生活の中で自然な形で、友情、葛藤、対立及び忍耐を経験し、これらを通して社会性を身に付けてきました。かつては当たり前であったことが、今日ではできにくくなっています。

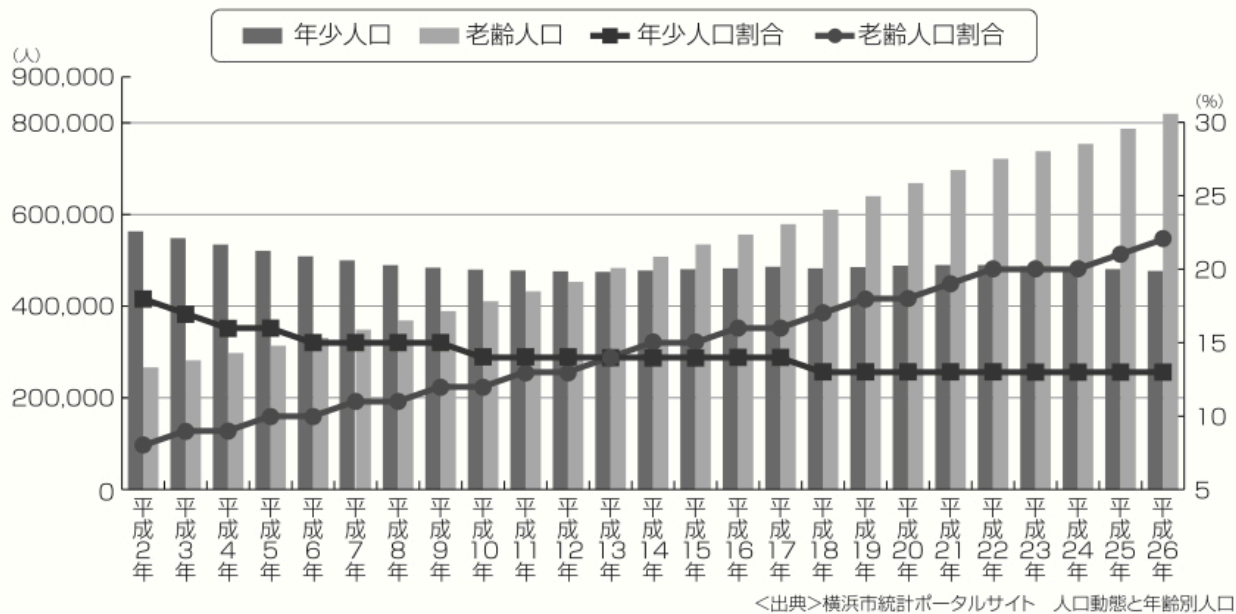
さらに、子どもに対する保護者の過保護・過干渉も指摘されています。保護者が子どもを大切に育てよう意識するあまり、過剰なまでに子どもの安全を考え過ぎ、遊びや体験活動の機会を子どもから奪ってしまったり、子どもが今まで経験したことのない状況に遭遇したとき、子どもが自ら考え、行動するのをじっくり見守ることができずに介入してしまったりするなど、子どもの成長や自立に不可欠な経験が以前に比べ得られにくくなっています。

「古き良き昔への回帰」は現実的ではありません。こうした状況の中で、今を生きる子どもたちに何をすべきか、これも待ったなしの課題です。

合計特殊出生率、出生数の推移



年少人口・高齢人口の推移



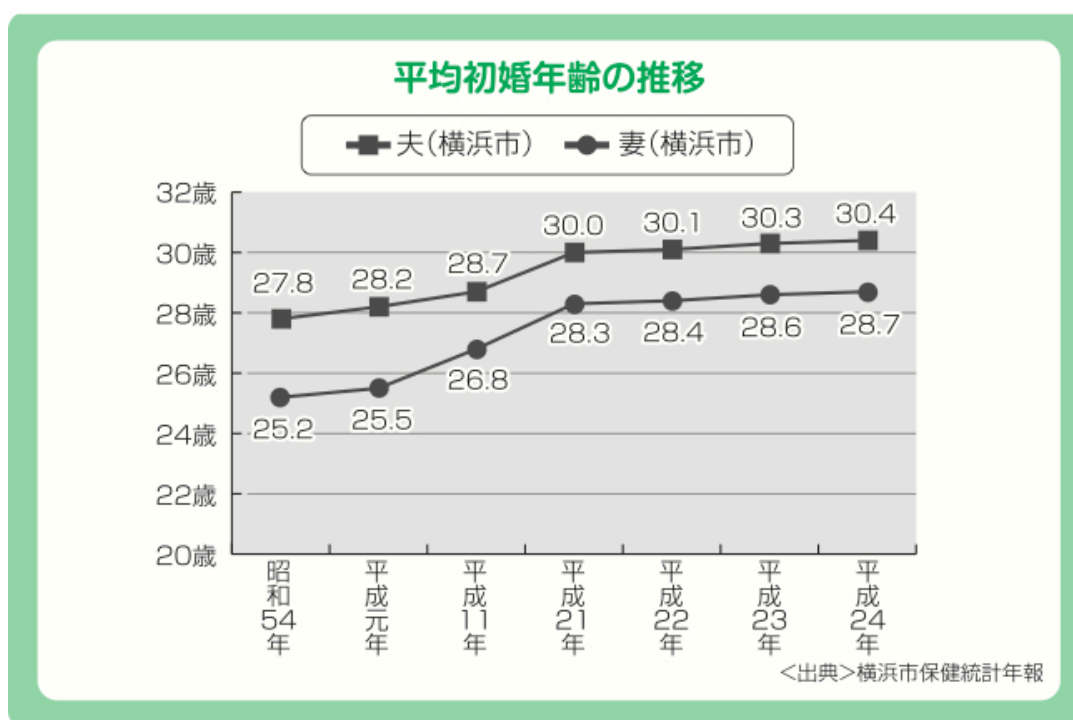
出産に対する意識

「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」（平成22年）によると、理想の子どもをもたない理由として、晩婚化、晩産化に限らず、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は60.4%、「高年齢で生むのはいやだから」と回答した人の割合は35.1%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合は17.4%を占めるなど、子どもを産み育てたいと思っても、経済的な障壁や年齢、身体的理由及び心理的負担感等で踏み切れない状況が伺えます。

そのため、出産、子育てが個人の選択、それぞれの生き方であることを前提としながらも、20代から30代の子育て世代に対する経済的支援の充実、保育・教育に係る費用負担の軽減を進めていくことが重要です。また、雇用環境の改善などは、国の経済状況や経済施策とも密接に関連するため、国に働きかけていく必要があります。

一方、出産・育児に対する不安感や負担感を軽減するため、これから結婚、出産、子育てを迎える世代や子育て中の保護者が、「安心して子どもを育てられる」、「子育てが楽しい」と思えるようにしていくことも重要な課題です。保護者や周囲の大人が安心感を持って子どもに接することで、子どもは、人間形成の核であり、かつ、社会性や協働性、規範性、豊かな人間性を育む土台となる「安心感」を無意識に感じ取ることができるのです。

さらに、子どもを産み育てることは、個人の生き方を豊かにするものであるという意識や、社会全体で人を育てることは豊かな地域や国をつくることにつながるという意識の土壌を形成していく必要があります。そのためには、子どもを大切に作る社会的な機運を醸成するとともに、親になる前の世代である中学生や高校生が、子どもを産み育てることについて、自分自身で考えることができるよう、学校で学ぶ機会や、親子が集まる場や機会を活用した親子と触れ合うことのできる体験の充実を図っていく必要があります。



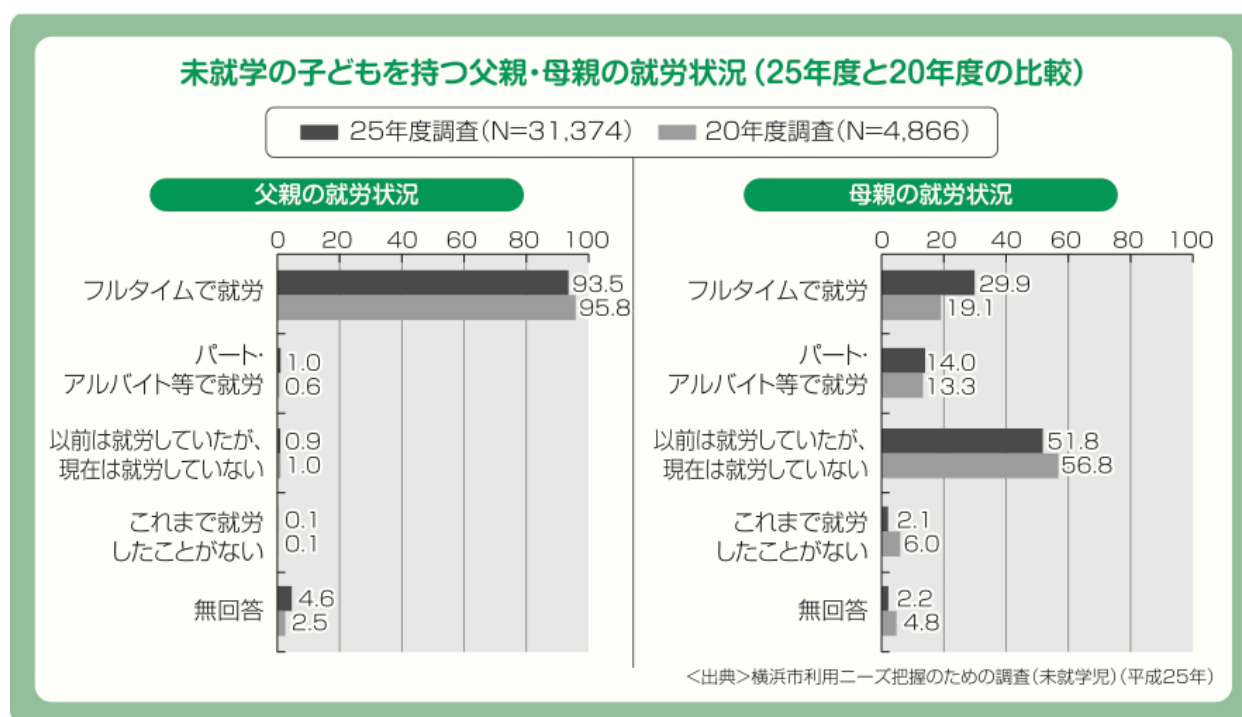
イ 家族の状況の変化

近年、世帯当たりの子どもの数の減少、三世帯同居の減少、ひとり親家庭の増加など、家族の規模が小さくなっています。

また、未就学の子どもを持つ親の就労状況について、父親のフルタイム就労が9割を超えており、母親のフルタイム就労は約3割で、パート・アルバイト等の就労を合わせると、約44%となっています。母親の就労（フルタイム、パート・アルバイト等）は、5年前と比較すると10ポイント以上増加しており、共働き世帯の割合が増加しています。

また、こうしたことから、家族の団らんやコミュニケーションの時間が少なくなるなど、家族のあり方にも変化が生じています。このような変化の中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、子育てをしている家庭への市民の理解、職場の理解と協力が得られるような環境をつくっていくことも大切です。

併せて、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点等で子育てを支援する人々が、一人ひとりの子どもに良さがあることや、子育ては自己を豊かにするものでもあることを保護者に伝え、子どもと向き合う時間を大切に、子育てに自信が持てるように関わっていくことが大切です。



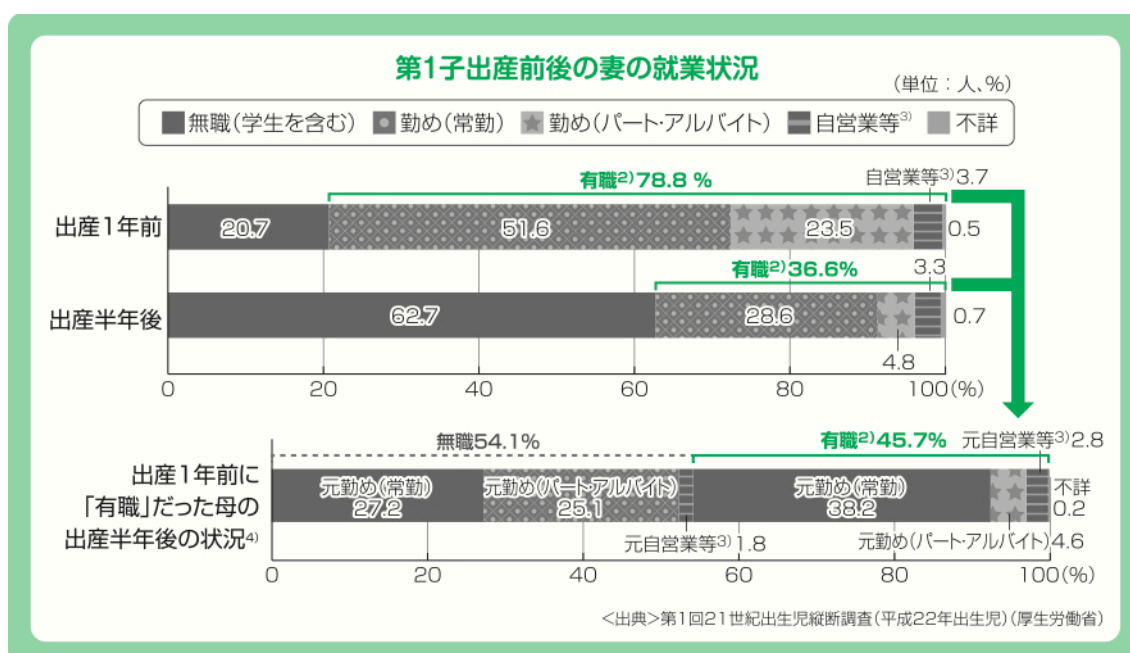
ウ 多様化する就業スタイルと依然として進まない仕事と生活の両立

「平成25年雇用均等基本調査」（厚生労働省）では、女性の育児休業取得率は83.0%（平成25年度）と、育児休業制度の着実な定着が図られつつあります。しかし、依然として、第1子出産を機に離職する女性の割合は高い状況です。

年代別の女性の労働力率では、男性は台形型を描くのに対して、女性は30歳代に底のあるM字カーブを描いており、結婚、出産及び育児を機に仕事を辞める女性が多い状況です。本市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことがわかります。

平成25年に本市が実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下「本市調査」といいます。）では、未就学児を持つ家庭において、「以前は就労していたが現在は就労していない」又は「これまで就労したことがない」母親のうち、24.7%が「1子育てや家事に専念したい」、54.5%が「2 1年より先、一番下の子どもが〇歳（※）になったころに就労したい」、20.0%が「3 すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しています。また、選択肢2と3を合わせた、「就労したい」と回答した母親の希望する週当たりの就労日数は、3日が48.5%と割合が一番高く、1日当たりの就労希望時間は、5時間が36.5%、4時間が26.9%、6時間が20.3%という割合でした。※〇部分には任意の数字を記載する形の問い。3歳との回答が24.8%と一番高かった。

現在、家族類型、就業スタイル等は多様化しており、「標準的」といった言葉で表せるような特定のモデルは存在しなくなってきました。そのため、いずれの選択も尊重し、支援していくことが大切です。併せて、子育て支援は、従来の考え方に縛られることなく、様々な施策や制度の検討・実施が求められています。妊娠中から産後の育児支援、地域における子育て支援の場・機会の充実はもちろんのこと、就労を希望する方のため、保育基盤の確保も重要です。地域のニーズを見極めながら、引き続き、保育の必要性のある子どものための多様かつ質の高い保育・教育への対応や、いわゆる「小1の壁」に対応する放課後児童育成事業の充実が求められています。



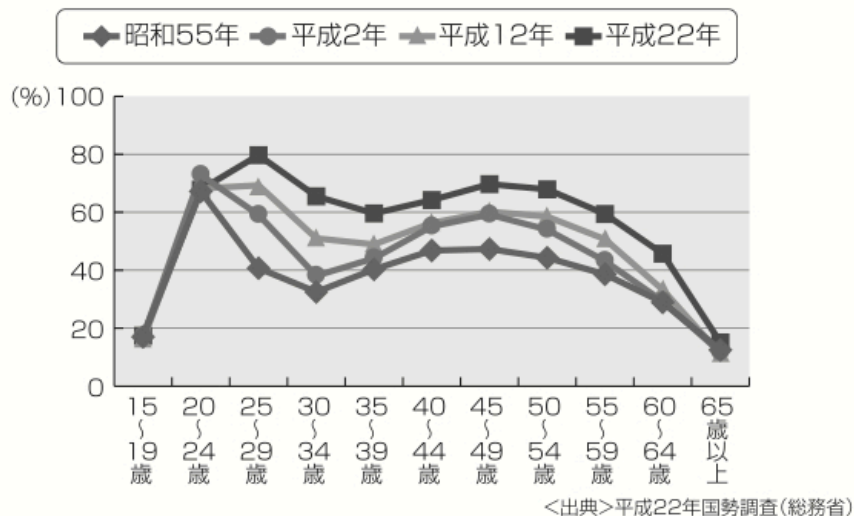
注:1)第1回調査の回答を得た者(総数平成22年出生児38,554[平成13年出生児]47,010)のうち、母と同居、きょうだい数1人(・人のみ)の者(総数[平成22年出生児]18,100、[平成13年出生児]22,914)をそれぞれ集計している。

2)「有職」には、育児休業中等の休業を含む。

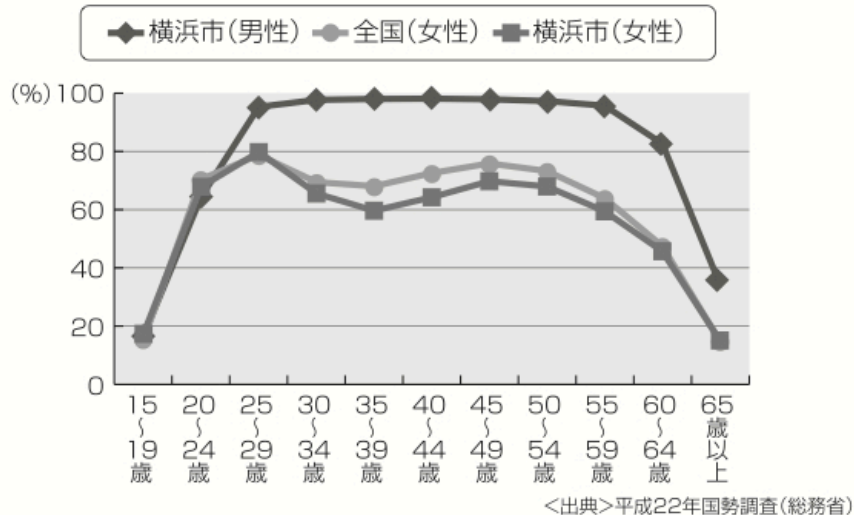
3)「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。

4)出産1年前に「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者(総数[平成22年出生児]14,261、[平成13年出生児]16,852)をそれぞれ100として集計している。

本市における女性の年齢階級別労働力率



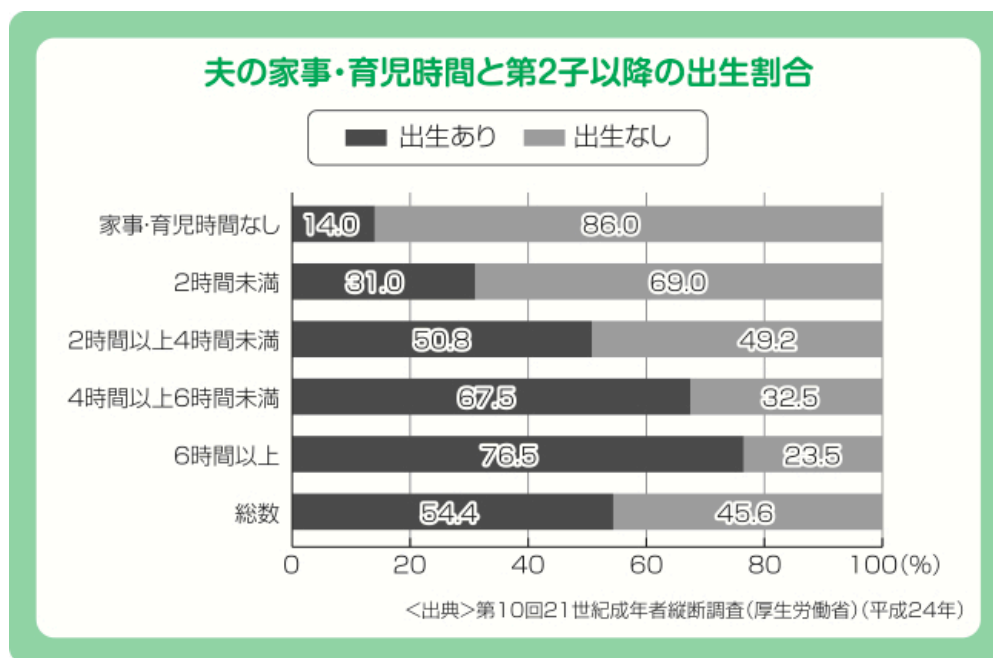
年齢階級別労働力率(全国と本市(男女)の比較)



一方、男性の育児休業取得率は2.03%（平成25年度）にとどまっています。さらに、「平成25年版少子化社会対策白書」（内閣府）によると、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準です。こうした男女とも仕事と生活の調和の取れない状況が、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられます。

本市調査においても、未就学児を持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約65%が20時以降となっており、依然として、子育て世代の父親の長時間労働の傾向が続いています。その結果、平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、「ゼロから1時間まで」が4割以上と、本人に子どもと共に過ごしたいという希望があっても、現実的にはそれがかなわない労働環境が多いという現状があります。父親の育児・家事への関わりを難しくしている現状は、こうした労働環境によるところが大きいと考えられます。

夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高いという調査結果からも、今後は仕事のみを優先させるのではなく、家事及び育児は父親と母親が共に行うという意識や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を更に浸透させていくことが必要です。



ワーク・ライフ・バランスは、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしつつ、子育て、介護、家庭、地域、自己啓発等の時間も持つことにより、豊かな生活を送ることにほかなりません。一日の中での時間配分を調整するだけではなく、一生のうちで、仕事に集中的に取り組む時期、子育てに専念する、又は重きを置く時期を設けるということもワーク・ライフ・バランスの一つです。性別にかかわらず、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、フレックスタイム制、テレワーク、ワークシェアリングなど、柔軟で多様な働き方を推進することは、自らの生き方を選択し、安心して子どもを育てる環境を形成することにつながります。

また、このことは、子どもの育ちの観点からも重要です。保護者が豊かな気持ちで子どもに接することや地域において保護者同士がつながりを持つことは、子どもの安定した情緒や人と関わる力などを育む上で大切な役割を果たしています。これらのことを理解し、例えば、食事を一緒に取り子どもと会話したり、保育参観、学校の授業参観、地域の行事等に保護者が積極的に参加したりするなど、様々な形で子育てに参加できるように働きかけていくことが大切です。また、特に乳幼児期は、子どもの体や脳の成長にとっても、食事の時間や早寝早起きなどの生活リズムを保つことが大切です。そのためにも、保護者がワーク・ライフ・バランスの大切さを考えていくことが必要です。

企業においても、少子高齢社会の進展、人口減少に伴う労働力不足、ライフスタイルの多様化、雇用や就業を取り巻く環境の大きな変化の中、時代の変化に応じた対応が求められています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりは、優秀な人材の確保・定着、女性の活用などの効果が期待できるとともに、業務の効率化や長時間労働の是正など、企業の将来的な成長・発展につながる重要な経営戦略として注目されています。

エ 地域のつながりの希薄化

「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「顔もよく知らない」及び「道で会えば挨拶ぐらいする」割合が60%前後、比較的親密な付き合い方をしている人の割合も10%～15%前後で近年は推移しており、依然、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況は変わっていません。

また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が約7割となっています。隣近所に干渉されない気持ちは、裏を返せば家族以外に頼れる人が少ないということでもあります。

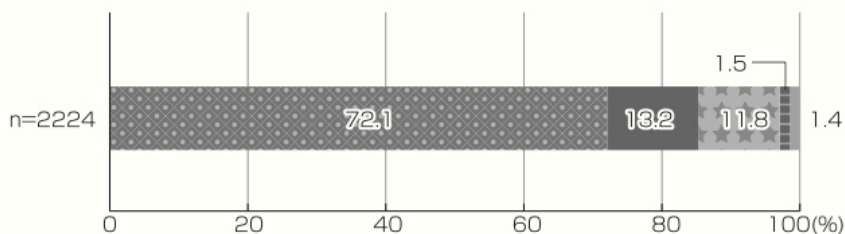
少子化により、近所に子どもがいないという地域も少なくありません。また、共働き家庭が増えていることから、近所の方と日常的に関わる時間が少ないといった実状も見受けられます。こうした状況を踏まえつつも、子どもにとっては、家の外や自分の通う保育所、幼稚園、認定こども園、学校など、地域の中で大人に見守られながら育つ環境は、人と関わる力や心情を育む基盤になるものです。「子どもにとっての育ちの環境」として、共助の意識を高め、地域のつながりを大切にしていくことが重要です。

近年、子どもの声に対して、うるさい、迷惑だとの声が少なくありません。「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（一般財団法人こども未来財団、平成23年）によると、子育て環境は徐々に向上している傾向にありますが、依然として35%程度の方が「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」と答えています。子どもの声について、顔見知りの子どもの声はうるさいと感じなかったり、電車で子どもが泣いたりぐずったりしても、保護者が子どもに向き合い、周りに配慮する姿勢があれば許容できる、といった意見もあります。このことから分かるように、子どもの声は「騒音」というよりも、聞く人の心持ちによる「煩音^{はんおん}」である場合が多いと言えます。子どもにとっての育ちの環境は、地域の子どもの顔を知る、困っている親子を見たら一歩踏み出して温かい声掛けをする、声を掛けられた親子は感謝の意を表すなど、互いが温かい関わりを持ち、「お互い様」と支え合える関係づくりを進めることによって、豊かなものになっていきます。「共感力」と「想像力」を発揮して、コミュニティを醸成し、日々の暮らしの中で子どもの育ちを支えていくことが求められています。



隣近所との付き合い方についての考え方

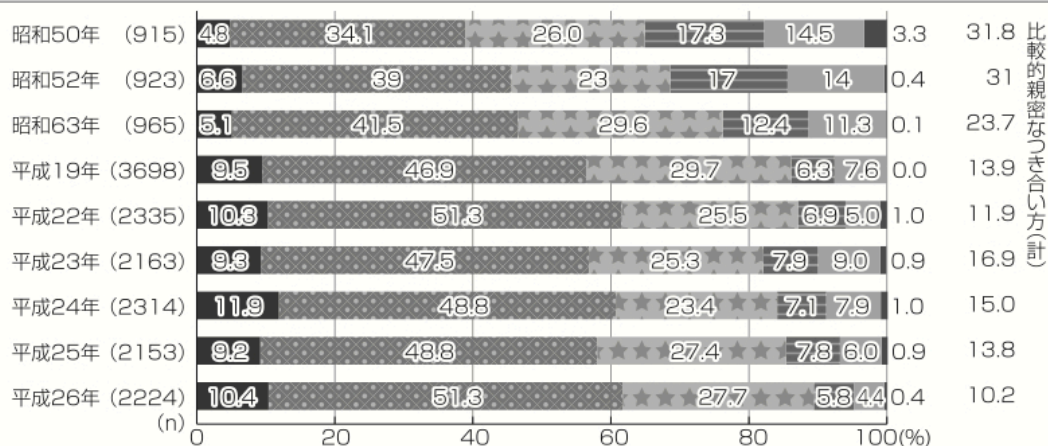
- 互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい
- 人間関係が薄く、みながばらばらな感じでさびしい
- ★ 親密な人間関係があって、暮らしやすい
- 人間関係が濃密で、わずらわしい
- 無回答



<出典>平成26年度横浜市民意識調査

隣近所との付き合い方

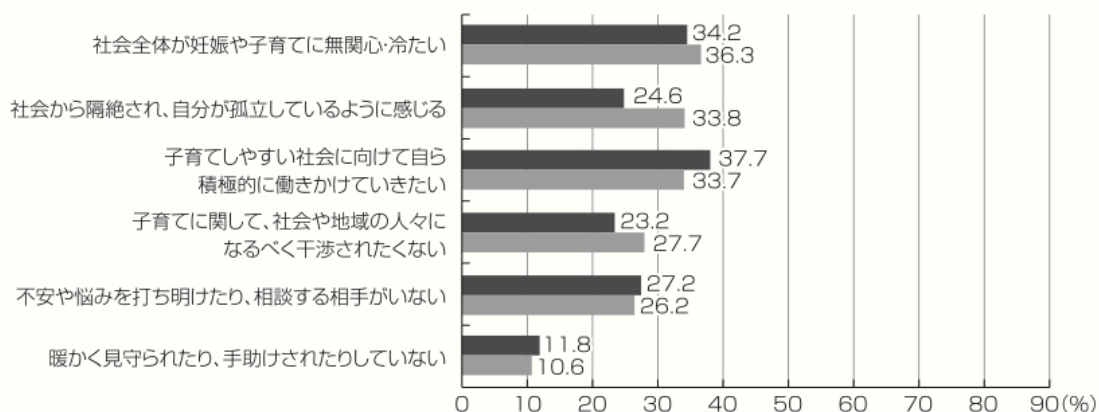
- 顔もよく知らない
- 道で会えば挨拶ぐらいする
- ★ たまに立ち話をする
- 一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている
- 困ったとき、相談したり助け合ったりする
- 無回答



<出典>横浜市民意識調査

子育て中の人々に対する周囲や社会の印象

■ 男性 n=228 ■ 女性 n=1,182



<出典>子育て中の親の外出等に関するアンケート調査(一般財団法人こども未来財団)(平成23年)

オ 地域力の創出・向上

地域のつながりの希薄化が言われている一方で、市民の地域や社会活動への参加意向は比較的高い状況であると言えます。市民意識調査では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は5割を超えており、中でも、「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。

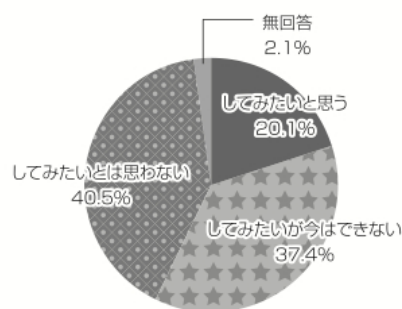
本市では、従来から、地域における子育て支援を「子育ては保護者だけでなく、社会や地域全体で行うものである」という考え方を基本に、施策・事業を推進してきました。子ども・青少年とその家庭が豊かな関わり合いを持てる場や機会を広げていくためには、地域に住むあらゆる世代、立場の人が、子ども・青少年や子育て家庭に関心を持ち、積極的かつ主体的に関わっていくことが重要です。地域における子育て支援の担い手を増やし、その連携を図ることによって、それぞれの情報やノウハウが共有・蓄積されるとともに、新たな活動が広がり、創出されるなど、地域力の向上につながります。

具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点など既存の社会資源をはじめ、自治会町内会、連合町内会などの地縁団体、特定非営利活動法人（以下「NPO」といいます。）など子育て支援に関わる団体や支援者など、様々な担い手によって活発な活動が行われており、子育てを地域全体で支援する地域力の創出・向上に寄与しています。

また、地域力は、近所の子どもに温かいまなざしを向けたり、地域の行事に行ってみたりするなど、日常のささいな行動からも紡ぎ出されます。

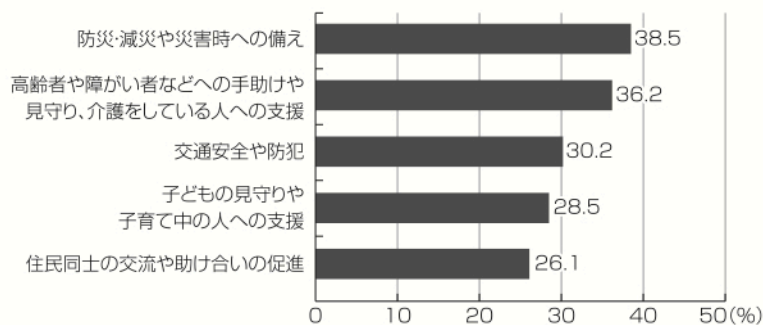
今後も本市の地域力を生かした子ども・子育て支援の推進に向けて、一層取り組むことが求められています。

地域や社会に役立つ活動への意向



<出典>平成26年度横浜市民意識調査

住民自身が取り組むべき地域の課題（上位5項目）



<出典>平成26年度 横浜市民意識調査

【コラム】「渋沢地区元気づくり協議会」の取組 子育てサロン「はぐはぐ」など

都筑区の渋沢地区では、「もっと地域を元気にしたい」、「連帯感を高めたい」との思いから「オール渋沢」を合言葉に、渋沢連合自治会のほか 21 の団体が連携し、夏休みラジオ体操、歌声喫茶 in 渋沢、「囲碁・将棋」教室、文化講演会、蕎麦と親しむ集いなど、8件に及ぶ活動が行われています。活動の一つ、つづきの丘小学校コミュニティハウスで行われている子育てサロン「はぐはぐ」では、毎回 20～30 組もの参加があり、「集まれる場所があって助かる」、「同世代のお母さんと知り合えてうれしい」との声が参加者から寄せられています。

「おはなしのこみち」（読み聞かせ会）とのタイアップやママさん向け講演会も実施するなど活動の幅を広げています。

また、「グラウンドゴルフを通じた健康づくり」では、老人会と子ども会が初のコラボ。孫の付添いで訪れたおじいちゃん・おばあちゃんの仲間づくりのきっかけになっています。「昔遊び～夏休みバージョン～」は、小学校の土曜日活用の行事に位置付けられ、子ども会、消防団、学援隊と地区社協が協力しながら、昔遊びやラジオ体操などのプログラムを実施し、子どもたちの貴重な体験の場となりました。



子育てサロン「はぐはぐ」

【コラム】地域における幼・保・小連携の取組

本市には各区に「幼稚園・保育所・小学校連携」の組織があり、園長や校長を中心に子どもたちの育ちと学びをつなぐ活動を行っています。30 年以上続いているこの取組を核にして、今後は一層、「地域の中で育つ子ども」として、子どもたちを見守り育てていく環境を充実させていくことが望まれます。

また、災害時に互いに子どもを守る協力的な営みは、東日本大震災の時には発揮されました。日頃の顔の見える関係が生かされ、地域として子どもたちを守る取組が自発的に行われました。この時を



避難訓練の様子

契機に防災に対する連携が更に深まった地域もあります。保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携により、地域で子どもを支え育てる大きな環境がうまれます。今後は、区役所との連携も更に充実させ、地域のつながりを一層深めていくことが重要です。

【コラム】「福祉教育」で育む地域社会とのつながり

「福祉教育」とは、福祉の問題を考えることを通じて、福祉活動への関心と理解を深め、共に支え合いながら豊かに生きていく力や、福祉の問題を解決する力を身に付けることを目指すものであり、社会福祉協議会や地域ケアプラザなどが中心となって、学校からの相談に対し、プログラムの提示、調整、実施協力を行っています。

福祉教育の取組が広がるきっかけとなった「学童・生徒のボランティア活動普及事業」は、昭和52年（1977年）に国の事業として始まり、学校への助成を通じて小・中・高校生に対して福祉に関する学習プログラムを実施する取組として全国的に広がっていきました。さらに、平成14年（2002年）には「総合的な学習の時間」が本格実施されたことを受け、これらのプログラムは授業の中にも取り入れられていきました。

このことにより、学校と地域との新たなつながりが生まれ、それぞれが実施する行事への積極的な参画が行われるなど、地域全体で子育てや青少年の健全育成に取り組む意識が育まれてきています。

プログラムについても、これまでの高齢者や障害者理解が中心であったものから、地域のつながりの大切さや地域への愛着を育むものなど、福祉を日常生活の延長としてとらえ、生徒自身が地域社会の一員として実感できるような内容に広げることが求められています。

子どもと地域のつながりをつくり、地域全体で子どもの成長を支えることをより進めるために、横浜市地域福祉保健計画においても、福祉教育の取組を通じた地域づくりを進めていきます。

今後も福祉教育の推進により、全ての人がかげがえのない存在として尊重され、差別や排除されることなく、地域の中で共に支え合い「共に生きる力」が育まれていくことを目指しています。



連合町内会長による地域についての説明等、福祉教育を通して地域を知る取組を実施



地域住民や地域の事業者等の協力を得ながら取組を実施

カ 情報化社会の進展

情報化社会が進展し、私たちは、多くの情報や知識あるいは娯楽を、各種メディアを通じて入手することができるようになりました。「情報化」は今や、生活に不可欠なものとなっています。

子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で一層生かされてきています。

一方で、親子が触れ合う時間の減少や、子どもたちが幼い頃からメディアに触れ続けることによる生活、行動等への影響が懸念されています。携帯電話等による匿名の誹謗中傷^{ひぼう}、悪意ある情報の流布、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、問題も顕在化してきています。

メディアを有効に活用する観点から、メディアに対する子どもの健全な習慣の形成を社会全体の問題としてとらえ、家庭、保育・教育機関、NPO、地域コミュニティ、民間事業者、行政など子どもの健全な育成に深く関わっていくべき全ての関係者が、手を携えて真剣に取り組んでいく必要があります。

【コラム】メディア機器の利用にルールを！

子育て中の保護者自身や乳幼児を含めた子どものメディア機器の利用に関しては、文部科学省が様々な企業、団体と協力し、スマートフォンの利用について家族で考えることを提案するスローガンとロゴマークを制作し、キャンペーンを展開しています。

また、国や自治体の立場からだけでなく、小児医療やソフトウェアを開発・販売する立場からも注意喚起がなされています。

親子の会話や体験を共有する生活サイクルを守ることを基本に、子どもの発達や成長の視点から、また、生活環境や生活スタイルを考慮しながら、各家庭でメディア機器の利用のルールをつくりましょう。



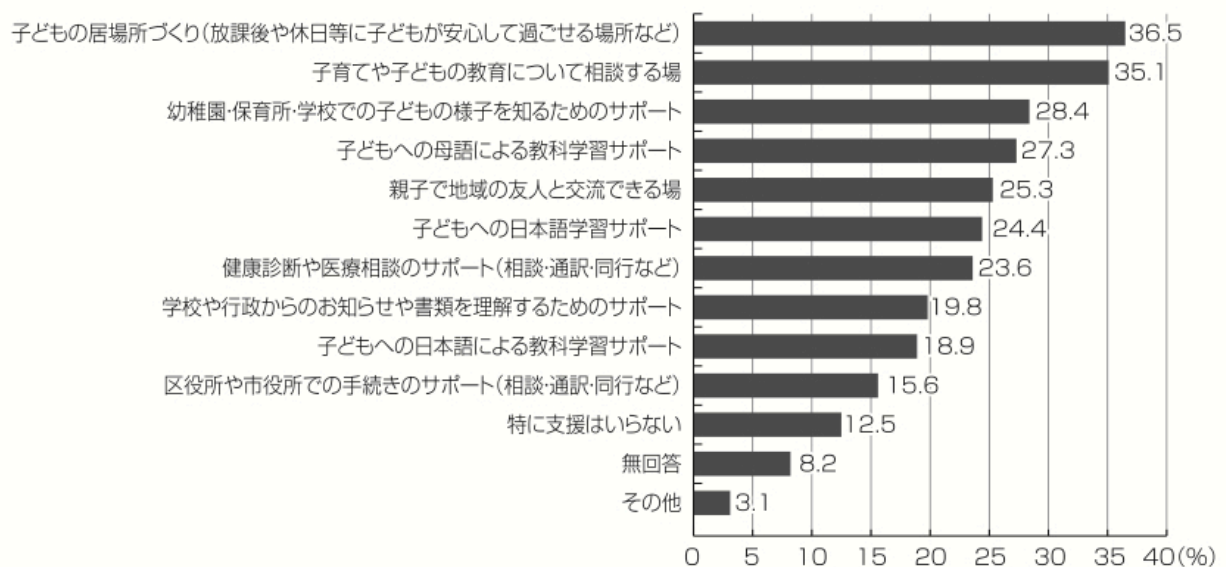
キ 国際化と多文化共生社会

本市には、平成26年6月末現在で約77,000人の外国人住民の方が在住しており、例えば、保育所等における通訳のサポート、特別な支援が必要な子どもやその家庭への対応など、今後も子育てをはじめとして様々な支援を充実させていく必要があります。

また、市立の小中学校には、外国籍や外国につながる子どもが、平成25年5月現在で約7,000人在籍しており、そのうち約1,400人は日本語の初歩からの学習が必要です。

言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野で多文化共生が地域社会の重要な課題になっています。現在、公益財団法人横浜市国際交流協会（Y O K E）、国際交流ラウンジ、地域のN P Oなどが連携しながら、外国人住民のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生のまちづくりを進めていますが、今後、子育て支援を推進する上でも、多文化共生の観点は重要となっています。

子育てや子どもの教育に関してあったらよい支援



<出典>平成25年度横浜市外国人意識調査

【コラム】外国籍・外国につながる児童生徒に向けた学習支援（中区・南区）

中区や南区には、外国籍・外国につながる児童生徒の数が3割を超える学校があり、区では学校や教育委員会事務局、（公財）横浜市国際交流協会、国際交流ラウンジ等とネットワークを組んで事業を展開しています。主な取組として、放課後学習支援の充実や、転入時に日本と母国の学校制度の違いなどを説明するスクールガイダンスを実施しています。



放課後学習支援教室

外国籍・外国につながる児童生徒と、その保護者が、日本の生活に馴染み、学校生活を意義ある時間としていくためにも、「国際理解」や「多文化交流」などについて、区民の理解を深め、互いに助け合える多文化共生のまちづくりを目指していきます。

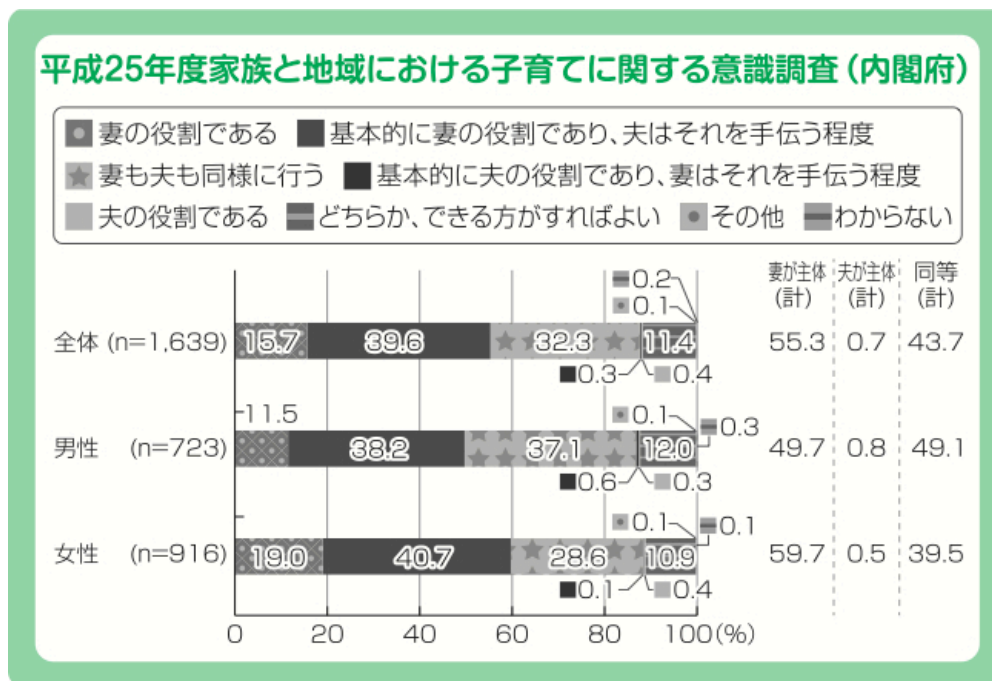
(2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

ア 母親にかかる子育ての負担

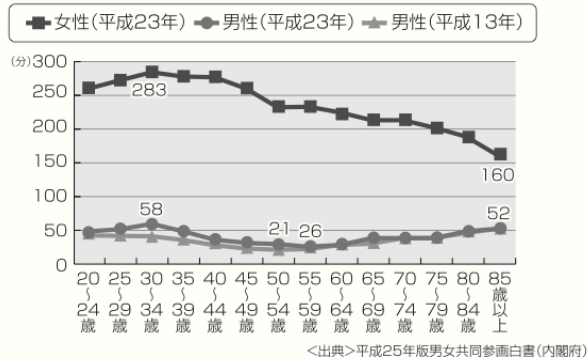
共働きの家庭が増えている中でも、依然として子育てや家事は母親に負担がかかっている状況となっています。

「平成25年度家族と地域における子育てに関する意識調査」(内閣府)では、家庭での育児や家事について、夫婦どちらが行うべきかを聞いたところ、「基本的に妻の役割であり、夫はそれを手伝う程度」という回答者の割合が39.6%と最も高く、「妻の役割である」(15.7%)という回答者を合わせると、「妻が主体」は55.3%を占めています。

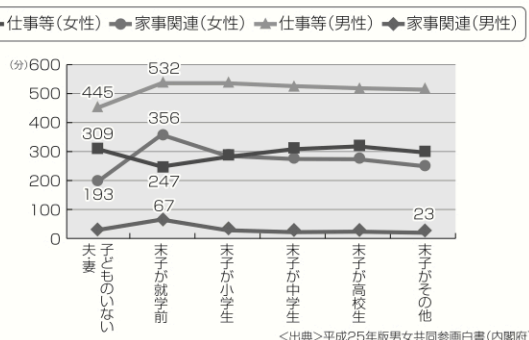
実際、「平成25年版男女共同参画白書」(内閣府)によると、共働き家庭における父親の1日の家事関連時間(育児等を含みます。)は、子どもの成長に伴うライフステージの変化にかかわらず短い一方で、共働き家庭の女性の家事関連時間は、男性と比べて全般的に長く、特に末子が就学前の時期に目立って長くなっています。



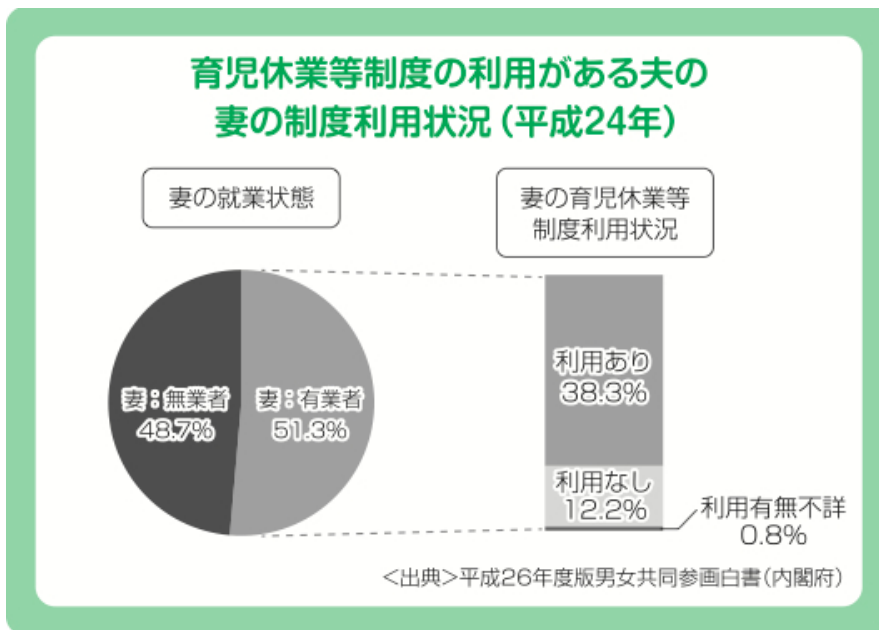
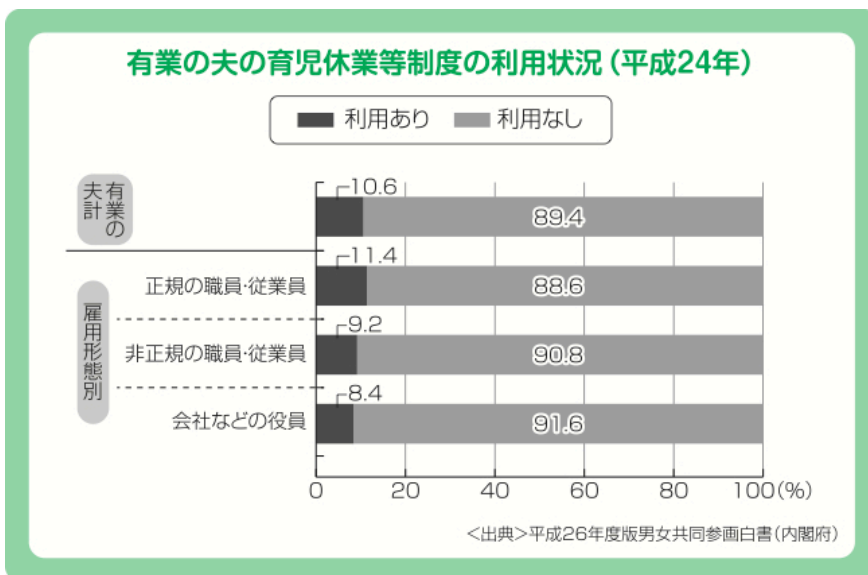
有業・有配偶者の1日当たり平均家事関連時間(平成13年、23年)



共働き男女のライフステージ別1日当たり仕事等の平均時間と平均家事関連時間(平成23年)

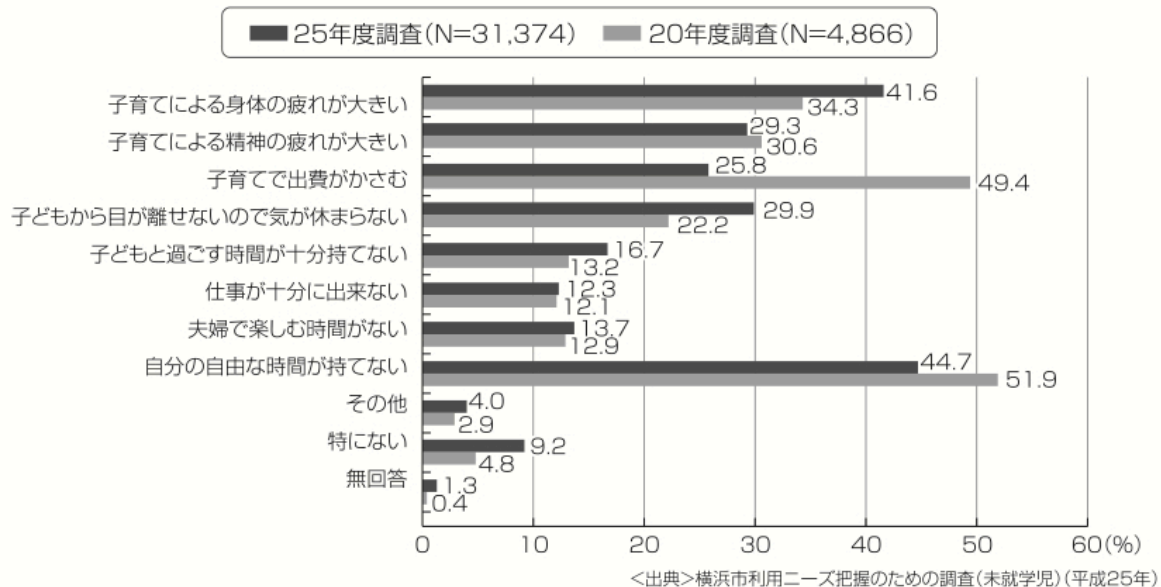


子育て期においては、特に仕事と家庭の両立が困難であり、そのための支援が必要です。「平成25年雇用均等基本調査」（厚生労働省）によると、平成25年度に育児休業を取得した人の割合は、女性では83.0%であり、育児休業制度の着実な定着が図られつつありますが、男性ではわずか2.03%にとどまっています。6歳未満の子どもがいる世帯の夫（有業者）による短時間勤務制度や企業独自制度を含む育児制度の利用状況は、約1割と非常に低い利用率となっています。



また、本市調査では、未就学児を持つ家庭において、子育てで何らかの負担感がある人の割合は9割を超えており、具体的には、「自分の自由な時間が持てない」(44.7%)が最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」(41.6%)、「子どもから目が離せないで気が休まらない」(29.9%)などの順で高くなっており、特に専業主婦の世帯ではその割合が高くなっています。5年前の調査と比較すると、「子育てで出費がかさむ」の割合が低くなる一方、「子育てによる身体の疲れが大きい」及び「子どもから目が離せないで気が休まらない」など、心身の疲労を挙げる割合が高くなっています。子どもの健やかな成長のためにも、特に母親にかかる負担や不安を軽減し、ゆとりを持って子育てができるような支援が求められています。

子育てで負担に思うこと(25年度と20年度の比較)



イ 子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態及び貧困率の上昇

本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程での不登校、いじめ、暴力、自傷行為、自殺企図等、更には若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。「横浜市子ども・若者実態調査」（平成24年度）では、ひきこもりの青少年（15歳から39歳まで）が少なくとも約8,000人、無業状態の青少年が約57,000人と推計されています。

こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、子ども・青少年本人や親の障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っています。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それが更に成人後の経済的困窮につながっていくことも考えられます。近年、子どもの貧困率は上昇しており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

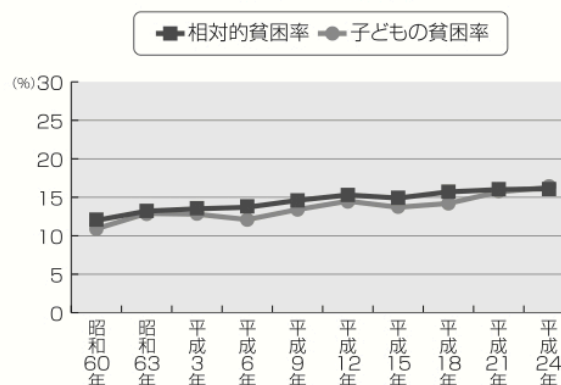
このように、子ども・青少年の養育環境における課題には様々な要因がありますが、支援を必要とする家庭に育つ小中学生への生活支援、学習支援、ひとり親家庭への就労支援等は、現在、個別課題に対する支援が中心となっています。今後は、乳幼児期からの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達や個々の特性に応じて、包括的・継続的な支援を行うことが求められています。そのためには、個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築する必要があります。

一方、子どもの育ちの観点からは、乳幼児期から育まれる基本的信頼感、情緒の安定を基盤とし、自己肯定感や自己有用感（※）を持ちながら自己形成をしていく過程を大切にしていかなければなりません。そのためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校等において、育ちの連続性を大切に、長い目でとらえていく子どもの育ちに関する共通理解を促す取組も必要です。

さらに、子ども・青少年の支援に当たっては、「関わる力」を育み、共に社会で生きていくことができるように、仲間と出会い、活動できる居場所をつくることも重要です。居場所では、支援された子ども・青少年が、他の子ども・青少年の支援に回る「ピアサポート」を進めることで、支え合い、励まし合う関係をつくることができます。同じ経験をした立場だからこそ、支援者とは異なる視点で互いに支え合うことができ、自分自身を見つめていくことができるという、双方にとっての効果が期待されます。

※自己有用感…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止める感覚のこと。

貧困率の年次推移



<出典>平成25年国民生活基礎調査(厚生労働省)

※「相対的貧困率」とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合。
 ※「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得(就労所得、財産所得、仕送り等、公的年金、その他の現金給付等)を世帯人員の平方根で割って調整した所得。
 ※「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合。

子どもの貧困について

平均所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の割合と定義されている「子どもの貧困率」について、日本の子どもの貧困率は、平成24年には16.3%となりました。これは、数字の上では6人に1人の子どもが貧困に直面していることになり、OECDに加盟する34か国中で25位です。

このような厳しい現状を踏まえ、国においては、25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、26年8月には、この法律に基づき子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」がまとめられました。

大綱では、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率やひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、この指標の改善に向けて、国・地方自治体を中心となり、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとされました。

本市では、ひとり親家庭への経済的自立に向けた就業支援、養育環境に課題があるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して生活支援や学習支援等を行う寄り添い型学習等支援事業など、大綱において重点施策の中に掲げられた取組が既に行われています。このほか、保育所保育料などの利用料について、保護者の所得に応じて設定するなど、所得の低い家庭へ配慮しています。

今後、法の趣旨や大綱を踏まえ、本市としても、本市における子どもの貧困の実態を的確に把握した上で、その改善に向けた切れ目のない支援を、これまで以上に力を入れて進めていくことが必要となります。

<生活困窮状態にある子ども・子育て世帯等に対する主な支援策>

- ◆ 寄り添い型学習等支援事業
- ◆ 施設等退所後児童のためのアフターケア事業
- ◆ ひとり親家庭への就労支援
- ◆ 経済的な支援が必要な若者に対する就労に向けた資格等取得に係る支援
- ◆ ハローワークと一体となった就労支援「ジョブスポット」の設置
- ◆ 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）
- ◆ 児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付
- ◆ 保育所保育料等の保護者の所得に応じた利用料設定
- ◆ 就学援助制度・私立学校等就学奨励制度
- ◆ 高等学校等就学支援金・高等学校奨学金
- ◆ 要保護・準要保護援助費・準要保護児童給食費
- ◆ 体験学習等援助費
- ◆ 生活保護制度
- ◆ 生活福祉資金貸付

子育て家庭の状況 ～子育てに対する満足度の変化～

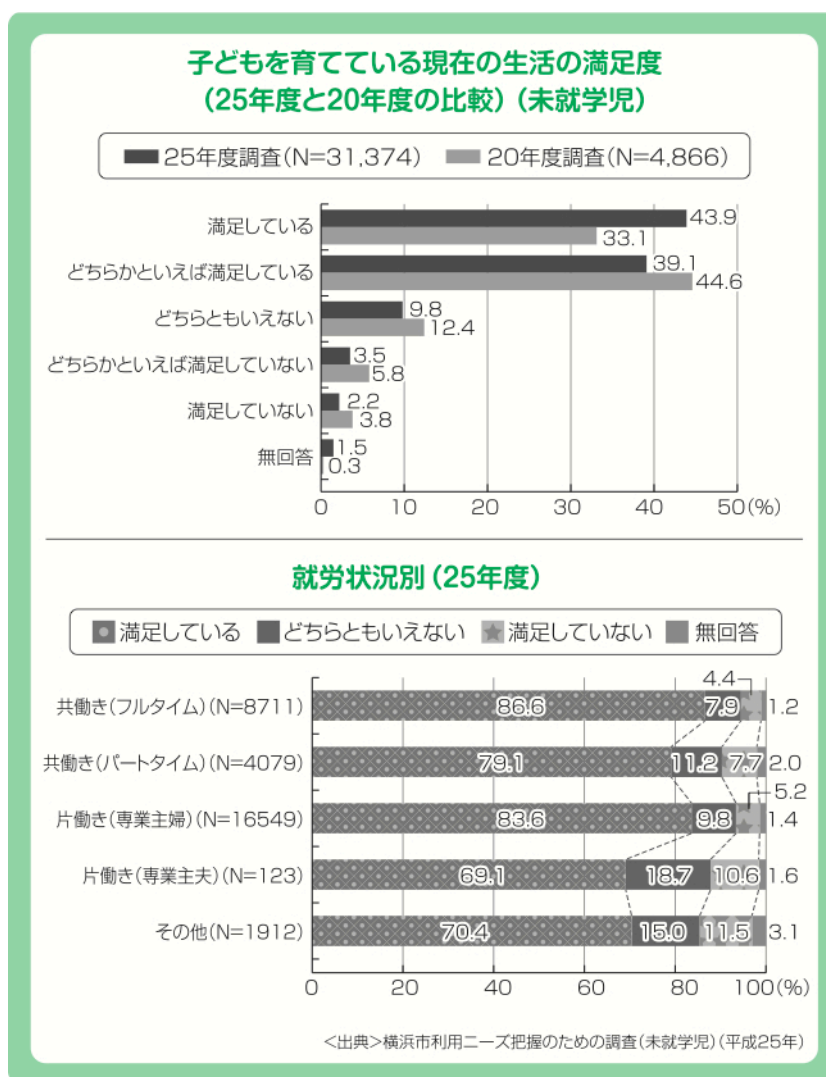
未就学の子どもを持つ家庭のうち、8割を超える家庭が現在の子育ての生活に満足しており、平成20年度の調査と比較すると、満足している家庭の割合が増えています。子育てに対する不安感・負担感（基本施策⑥参照）について、「現在」の状況が5年前に比べてわずかながら減少していることから、親子の居場所や保育所など未就学の子ども・子育て家庭に関する本市の施策について、一定の成果が現れていると言えます。一方で、妊娠中や出産直後の不安感・負担感は微増していることから、そのことへの対応が課題と言えます。

また、小学校以降では、現在の子育ての生活に満足している割合は以前と比べて大きく変わっていない状況です。今後も引き続き、学齢期の子ども・子育て家庭を支援する施策を充実させていくことが必要です。

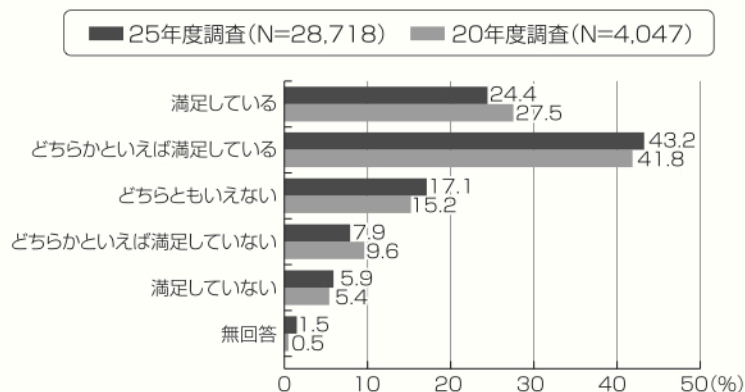
また、子育てについて相談できる人がいない家庭では、子育ての生活に満足していない割合が大きくなっており、特に小学生の子どもを育てている家庭でその傾向が顕著になっています。

そのため、子育てに関する相談対応や家庭訪問など、子育て家庭への支援に関する取組の重要性が高まっています。

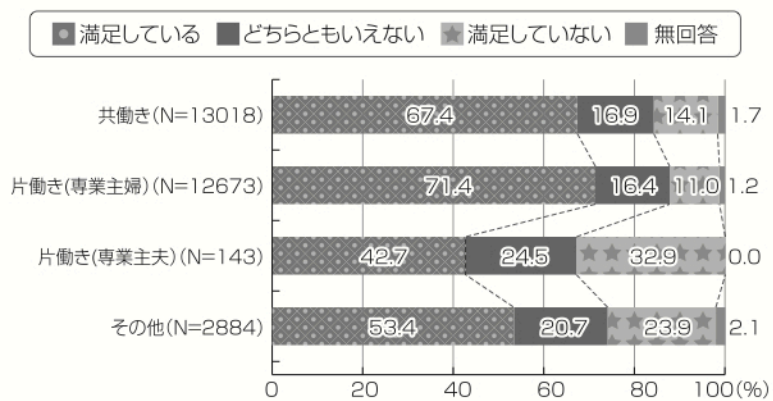
さらに、子育てに関する相談相手として「近所の人」を挙げた家庭は、子育てに対する満足度が最も高くなっていることから、子育て支援を進めていく上で、地域のつながりを強める取組も重要であることが分かります。



現在の生活の満足度 (25年度と20年度の比較) (小学生)



就労状況別 (25年度)



<出典>横浜市利用ニーズ把握のための調査(小学生)(平成25年)

(3) 横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の振り返り

ア かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画の事業評価

かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（計画期間：平成 22 年度から平成 26 年度まで）において、計画に掲載された 125 の事業・取組のうち、119 の事業・取組（全体の 95.2%）について、計画期間内の目標の達成が見込まれます。

<施策分野ごとの振り返り>

施策分野 1 生まれる前から乳幼児期の支援

基本施策① 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

母子共に安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査等を実施するとともに、親子が孤立することなく安心して育児できるよう、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」や保健師等の専門職による第 1 子の家庭訪問を充実し、妊娠期から産後までの切れ目のない支援を行いました。

基本施策② 地域における子育て支援の充実

子育て支援の中核的な拠点である地域子育て支援拠点の整備を進め、平成 23 年度までに全区への設置を完了しました。また、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、交流できる「親と子のつどいの広場」の拡充を図るとともに、保護者等の用事やリフレッシュなどの際に、保育所等において一時的に子どもを預かる一時保育・乳幼児一時預かり事業など、在宅家庭の子育て支援の充実に取り組みました。

基本施策③ 未就学期の保育と教育の充実

保育所整備や横浜保育室、NPO等を活用した家庭的保育事業の実施に加え、保育コンシェルジュによるきめ細かな相談支援等により、平成 25 年 4 月の保育所待機児童ゼロを実現しました。平成 26 年 4 月には、保育所入所申込みが 4,114 人増加し、待機児童数は 20 人となりましたが、本市の待機児童対策は、国においても「横浜方式」として推奨され、全国的に待機児童ゼロを目指す先進事例となりました。

また、乳幼児期から小学校以降へ育ちと学びの連続性・一貫性を持ち、保育・教育の質の継続・向上を図るため、横浜版接続期カリキュラムを策定するとともに、推進地区を広げ、幼・保・小連携の取組を強化しました。

施策分野 2 子どもや青少年の自立に向けた支援

基本施策④ 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、はまっ子ふれあいスクール等放課後の児童の居場所づくりに取り組みました。

近年の留守家庭児童の放課後の居場所に対するニーズの高まりを受け、「はまっ子ふれあいスクール」について、19 時までの預かりや長期休暇の預かりなど留守家庭児童に対応する「放課後キッズクラブ」への転換を進めました。

また、地域の青少年活動等を通じて、多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会の提供を行いました。

基本施策⑤ 困難を抱える若者の自立支援の充実

困難を抱える若者が、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目のない相談支援、情報提供が受けられるよう、青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザを中心とした、若者の自立支援のネットワーク強化と、多様な社会参加・就労体験プログラムの展開等により、困難を抱える若者の自立を支援する環境づくりを進めました。

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援**基本施策⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実**

児童虐待死の根絶を目指し、関係機関相互の連携強化、児童養護施設や里親等の支援体制、養育環境の整備など「児童虐待対策プロジェクトの報告書」に基づく8つの対策を推進し、児童虐待の未然防止から、早期発見、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めました。

基本施策⑦ 障害児への支援

障害児への支援として、8か所目の地域療育センターを整備し、通園施設定員の拡充を図るとともに、新たな重症心身障害児施設の開所に向け設計を進めました。

学齢期の障害児の居場所づくりとして、本市独自の居場所づくり事業から、法定化された放課後等デイサービス事業への転換を図り、NPO法人や株式会社等多様な運営主体の参入により事業所数が大幅に増加しました。

基本施策⑧ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

ひとり親家庭への自立支援では、就労支援、生活支援、経済的な支援などの総合的な支援を行うとともに、母子生活支援施設退所後、訪問や電話で生活や子育てなどの相談を受けるなど、対象者の負担軽減と地域での生活の安定につなげました。

また、配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）をなくすキャンペーンの実施や民間シェルターの運営支援等により、DV被害者等が地域で生活するための支援を充実しました。

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進**基本施策⑨ 安心・安全のまちづくり**

店舗や施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらった「ハマハグ」協賛店舗・施設の認定や、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、地域向け子育て支援施設を併設した「横浜市地域子育て応援マンション」の認定を進めるなど、安心して子育てができるまちづくりを進めました。

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にする機運の醸成

企業・市民に向けた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、父親の家事・育児の推進や祖父母世代の地域の子育て支援への参加促進に取り組みました。

イ 目標未達成となる事業・取組

計画期間中に目標を達成できない見込みとなっているものが、6事業・取組あります。

主な理由としては、実施に当たっての関係機関との調整、実施場所の選定等に時間を要したことなどが挙げられます。

次期計画に向け、未達成の理由となっている課題等に対し、具体的な対応を図りながら、引き続き取組を進めるとともに、当初計画の取組内容について途中で見直しを行った結果、目標値に届かなかったものについて、現在の状況やニーズに合わせた取組・事業への転換を図っていきます。

事業・取組	平成26年度末 目標値	取組状況と今後の方向性
保育所・幼稚園 における子育て 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所子育てひろば（常設園） 51か所 ・幼稚園はまっ子広場（常設園） 27か所 	<p>地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や育児講座などの開催、子育て情報の提供を行う保育所子育てひろば（33か所）、幼稚園はまっ子広場（20か所）を実施しました。</p> <p>既存資源を活用した取組であるため、時間・場所などの制約があること、他の親子の居場所との配置バランスを考慮しながら整備を進めていく必要があることなどが課題となり、計画通り進めることができませんでした。</p> <p>地域に開放できるスペースを有している保育所や、幼保連携型認定こども園への移行を検討している幼稚園などを中心に、実施を働きかけていきます。（関連：88ページ）</p>
空き定員枠の活用（送迎保育ステーションの整備等）	拡充	<p>駅前近くに整備した送迎保育ステーションから空き定員枠のある保育所へバスでの送迎を行う送迎保育ステーション事業は、平成23年度は2か所、平成24年度から市内5か所で実施し、目標に達しました。</p> <p>しかし、周辺の保育所の新規整備が進む中で、送迎保育の利用ニーズが少ない状況であったことから、後のニーズも見込めない2か所について送迎を廃止し、併設の乳児保育所を5歳児までの保育所へ転換する等の見直しを行い、平成25年からは3か所での実施となりました。</p>
休日保育の拡充	実施箇所 27か所	<p>日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、10か所（9区）で実施しました。</p> <p>計画期間中に、未実施の区等の保育所と調整を進め、新たに3か所の休日保育を開始しましたが、事業開始前には周辺の休日保育の利用ニーズ把握が困難であることに加えて、保育士の確保が難しい状況であり休日保育を実施することによる平日保育への職員配置への影響が大きいことなどが課題となり、大幅な拡充につながりませんでした。</p> <p>今後、駅から近い保育所を中心に、1区1か所を目安として市全体で実施のバランスを図りながら、候補を絞り実施を働きかけていきます。</p>

事業・取組	平成26年度末 目標値	取組状況と今後の方向性
病児保育の拡充	実施箇所 27か所	<p>子どもが病気の際に保護者が家庭で保育できない場合に医療機関に併設する専用スペースで子どもを預かる病児保育事業を16か所（12区）で実施しました。</p> <p>計画期間中には新たに6か所で事業を開始し、1施設当たりの利用者数も増加していますが、看護師・保育士の確保が困難であることや専用スペースの確保が難しいこと等から、目標値を達成することができませんでした。</p> <p>平成25年度は、病児保育事業を実施する医療機関との意見交換会を開催し、今後の事業実施に当たっての課題整理や新規整備を促進するための検討を行いました。</p> <p>平成26年4月現在、病児保育施設は13区17か所で事業を実施しています。今後につきましては、各区1か所に加え、ニーズの高い地域に2か所目の整備を進めるなど施設の拡充に努めていきます。</p>
放課後児童育成 施策の推進	19時までの放課 後の居場所のある 小学校区 ニーズの高い小学 校区 全て（309学区）	<p>全ての子どもにとっての安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」の放課後3事業を実施しました。</p> <p>保育所の充実により、学齢期の放課後の居場所ニーズも増加していることから、「はまっ子ふれあいスクール」から、留守家庭児童にも対応する「放課後キッズクラブ」への転換等を進めましたが、専用スペースの確保が困難なこと等が課題となり、19時までの放課後の居場所がある小学校区は、259学区での実施となりました。</p> <p>今後は、学校校舎内の様々な空間の活用や、学校敷地内への専用施設の設置など、関係区・局との連携により、計画的に転換を進めていきます。（関連：48, 57ページ）</p>
重症心身障害児 施設の整備・拡 充及び機能強化	市内定員数 （短期入所含む） 300人	<p>在宅介護を行う家族の負担軽減を図り、在宅生活を支援するために、新たな重症心身障害児施設を整備し、短期利用ベッドの充実などの機能強化を目指していましたが、整備に当たっての地元調整に時間を要したため、計画期間中に開所することができませんでした。</p> <p>平成25年度までに地域との話し合いを重ねて設計を進め、平成26年度には着工、平成27年度にしゅん工し、平成28年度開所する見込みとなっています。</p>

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点



(1) 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」



◆ 子ども・青少年は、未来を創る力である



子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し、社会を担い、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく…こうした連綿と続く営みにより未来は創られます。

その意味で、子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、横浜の未来を創ることにほかなりません。

明るい未来が到来することを期して、私たちは、子ども・青少年の一人ひとりが大事にされ、健やかな育ちを等しく保障される社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

◆ 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す

子ども・青少年は、誰もが自分の良さや可能性、それを自ら発揮できるという内在した力を持っています。子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。

子ども自身を支援するだけでなく、子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することも重要です。

◆ 育ちの連続性を大切にし、乳幼児期から青少年期に至る成長を長い目でとらえていく

乳幼児期の育ちや学びは、人間形成・人格形成の基盤となるものです。その基盤は、日々の育ちの積み重ねの中で培われていきます。日々連続する育ちが積み重なってこそ、人間としての基盤が形成されていきます。子ども・青少年の成長を連続して支えていくために、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、地域へと育ちの場所が変わっても、長い目、広い目で育ちをとらえ、一貫性のある支援や指導をしていくことが求められます。

◆ 「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、全ての市民が未来を創る子ども・青少年に目を向け、「子ども・青少年にとって」の視点で、彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはないかを考えることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の温かい関わりの中で豊かに育ち、その育ちが、温かな地域・社会をつくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指します。



(2) 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分発揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、全ての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点に立った施策・事業を展開します。

2 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長する中で必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、全ての子ども・青少年を対象とします。

3 それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

人が健全で幸福な成長発達を遂げるためには、各成長段階で達成しておかなければならない課題があり、次の成長段階にスムーズに移行するためにも、それぞれの成長段階で習得しておくべき課題があると言われています。

子どもの育ちを支援していくために、子どもがそれぞれの成長段階に必要な体験を積み重ね、充実した日々を過ごすことができるようにするとともに、それぞれの成長段階に応じた育ちや学びが連続性を持って積み重なるよう、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携し、支援の連続性・一貫性を大切にしていきます。

4 子どもの内在する力を引き出す支援

子ども・青少年には、自ら育とうとする力、生き方を切り拓いていこうとする力が内在しています。一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、大人が子どもに全幅の信頼を置き、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にしていきます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

子どもと関わり、育てることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、子どもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

6 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

家庭や行政だけでなく、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきます。

様々な人たちが、課題認識から役割の自覚、具体的行動へと移行できるよう、子ども・子育て家庭とのつながりづくりや、交流・活動への参加機会の確保、担い手を支える仕組みづくり、支援機関・支援者の連携促進など、人材の発掘、育成にも一層注力していきます。

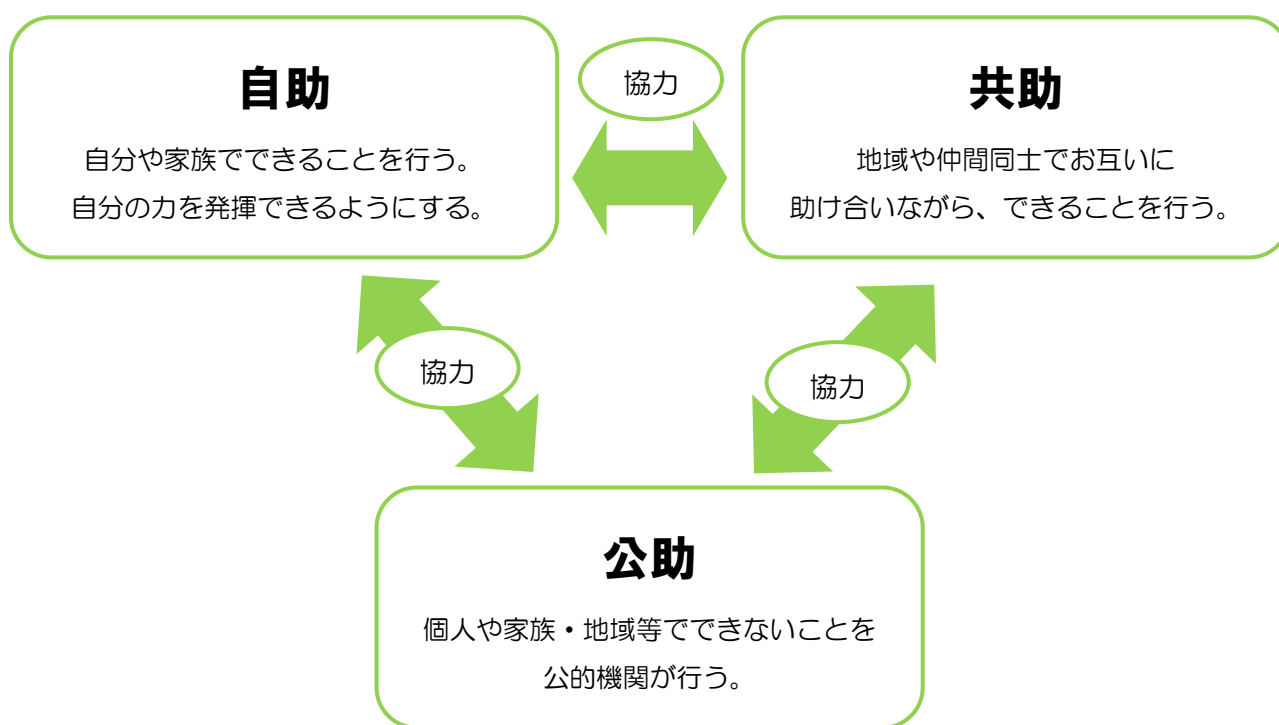
子ども・子育て支援における「自助・共助・公助」とは…

日常生活の中で起こる様々な問題は、まず、自分や家族の努力によって解決し（自助）、自分や家族で解決できない問題は、住民同士や関係機関・団体など、地域によって解決を図り（共助）、更に地域でも解決できない問題や行政が担うべき問題は行政で解決する（公助）といった重層的な取組が必要です。

子ども・子育て支援においても、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する（自助）という基本的認識の下に、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たす（共助・公助）とともに、相互に協力していくことが必要です。

全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきましょう。

～社会全体で取り組む子ども・子育て支援～



第4章 施策体系と事業・取組



(1) 施策分野・基本施策とその関係性

目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

ア 子ども・青少年への支援

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策③ 障害児への支援

基本施策④ 若者の自立支援の充実

イ 子育て家庭への支援

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

ウ 社会全体での支援

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切に、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

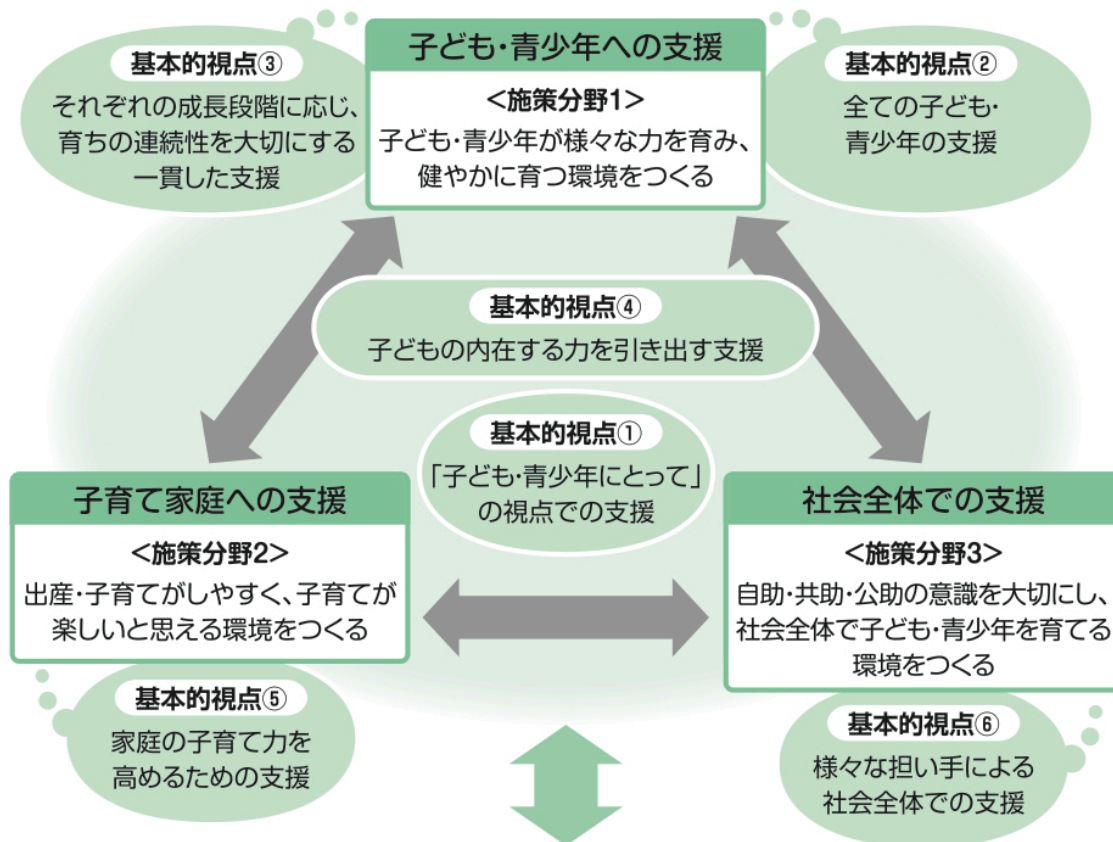
基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

- ◆ 子ども・青少年は、未来を創る力である
- ◆ 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- ◆ 育ちの連続性を大切に、乳幼児期から青少年期に至る成長を長い目でとらえていく
- ◆ 「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

基本的視点と施策分野・基本施策



PDCAサイクルの確保による計画の推進

施策分野1	基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
	基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
	基本施策③	障害児への支援
	基本施策④	若者の自立支援の充実
施策分野2	基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策⑥	地域における子育て支援の充実
	基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
施策分野3	基本施策⑧	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
	基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

(2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性

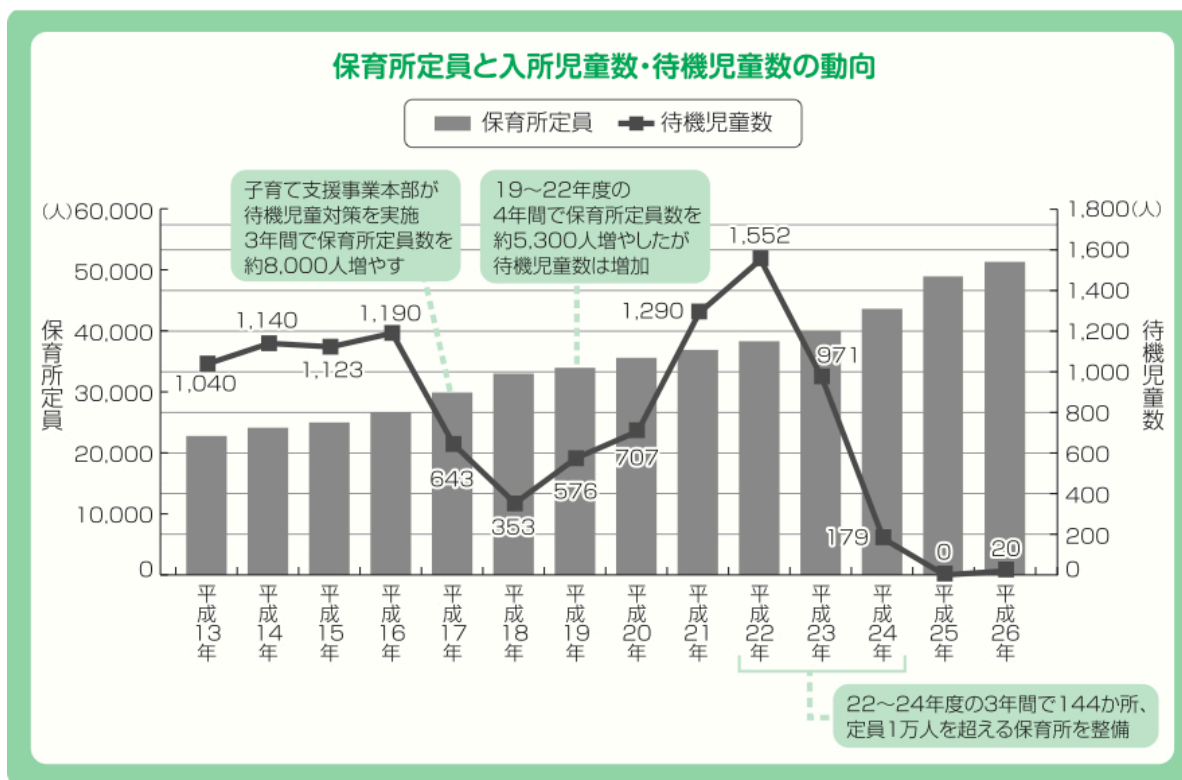
施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

◆「保育・教育」ニーズの増加と多様化

- 平成 27 年度から施行される新制度では、それぞれの地域における保育・教育、地域の子育て支援等に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況や経済状況等にかかわらず、全ての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。
- 現在、本市では 0 歳児のうち約 6 人に 1 人、1 歳児以降は約 3 人に 1 人が保育を利用しています。また、3 歳児のうち半数以上が、4、5 歳児では約 3 人に 2 人が幼稚園を利用しています。
- 近年の社会経済情勢の変化を受けて、働く女性が増えています。そのため、保護者の就労時間帯の子どもの預かりに対するニーズが増加し、保育所の利用希望は年々増加しています。一方、幼稚園の通常の時間帯の利用は減少傾向にありますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者の思いも依然として強く、幼稚園における長時間（1 日おおむね 11 時間）の預かり保育や認定こども園の利用も増えています。
- これまで本市では、増え続ける保育所入所申込者に対応するため、保育所の整備を積極的に進め、10 年間（平成 15 年度から平成 24 年度まで）で新たに約 24,000 人分の保育所定員を確保し、約 2 倍に拡大するとともに、幼稚園における長時間（1 日おおむね 11 時間）の預かり保育を充実してきました。そして、平成 22 年度からは待機児童対策を本市の重点施策とし、ハードとソフトの両面から取組を進めてきた結果、平成 25 年 4 月 1 日時点の待機児童数は、「横浜市中期 4 か年計画 2010～2013」の目標である 0 人を達成しました。
- しかし、待機児童ゼロ達成による保護者の保育所入所に対する期待の高まりなどにより、平成 26 年 4 月の入所申込みの増加数は 4,114 人という過去最大の伸びとなり、特に 1 歳児の増加が顕著でした。平成 26 年 4 月 1 日に向けてあらゆる手を尽くしましたが、待機児童数は 20 人となり、2 年続けてのゼロ達成とはなっていません。全ての子どもに質の高い乳幼児期の保育・教育を保障するため、子どもを豊かに育む保育・教育の環境を整えていくとともに、多様な市民ニーズに迅速・的確に対応していくことが必要です。
- 本市調査では、未就学児を持つ家庭において、現在就労していないが就労を希望している保護者のうち、一番下の子どもが大きくなったら就労したいと考えている割合は、父親が 8.4%、母親が 54.5% となっています。特に、母親について、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」（28.5%）が最も多く、そのうち「週 3 日」が約半数（48.5%）、1 日当たりでは「5 時間以下」が約 7 割（68.0%）となっており、比較的短時間で働く人の保育ニーズにも対応していくことが必要です。
- 家庭で子育てをしていますが、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト（休息、息抜き）など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人は 27.4%にとどまっており、緊急時でさえも預けられる親族や知人がいない人が 16.6% となっています。そのため、一時的に預けられる場の充実が求められています。



◆一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていく必要性

○乳幼児期は人間形成の基礎をつくる時期です。この時期の育ちで大切なことは、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことです。そのため、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、本市が目指すべき姿に到達できるよう、子どもの育ちに関わる家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもが育つ全ての場が連携し、切れ目なく共に育ちを支えていくことが必要です。

◆保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

- 小学校へ入学する際、新しい環境である小学校の生活にうまく適応できず、不安になる児童がいます。家庭や保育所、幼稚園、認定こども園等の就学前に培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。
- 小学校以降も、これまでの育ちを踏まえながらその後を見通し、長い目で子どもの育ちをとらえ、また育ちの連続性を大切にしていくことが重要です。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

◆保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の確保及び保育・教育の質の維持・向上

- 保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育・教育の基盤となる保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、人材の確保が急務となっています。また、各施設では、人材の定着も重要な課題となっています。
- 併せて、子どもの豊かな育ちのため、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上による保育・教育の質の維持・向上が求められています。

◆障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、障害の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、関係機関等が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。
- また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども園等は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

◆学齢期の児童への対応

- 小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後においても、子どもの発達段階に応じた、様々な取組や工夫を行う必要があります。
- 子育て家庭の保育ニーズの増大や多様化に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を打破する必要があります。
- また、小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていく必要があります。児童の成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような人材の育成が必要です。

施策の目標・方向性

1 質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。

- 「子どもにとって」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という本市の理念に基づき、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。
- 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・教育基盤を確保します。
- 一人ひとりの発達に応じた乳幼児期からの育ちの積み重ねを大切にし、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性（※）を保障する保育・教育を目指します。また、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう乳幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指します。
- 保護者が園行事や一日保育士体験などに参加し、直接関わることで、保育所、幼稚園、認定こども園等での保育・教育について理解を深めるとともに、子どもの様子や学ぶ姿を知り、子どもへの理解を深めながら、園と家庭が連携して共に育てることの大切さについて意識を高めます。
- 平成 25 年度から受審を義務化した保育所の福祉サービス第三者評価の充実を図り、その他施設・事業等の評価の仕組みについて検討を進めます。
- 待機児童対策を継続するとともに、新制度の下、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤確保を推進します。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育基盤の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- 保護者の様々なニーズに対し、適切な保育・教育の利用につなげる利用者支援を推進します。

※子どもの育ちと学びの連続性・一貫性

乳幼児期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。子どもの育つ力、学ぶ力にはしっかりとつながりがあることが分かります。それが「連続性」です。

また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。



出典：「育ちと学びをつなぐ～横浜版 接続期カリキュラム～」
(横浜市子ども青少年局／横浜市教育委員会)

2 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実を図ります。

- 子どもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、一時預かりなど多様な保育・教育の場を確保します。また、各区に保育コンシェルジュを配置し、多様な保育・教育ニーズに対してきめ細かに相談、情報提供を行い、適切へと利用に結び付けます。
- 障害のある子どもへの保育・教育の場として、市立保育所や民間認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園での積極的な受入れのための体制の充実や保育者の専門性の向上を図るとともに、特性や成長に合わせた支援を行います。

3 放課後の居場所を充実させます。

- 全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させます。そのため、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

4 人材の確保、定着、育成及び質の維持・向上を進めます。

- 保育・教育の基盤となる人材を確保するため、県や他の指定都市、中核市と共に「かながわ保育士・保育所支援センター」を運営するほか、養成校への出張就職ガイダンスや私立保育所バス見学ツアー、潜在保育士向け就職面接会の開催、宿舍借り上げ支援等を実施します。併せて、認定こども園への円滑な移行促進のため、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を併有するための支援を行い、保育教諭の確保に取り組みます。また、人材の定着に向け、施設長等に対する働きやすい環境づくりに関する研修を実施します。
- 保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高められるようにするため、人材育成研修を充実します。また、実践研究を進め、保育・教育における課題や目指すべき姿を明らかにしながら実践を積み重ねることにより、保育・教育の質の維持・向上を目指します。そして、研究の成果を生かし、子どもの豊かな育ちにつなげます。
- 「保育資源ネットワーク」(※)を構築し、保育所、幼稚園、認定こども園等の職員が共に研究や研修を行うことで、それぞれの施設における保育・教育の質の維持・向上につながるようにしていきます。
- 園における保育・教育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、保育・教育の本質を見つめ、子どもの育ちという観点からの自己評価、外部評価に取り組みます。
- 小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていきます。子どもたちを巡る様々な課題は放課後児童育成事業においても同様であり、あらゆる場で切れ目のない支援を行っていきけるよう、子どもの育ちや児童の健全育成に関する専門的な知識と経験に対する研修等により、資質の向上を図ります。

※「保育資源ネットワーク」とは、保育資源における「保育の質（専門性）の向上」と「地域の子育て支援の充実」を図ることを目的とした事業です。より身近な規模の保育資源のネットワークを構築し、保育に関するノウハウや情報の共有を図り、保育の実践研修、子育て支援に関するイベントを共同実施する等、様々な取組を行います。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)
保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25年度)	65%
放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ②8.0% (25年度)	①100% (全校) ②100% (分割・移転を終えた全クラブ)

【コラム】保護者の一日保育士体験

保護者が子どもが入所している保育所において、子どもたちと一緒に時間を過ごす中で、保育内容や保育士の仕事への理解を深め、保育所は育児不安が軽減するような働きかけを行うことにより、保護者と保育所が連携して子どもの成長を支え合う機会となっています。

一日保育士体験では、従来行われている保育参観や保育参加等に比べ、より深く保育に関り、活動へ参加する仕組みになっています。事前のオリエンテーションに参加し、保育所の守秘義務や衛生管理、安全管理等について説明を受けます。

体験する内容は、子どもの一日の生活に沿って行われ、生活と遊びの場面での介助が中心です。

生活の場面では、手洗い、うがい、排せつや着替えの介助、食事の準備や片づけ、お昼寝の寝かしつけ等を行います。

遊びの場面では、園庭でサッカーなどをして遊ぶほか、散歩、リズム遊び、制作活動などを子どもたちと一緒にを行います。保護者自身が得意なものを披露する園もあり、折り紙やピアノの演奏、フラダンスなども行っています。また、絵本や紙芝居の読み聞かせをする園も多くあります。

参加者からは、「日中の子どもたちの保育園での様子がよく分かった」、「わが子が集団の中で頑張っている姿が見られた」、「保育士の大変さが分かった」、「子どもへの関わり方が分かった」などの感想が聞かれ、保育に対する意見は保育所も参考にしています。



主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○保育・教育基盤整備事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限に活用するとともに、必要な保育所及び幼保連携型認定こども園、小規模保育事業などの地域型保育事業等を整備します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人(25年度) ②60,003人(26年4月)	①48,797人 ②69,986人

○保育コンシェルジュ事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保育・教育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育・教育の情報提供を行い、利用につなげる保育コンシェルジュ（専門相談員）を各区こども家庭支援課に配置し、保護者のニーズと保育・教育を適切に結び付け、子育て家庭への支援を図るとともに、待機児童の解消につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施箇所数	18か所 (25年度)	18か所

<保育・教育の利用に係る支給認定区分について>

新制度では、保育・教育施設及び事業の利用に当たっては、保育・教育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育・教育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日おおむね4時間)	・幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業など

<小規模保育事業について>

小規模保育事業は、新制度で新たに位置づけられた事業で、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

小規模保育事業には、A型（分園型）・B型（中間型）・C型（グループ型）の3つの類型があり、職員配置などで基準が異なる部分があります。

A型（分園型）は、保育従事者全員に保育士資格が求められており、認可保育所の分園に近い類型です。

C型（グループ型）は、これまでの横浜市家庭的保育事業と同様の配置基準で家庭的保育者配置することが求められています。

B型（中間型）は、A型とC型の間の類型で、保育従事者の必要数の3分の2以上（※）に保育士資格が求められています。

※横浜市の独自の基準。国の基準では保育従事者の必要数の2分の1以上に保育士資格を求めています。

【コラム】公共建築物における木材の利用を促進します！！

木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有しています。このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等に貢献することが期待されています。

平成 22 年に制定された「公立建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、市内の公共建築物の整備において木材の利用の促進を図るための「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」を平成 26 年 4 月に決めました。

乳幼児期の保育・教育基盤の整備に当たっては、この指針に基づいて、建物の木造化、内装の木質化を促進していきます。



＜「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」とは…＞

- 積極的に木造化・内装等の木質化を促進
- 低層の公共建築物については、原則として木造化
- 市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に木質化
- 木材利用の普及・PRの推進

【コラム】よこはまECO保育所ってご存じですか？

本市では、温室効果ガスを 2020 年度までに 1990 年度比で 25%以上削減することを目指しています。

保育所においても、環境に配慮した施設計画にさせていただくことを推奨し、一定の取組を行った施設に対して「よこはま ECO 保育所」として認証を行っています。認証を受けた施設には、認証プレート・認証書を授与するとともに、本市のホームページで認証園を御案内しています。

＜認証の対象となる主な取組事例＞

- 木材利用の促進
- 未利用・再生可能エネルギーの活用
- 省エネ機器の導入
- 節水機器の導入
- 緑化の実施
- 使用電力のピークカット
- 室内空気環境の向上



○保育・幼児教育研修及び研究事業

保育・教育の質の維持・向上を図るため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の専門性や資質を高める研修及び研究を充実させます。

研修においては、経験年数等に応じた研修や課題別研修など、職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。

研究においては、保育者の関わりや環境構成、子どもの育ちの姿を読み取るなど、日々の保育実践を通して、明らかになった課題について専門家の指導・助言を受けながら主体的に取り組みます。また、公開保育等を行い、実践者と参加者が学び合うことにより、保育についての理解を深めたり、実践力を高めたりします。

なお、保育教諭に関する研修については、学識経験者等も含めて検討委員会を設置し、これまでの保育士や幼稚園教諭の研修を鑑みながら検討を行い、研修の体制を整えていきます。

また、一般社団法人横浜市私立保育園園長会が実施する保育士及び施設長向け研修、保育センター研修事業、公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①保育所職員等研修参加者数(各区連携研修含む)	①27,235人	①32,500人
②私立保育園園長会研修参加者延べ人数	②2,744人	②3,000人
③白峰学園保育センター研修参加者延べ人数	③1,722人	③1,722人
④幼稚園における研究・研修への教職員参加者延べ人数	④22,716人 (25年度)	④23,000人

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続に関する研修・研究事業

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指すために、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に、ワークショップ型の合同研修会を行い、園と学校の相互理解を深めます。また、地域ぐるみで円滑な連携・接続を目指すため、保護者・地域と共に学ぶ子育て講演会等の研修を推進します。

また、幼児期から小学校以降にわたり、子どもたちの育ちと学びが連続性・一貫性を持ったものとなるように、平成24年に策定した「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」の考え方にに基づき、実践を通じた研究を継続して行っています。実践研究においては、7年間の「幼・保・小連携推進地区事業」や3年間の「接続期カリキュラム実践事例研究」の実践成果を基に多面的に研究を行い、カリキュラムの改訂の準備を進めます。

子どもの育ちの連続性を図るために、乳児期から幼児期における小規模保育事業等から連携施設への円滑な接続等についても、検討します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～	—	改訂 (28年度)

○幼稚園での預かり保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

認定こども園・幼稚園で、在園児を主な対象とした一時預かりを実施します。
さらに、就労等を理由に定期的な長時間の預かりを希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、長時間保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数(年間)	1,025,333人 (25年度)	1,279,613人

○保育所等での一時保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育所、認定こども園、横浜保育室で子どもを一時的に預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	159,389人 (25年度)	380,529人

○24時間型緊急一時保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保護者の病気や仕事などで、緊急に子どもを預けなければならなくなった時、保育所で一時的にお預かりします。夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	2,022人 (25年度)	3,504人

○休日保育(一時保育) ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭で保育ができないとき、保育所で子どもを預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	476人 (25年度)	4,157人

○乳幼児一時預かり ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。
子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	87,840人

○横浜子育てサポートシステム ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行います。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	57,953人

○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園、認定こども園など 583 か所で約 2,500 人(25年度)の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

○延長保育事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

多様化する就業形態に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間(8時間・11時間)を超える時間帯の保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数(夕延長)	5,888人(月) (25年度)	21,278人(月)

○病児保育事業、病後児保育事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と病気回復期の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (26年度)	①27か所 ②4か所

○保育士就職面接会

保育士資格を持ちながらも現在保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士の復職を支援するために、ハローワークの協力を得て、保育所等運営法人参加による就職面接会を実施し、保育士の確保に努めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	2,000人(30回延べ) (平成27～31年度)

○幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保

幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」を確保し、新制度における幼保連携型認定こども園への円滑な移行促進します。そのため、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか一方のみを所有する人が、「保育教諭」になるために必要なもう一方の免許・資格を取得するための支援を行います。

【コラム】保育教諭とは…

平成24年8月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正認定こども園法」といいます。）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」である必要があります。

この新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置が設けられており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。

なお、この経過措置期間中に幼稚園教諭免許状・保育士資格を有し幼稚園・保育所等において一定の実務経験を有する者を対象として、保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進する制度（厚生労働省）もあります。



○放課後児童育成事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、全ての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」の全ての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数)	①11,761人	①24,463人
②放課後キッズクラブの実施校数	②89校	②全校
③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	③12クラブ (25年度)	③必要な分割・移転を終えた全クラブ

◎全ての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

【コラム】放課後キッズクラブと放課後児童クラブ、どう違うの？

《放課後キッズクラブ》は、小学校区内に住んでいる全ての子どもたちを対象に、小学校の敷地内で、安全・安心に放課後を過ごすことができる放課後の居場所です。保護者の就労に関わらず、子どもたちが一緒に過ごせること、異なる学年とも交流できることが特徴です。



大口台小学校放課後キッズクラブ（神奈川区）

放課後キッズクラブの活動時間は、放課後から19時までですが、17時から19時までの時間は、留守家庭児童のための「生活の場」として、「おやつ」を食べて、ゆっくり家族のお迎えを待ちます。

また、放課後キッズクラブでは、参加する子どもたちが、いろいろな学びや遊びを体験できるよう、運営する法人が、地域の協力を得ながら、様々なプログラムを用意しています。

《放課後児童クラブ》(いわゆる学童保育)は、主に就労等で昼間保護者が不在の子どもたちが、放課後を過ごす「生活の場」です。市内の放課後児童クラブは、多くが一軒家やマンションの一室等民間施設で、地域の方や保護者の方が運営にも携わり、活動内容や行事を皆さんのご協力により作り上げていただいています。

小学生という貴重な時期に親も子も、クラブの活動を通じて、たくさんの仲間と親交を深めることができることも放課後児童クラブの特徴のひとつです。

毎日通う子が多く、子どもたちは、放課後児童クラブへ行くと「ただいま」、「おかえり」と家族のように日々過ごしています。学校になじめているかどうか気がかりなときも、丁寧に子どもを見守ってくれるスタッフの方からアドバイスをしてもらい、安心して預けることができます。



みつばち学童クラブ
(金沢区)

全ての小学生にとって豊かな放課後を… <放課後児童育成事業の基本的な考え方>

小学校就学後の学齢期は、子どもが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。全ての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保することを目的としている放課後児童育成事業は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、学校教育と同様に非常に重要と考えます。そこで、本市では、運営主体・スタッフ・保護者とが連携・協力して実施する放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り開く力を育むことができる社会の実現を目指します。

●「遊び・異年齢交流の場」と「留守家庭児童の生活の場」の確保

「遊び・異年齢交流の場」は、自然と触れ合う等の体験活動や、地域行事への参加等を通じて、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後に安心して過ごせる場を提供し、留守家庭児童の健全育成を図ります。

●障害のある子どもたちの参加と、要支援家庭への対応

障害のある子どもたちにとっても、安全に安心して参加できるように十分に配慮するとともに、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び過ごすことによって、子どもたちの「障害」についての理解を深めます。

また、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、関係機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子どもたちの健やかな成長を支援します。

●運営主体の役割と人材の確保及び養成

運営主体は、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業が求められます。

なお、事業効果をあげるには、「人材」が鍵となりますので、専門的な研修等の実施により、スタッフの資質向上を図ります。

●保護者の関わり

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識の下、保護者会への参加や、各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。

●地域のネットワーク推進

学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図るとともに、地域の資源を十分活用し、放課後等の居場所のネットワークを築くことで、地域の大人たちの子育てへの関心を高めます。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことも重要です。

※この内容は、「放課後児童育成施策の推進に当たっての基本的な考え方」に基づいています。

「放課後児童育成施策の推進に当たっての基本的な考え方」は、平成17年12月に、運営主体・スタッフ・保護者と施策の理念や役割などを共有するために策定した「放課後児童育成施策基本指針」を基に、平成27年4月に施行される「子ども・子育て支援新制度」や社会経済情勢の変化等を踏まえ、外部有識者等で構成する「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」での懇談を経て、平成26年10月に改定しました。

本市における認定こども園の方向性

(1) 認定こども園について

- 保育所、幼稚園等のうち、
- ・就学前の子どもに乳幼児期の保育・教育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、保育・教育を一体的に行う機能)
 - ・地域における子育て支援を行う機能(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



ゆうゆうのもり幼保園（都筑区）

を備え、認可・認定基準を満たす施設は、「認定こども園」の認可・認定を受けることができます。

また、認定こども園には、4つの類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)が設けられています。

【認定こども園の類型】

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 認定こども園の推進に関する基本方針

○本計画では、本市の目指すべき姿として「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』」を掲げるとともに、計画推進のための基本的な視点として、「子ども・青少年にとっての視点で支援を行う」こととしています。

○子どもたちの「主体性」、「志向性」、「関わる力」を伸ばしていくためには、乳幼児期における育ちの連続性が重要です。併せて、保育所、幼稚園、小学校の「違い」や「連続性・一貫性」を調和させながら、子どもたちの育ちと学びをつなぐための保育・教育を一層進めていく必要があります。

○認定こども園の主な特長として、

- ・子どもが保育・教育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても(2号認定から1号認定に変更になった場合など)、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍することが可能であること
- ・在園児の保護者の就労状況等の変化だけでなく、今後当面の間見込まれる保育に関する潜在ニーズの顕在化など、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができ、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に進めていく上で効果的であること
- ・子育て支援の機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実につながるなどが挙げられます。

○現在、本市における幼稚園（休園の1園を除く281園）のうち、本市独自の預かり保育（就労要件があり、在園児を対象とした長時間保育）の認定園は170園（平成27年2月1日現在）となっています。新制度において、幼稚園は原則として1号認定の子どもが利用する施設であるため、現行の本市の預かり保育実施幼稚園が新制度上で取組を継続するには、幼稚園型認定こども園へ移行する必要があります。併せて、最終的には3歳未満児の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園を目指すという視点も重要です。

○待機児童対策が本市における重要施策となっていることから、これまで幼稚園から認定こども園への移行支援に先行して取り組んできましたが、今後は、認定こども園の特長を踏まえ、保育所から認定こども園への移行支援についても検討します。

⇒こうしたことを踏まえ、本市における保育・教育資源の柱の一つとして、認定こども園を推進するとともに、最終型として幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

(3) 本市における認定こども園の位置付け（役割、担う機能のあり方）

（認定こども園の位置付け）

○乳幼児期における育ちの連続性の確保や保育・教育ニーズへの柔軟な対応といった視点から、認定こども園は保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場として、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に推進するための柱の一つに位置付けます。

（小規模保育等との連携）

○小規模保育等との連携について、認定こども園はモデル的に保育内容の支援、横浜保育室や小規模保育事業等の卒園児の優先的な受入枠の設定を行うこととします。連携に当たっては、3歳を境に子どもの環境が大きく変化すること等による、未就学期の子どもの育ちへの影響についても十分に考慮し、研修等の充実なども視野に入れながら検討を進めることとします。

（認定こども園についての周知）

○認定こども園の推進に当たっては、利用者にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、その意義や役割、特徴について、本市として丁寧な周知、説明を行うことが重要です。

（幼保連携型認定こども園について）

○幼保連携型認定こども園について、次の方向性で進めることとします。

【保育が必要な低年齢児の受入れ】

- ・現在、本市において需要が多い3歳未満児の受入枠の設定を促すこととします（設定が難しい場合は、3歳未満児の保育を実施する施設・事業との連携を義務付けます。）。

【子育て支援の機能】

- ・周辺の地域子育て支援拠点等をはじめ、地域の関係機関と連携し、子育て支援を行います。
- ・併せて、子育て支援（一時預かりや親子の居場所、相談対応、情報提供、育児講座など）に関するニーズが高いことや新制度の施行に伴い、全ての認定こども園において、主に子育て支援を行う主幹保育教諭等が専任化されることなどを踏まえ、実施すべき子育て支援の事業数を増やす（あるいは必須の事業を設ける）ことや子育て支援を実施する場（親子の居場所）を常設とすることなどにより、本市における子育て支援を充実します。

(4) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の考え方について

ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行について

- 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
- 認定こども園に係る国の公定価格の先行きが不透明であり、今後園の移行希望が変動する可能性があることから、全市を対象として設定するとともに、計画中間年（29年度）で見直しを行うことを前提とします。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域（全市）
想定する移行園数		60園程度（幼稚園型が40園程度、幼保連携型が20園程度を想定）
市計画で定める数 （※）	1号	0（幼稚園からの移行であり、移行に伴う1号枠の拡充は設定しない。）
	2・3号	3号認定：380人、2号認定：660人

※計画で定める数

新制度では、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、事業計画において、量の見込みを超えて認定こども園の認可・認定ができるよう、「都道府県（又は指定都市・中核市）計画で定める数」を記載することとされています。

イ 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行について

- 保育ニーズの増加が見込まれる当面の間は、移行に伴う2・3号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
- 当面の間は、待機児童対策の観点から、移行について、1号認定のニーズが充足していない区域を対象とするとともに、計画中間年（29年度）で見直しを行うことを前提とします。ただし、29年度の見直しの際は、最終的に全市で幼稚園と保育所の両方から移行することを想定し、あらためて認定こども園の本来の趣旨（子育て支援の機能も必須としていること、またその対象のほとんどが低年齢児であることなど）を踏まえた議論を行った上で、再度区域の設定を行うこととします。

		方向性
移行対象の区域		当面の間は、1号認定のニーズが充足していない区域
想定する移行園数		当面の間は、原則として、「移行を希望する園」を対象に、対象とする区域においてそれぞれ2～3園程度を想定
市計画で定める数	1号	0（1号認定のニーズが充足していない区域のみ、量の見込みに到達するまで設置が可能。）
	2・3号	0（保育所からの移行であり、移行に伴う2、3号枠の拡充は設定しない。）

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進**現状と課題****◆子ども・青少年育成施策の必要性**

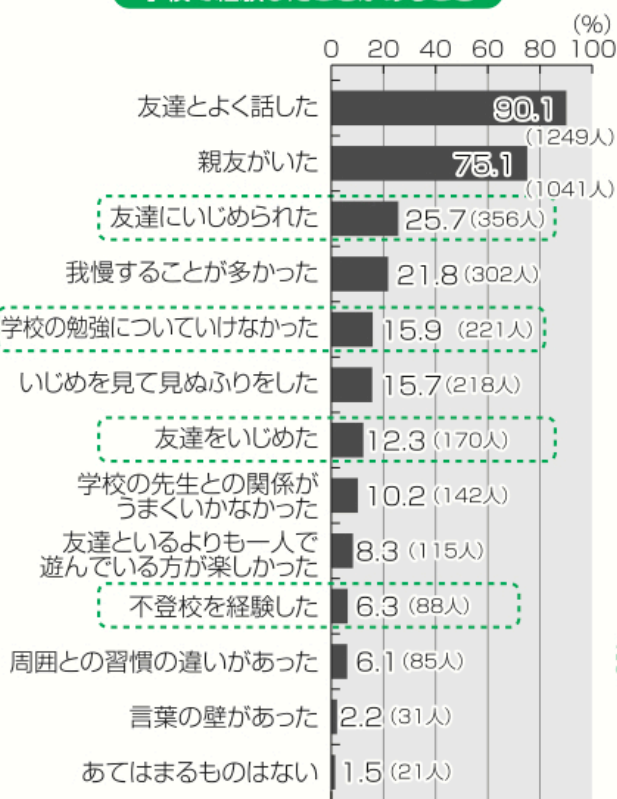
- 子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであり、子ども・青少年の育成を考える上で、この育ちの連続性を視野に入れることが非常に重要です。
- 学齢期は、生きる力を育み、心身の調和がとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後等の活動を通じて社会性や自立性を身に付けられるようにしていくことが必要です。
- 一方、「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、世帯当たりの子どもの数の減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域での支え合いなどのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、子ども・青少年が人とのつながりや支え合いの中で、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。
- 自己肯定感の低下、他者とのつながりの希薄化、居場所がないことなどのリスクが背景にあることから、ちょっとしたつまずきにより、困難な状況がより深刻化する危険性が高まっています。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、安心して過ごすことのできる環境の中で、自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮し、社会で自らの生き方を切り拓いていく力を身に付けられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

◆地域活動の活性化や人材の育成

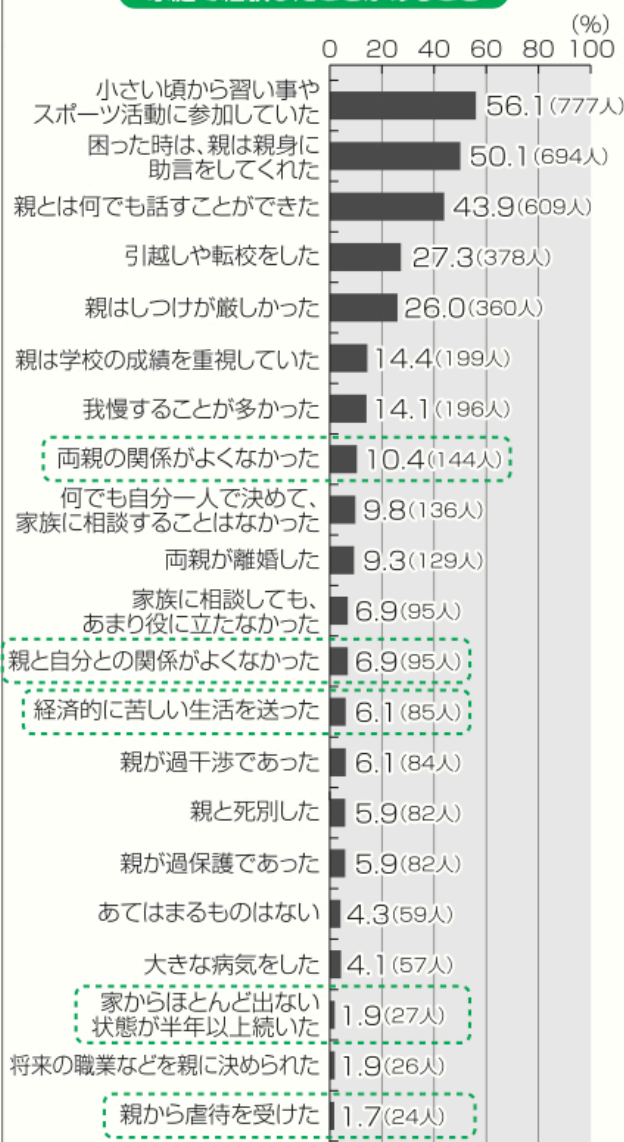
- 学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率が低下傾向にあるなど、近年、子どもの体験活動の場や機会の減少が指摘されています。子ども・青少年が様々な体験活動を通じて、自ら成功や失敗、思いどおりにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化、知識、考え方等に触れて興味、関心を広げたりすることで、自主性や自己選択力を育ていけるよう、青少年育成のための活動の活性化と効果的な推進を図る必要があります。
- 子ども・青少年の育ちを支えるには、子ども・青少年育成に取り組む様々な関係機関や地域が連携して、子ども・青少年一人ひとりを理解し受け止めながら、継続して見守っていくことが重要です。そのため、子ども・青少年の育ちに関わる人々が子どもたちに適切な支援を行えるよう、人材を育成していく必要があります。
- 一方、子どもの育ちや青少年の社会参加を支援することは、地域における多世代交流や住民活動の活性化にもつながります。子ども・青少年の意見を大人が積極的に聞き、地域社会づくりに生かしていくことで、子どもも大人も暮らしやすく、活気にあふれるまちが生まれます。これまで以上に、小中学生・高校生等が地域の様々な活動に参加する機会を増やすことで、子ども・青少年の育成とまち全体の活力向上につなげていくことが望まれます。

家庭や学校で経験したこと

学校で経験したことがあること



家庭で経験したことがあること



※15歳から39歳の子ども・若者(3,000人)を対象にアンケート調査を実施。
「家庭や学校で経験したことがあること」を訪ねた設問の回答(複数回答可)

N=1386人

<出典>平成24年度 横浜市子ども・若者実態調査

【参考】 <学校で経験したこと>

- 「友達にいじめられた」(25.7%)、「友達をいじめた」(12.3%)、「学校の勉強についていけなかった」(15.9%)、「不登校を経験した」(6.3%)などの回答から、多くの子ども・若者が、人間関係や学業面、学校生活において、何らかのトラブルを抱えたことがあると考えられます。

<家庭で経験したこと>

- 「両親の関係がよくなかった」(10.4%)、「親と自分との関係がよくなかった」(6.9%)、「経済的に苦しい生活を送った」(6.1%)、「家からほとんど出ない状態が半年以上続いた」(1.9%)「親から虐待を受けた」(1.7%)などの回答から、家庭の養育環境において何らかの課題を有する可能性が高い子ども・若者が少なからず存在することも分かりました。

施策の目標・方向性

1 子ども・青少年が自らの生き方を考え、進路を選択する力が身に付けられる環境を整えます。

- 多様な人と関わらうとともに、様々な活動、文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・青少年が豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身に付けられる環境を整えます。
- 小学校就学後の学齢期においては、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした放課後等における遊び・異学年の交流の場が必要です。このため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携・協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 多様な人、様々な文化、知識、考え方、自然に触れ、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できるよう、青少年関連施設、野外活動センター、プレイパーク等における活動機会、体験プログラム、日常的に体を動かす機会の拡充を図ります。
- 青少年の成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、中学生・高校生世代を中心とした地域参画へのきっかけづくりや、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等を充実させていきます。

2 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。

- 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、困難を抱える子ども・青少年を取り巻く様々な課題に対し、学校、区役所、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組みます。
- 放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校、区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

3 子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。

- 子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであるという視点を大切にしながら、子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちの力を借りながら、一緒に解決し乗り越えていけるよう支援します。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人
将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%以上

【コラム】学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？ どこに行ったらいいの？

学齢期のお子さんについて、相談できる場所・人は身近にあります。
例えば、各区役所のこども家庭支援課で「子ども・家庭支援相談」を行っています。

乳幼児期の子育てはもちろんのこと、学齢期のいじめ、不登校や思春期の子どものことなど、18歳までの子どもに関する相談に、保健師、教育相談員、学校カウンセラー、保育士が応じています。皆様の身近にある相談窓口としてお気軽にお声掛けください。



<こんな時には…>

- ・仕事と子育ての両立が難しく悩んでいます。
- ・しつけがうまくいかず子供を強くしかってしまいます。
- ・小学校への入学を前に集団生活になじめず心配です。
- ・中学に上がってから学校に行きたがらず困っています。

<ご相談には…>

- ・乳幼児から学童期・思春期まで幅広くお応えします。
 - ・保健・教育・福祉の相談員がいっしょに考えます。
 - ・いろいろな専門機関など、必要な情報を提供します。
- ※相談は無料です。秘密は厳守します。

このほか、教育総合相談センターや青少年相談センター（15歳以上が対象）でも、教育相談や不登校・ひきこもり等の相談に応じています。

また、障害のあるお子さんに関する相談については、各区役所こども家庭支援課のほか、障害者地域活動ホームや学齢後期障害児支援事業所等において対応しています。

なお、義務教育において、特別支援教育を必要とする判断や支援についての相談を希望する場合は、特別支援教育総合センターに御相談ください。

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○青少年の地域活動拠点づくり事業

青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。

今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

○青少年の自然・科学体験活動の推進

青少年の交流や体験活動を充実できるように、青少年施設や野外活動センター等における活動機会、体験プログラムの拡充を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	465,500人

○放課後児童育成事業（基本施策①の再掲） ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、全ての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」の全ての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数)	①11,761人	①24,463人
②放課後キッズクラブの実施校数	②89校	②全校
③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	③12クラブ (25年度)	③必要な分割・移転を終えた全クラブ

◎全ての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

○プレイパーク支援事業

公園等において子どもの創造力を生かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
活動支援回数	1,145回(年間延べ) (25年度)	1,240回(年間延べ)

○寄り添い型学習等支援事業

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

○子どもの体力向上事業

児童が主体的・日常的に体を動かす習慣を身に付けることを目的に、「いきいきキッズ事業」として、小学校の中休みや放課後を活用し、保護者やスポーツ指導者の協力の下、児童が関心を持てる運動やスポーツを紹介し、定期的に運動に親しむ機会を提供しています。

【25年度実績】参加者数：67,579人、実施回数：783回

○青少年育成に係る人材育成・活動推進

社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースを中心に、地域で青少年を支える方たちが主催する研修会への講師派遣や、「青少年の居場所づくり」をテーマに支援者同士の情報交換や意見交換を行うフォーラムの開催等を通じて、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	64回

○発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進

幼保小中高まで連続したキャリア教育を推進し、自分らしさを発揮しながら、社会とのつながりを実感するとともに、働くことの意義や尊さを理解し、将来に向けた自分の生き方を見出していくことのできる力を育みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	18ブロック

【コラム】青少年健全育成活動の推進役～青少年指導員について～

地域の青少年健全育成活動の中心的な存在として、約 2,600 人（平成 26 年 4 月時点）の青少年指導員が市長から委嘱され、様々な活動を行っていることをご存知でしょうか？

青少年指導員は、地域の自治会・町内会や、子ども会などの青少年関係団体、青少年関係機関、更にはスポーツ推進委員、民生・児童委員など地域の関係者と連携をとりながら、レクリエーションやスポーツ活動のほか、青少年に望ましい地域づくりのためのパトロールや社会環境調査、あいさつ運動、青少年指導者の育成など、地域の実情に応じた様々な活動を行っています。



「あいちゃん」は、青少年にやさしい環境を願ってつくられた、横浜市青少年指導員のシンボルマークです。



活動事例（青少年指導員主催による港北区ベクトルロケット大会の様子）

社会環境の変化とともに、青少年指導員に対する社会的要求や期待も変化していきますが、青少年の育ちにとって、身近な地域における人とのつながりが大切であることは変わりありません。

地域ぐるみで青少年を育成するための推進役として、青少年指導員の役割はますます重要となっています。

基本施策③ 障害児への支援

現状と課題

◆障害のある子どもを取り巻く状況

- 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- 本市における統計では、子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、障害のある子どもが増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。その状態は多様で、支援の個別性が高いのが特徴と言えます。
- 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その約7割が発達障害児です。こうした状況に対応するため、平成22年度から主に知的に遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、平成25年度に8か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みです。
- 平成24年の児童福祉法改正で枠組みが再編・整備された障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- 人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な在宅の重症心身障害児が増えています。また、重症心身障害児には該当しないものの、胃ろうなどの医療的ケアを必要とする障害児もいます。こうした多様化する医療ニーズに対応するための療養環境の整備が求められています。そして、重症心身障害児の在宅生活を支援する機能や安心して暮らせる生活の場が求められています。
- 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細かな支援のために、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設があります。

◆療育と教育の連携

- 小学校入学を迎えるに当たって、環境の大きな変化により不安を抱く子どもや保護者が少なくありません。特に障害のある子どもは、変化に対し非常に敏感です。現在、平成21年度から平成26年度にかけて全校配置された小学校の児童支援専任教諭を中心に、近隣の幼・保・小連携による支援をつなぐ取組が丁寧に行われてきています。今後も、幼・保・小連携を更に充実させ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが大切です。

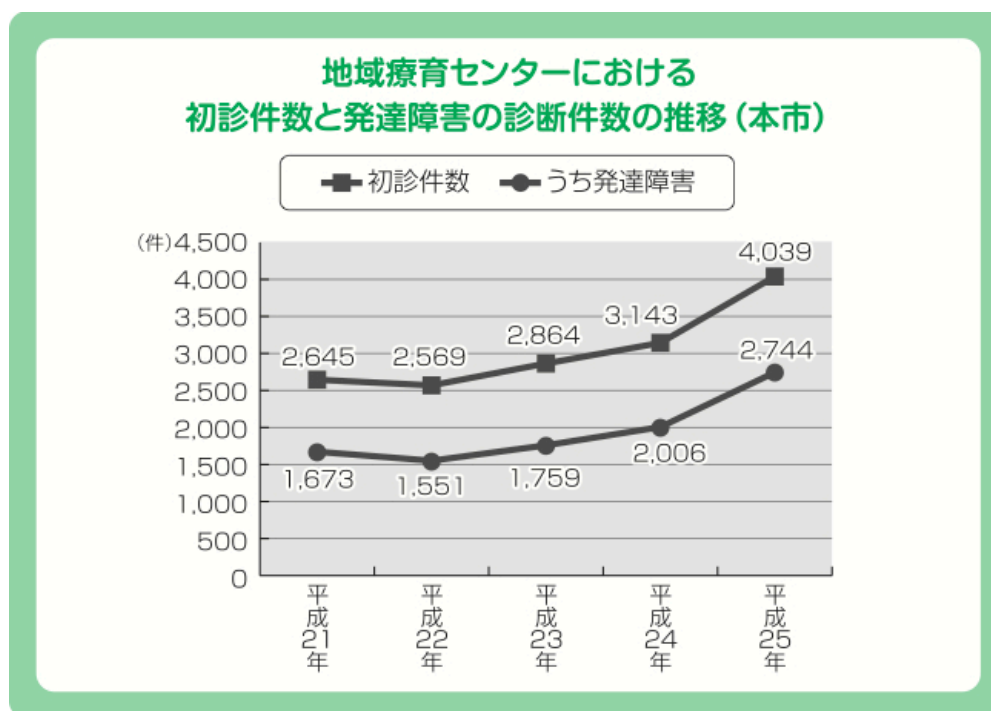
◆学齢期の障害児支援

- 本市の小中学校の在籍児童数は減少傾向にありますが、個別支援学級や特別支援学校の在籍者数は増えています。また、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障害に関する教育相談件数も増えています。一般学級では、特別な支援を要する児童や生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況があります。こうした子どもたちの社会参加やその家族の安定した生活が実現できる支援や環境を整えることが求められています。

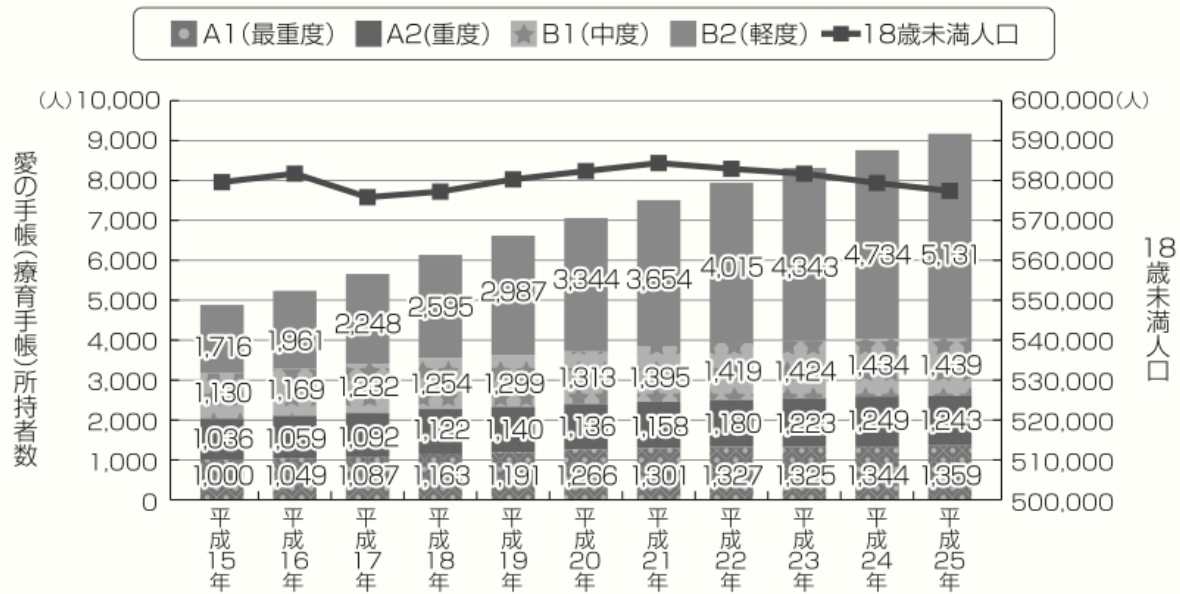
- 学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しており、平成 25 年度に 3 か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き、体制確保が課題となっています。また、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。
- 障害のある子どもたちにとっても、放課後、夏休みなどの長期休暇中は、普段の家庭生活や学校生活とは異なる経験を積んだり、体験を行ったりする絶好の機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことができる場の充実が必要です。

◆障害への理解促進

- 障害児の増加とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に通う発達障害児も増えています。子ども同士が共に生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合うことができるように、保育や教育の場での取組が必要です。また、その子どもが暮らす地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。とりわけ「分かりにくい障害」と言われる発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を深めていく必要があります。

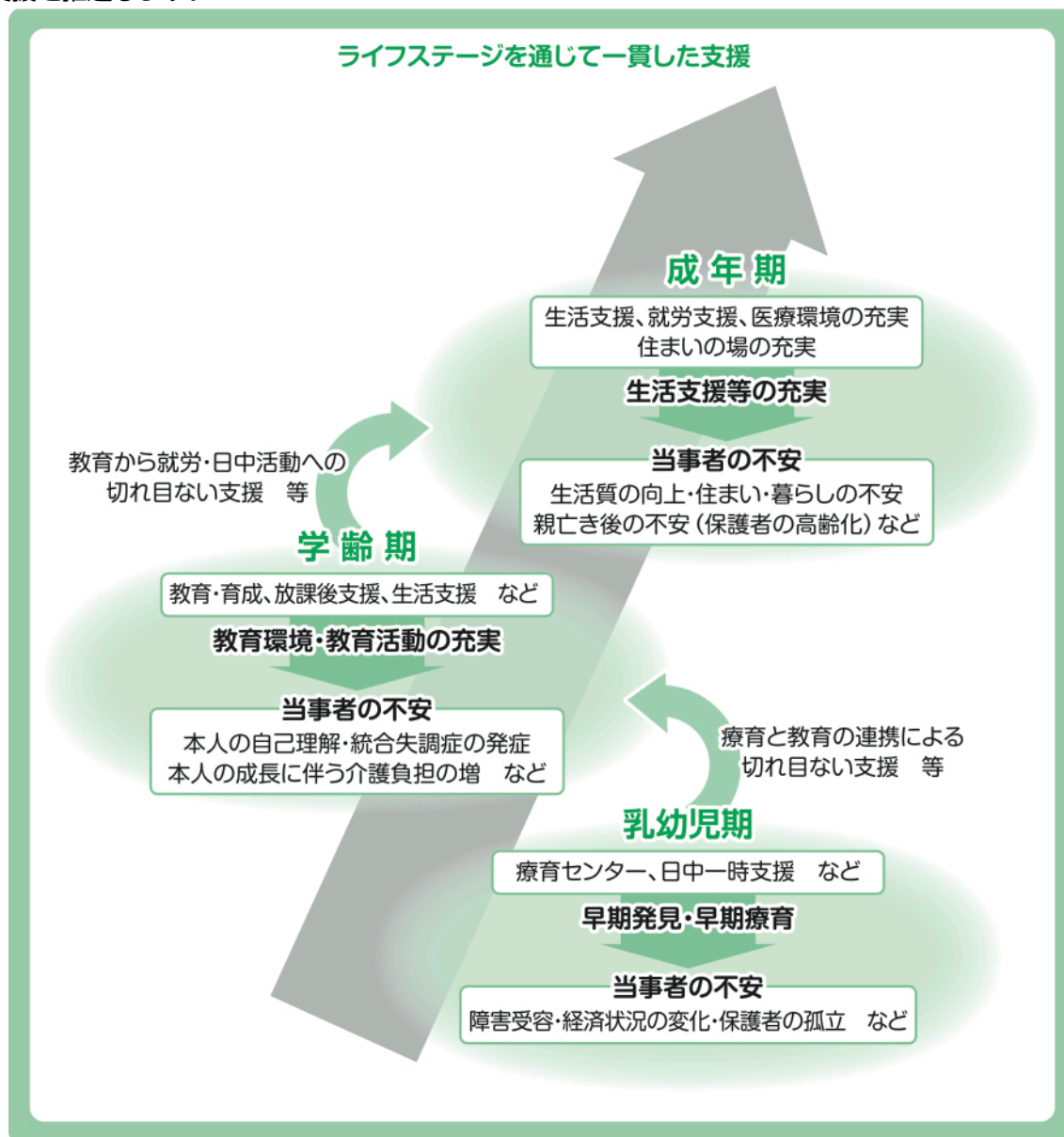


障害児の推移 (本市)



施策の目標・方向性

障害のある子どもたちが将来自ら選択した内容により自立生活を実現できるよう、「第3期横浜市障害者プラン」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」との連携を図り、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていく支援や成年期を見通した乳幼児期、学齢期からの切れ目のない支援を推進します。



1 地域療育センターを中心とした支援を充実します。

- 地域療育センターによる早期の支援につながるよう、センターにおける診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園や並行して利用する地域訓練会、児童発達支援事業者等と連携した支援を充実させます。
- 地域療育センターを利用する保護者の不安に寄り添い、子育ての力を高める支援を実施します。
- 地域療育センターが連携の中心となり、未就学期の障害児の療育に関する事業を拡充します。

2 療育と教育の連携による切れ目のない支援を進めます。

- 一人ひとりの子どもが安心して日々を過ごせるように、地域療育センターでの専門的な支援に加えて、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の保育者や教員には障害に対する正しい知識の習得が求められます。各組織での研修を充実させるとともに、幼・保・小合同での研修を進め、切れ目のない支援を目指します。
- また、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の連携を更に充実させ、子ども一人ひとりの育ちをつなぐために、小学校の児童支援専任教諭を中心として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、地域療育センター、特別支援学校、区役所等が連携し、支援をつなぐ取組を進めていきます。また、より良い連携が図れるように、幼・保・小連携推進地区事業での支援をつなぐ研究等を充実させ、市内に発信していきます。

3 学齢障害児に対する支援を充実します。

- 小中学校等からの相談や研修依頼、子ども本人や保護者等からの相談に対応するために、地域療育センター、特別支援学校、通級指導教室等の担当者が専門性を活用して支援を行う機能（横浜型センター機能）の充実を図り、特別な支援が必要な子どもたちを的確に支援します。
- 学齢期の障害のある子どもたちが、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業所などの居場所を拡充するとともに、地域に開かれた運営を進め、サービスの質の向上を図ります。併せて、地域の子どもの共育を支えるため、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における障害児の受入れを引き続き推進します。
- 学校と連携し、放課後児童育成事業のスタッフが、障害の特性や支援方法について研修を受講する機会を充実していきます。
- 学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
- 送迎の長時間化や教室の狭あい化を解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、市立特別支援学校の再編整備を進めます。

4 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。

- 常に医療的ケアが必要な障害児の生活を支援する重症心身障害児施設や多機能型拠点の新規整備・再整備を行います。
- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
- 在宅障害児の多様化する医療ニーズに対応するための療養環境を整備します。

5 市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

- 障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかな成長ができるように、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進め、共に地域で暮らす市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組

を進めるとともに、障害当事者、市民団体等による地域住民への啓発、交流の促進及び日頃の生活の中で関わることのできる仕組みづくりに取り組みます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
地域療育センターの初診待機期間	3.5か月 (25年度)	2.8か月
児童発達支援事業利用者数（地域療育センター含む）	145,110人 (25年度)	183,000人
放課後等デイサービス利用者数	92,522人 (25年度)	507,000人

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○地域療育センター運営事業

障害がある、又はその疑いのある児童へ、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。

また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行う地域の療育の拠点施設である「児童発達支援センター」として、地域療育センターの機能強化を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域療育センターの箇所数	8か所 (26年4月)	8か所

○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備（基本施策①の再掲）

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園、認定こども園など 583 か所で約 2,500 人（25 年度）の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

○児童発達支援事業の拡充

未就学の障害児に療育を実施する事業所を拡充します。また、地域療育センター（児童発達支援センター）を中心に、事業所間の連携を推進していきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童発達支援事業所の箇所数	52か所 (25年度)	70か所

○放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上

学齢期の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れも、引き続き推進していきます。

また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、事業所間や、学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
放課後等デイサービス事業所の箇所数	58か所 (25年度)	270か所

○学齢後期障害児支援事業の拡充

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学齢後期障害児支援事業所の箇所数	3か所 (26年4月)	4か所

○市立特別支援学校の再編整備

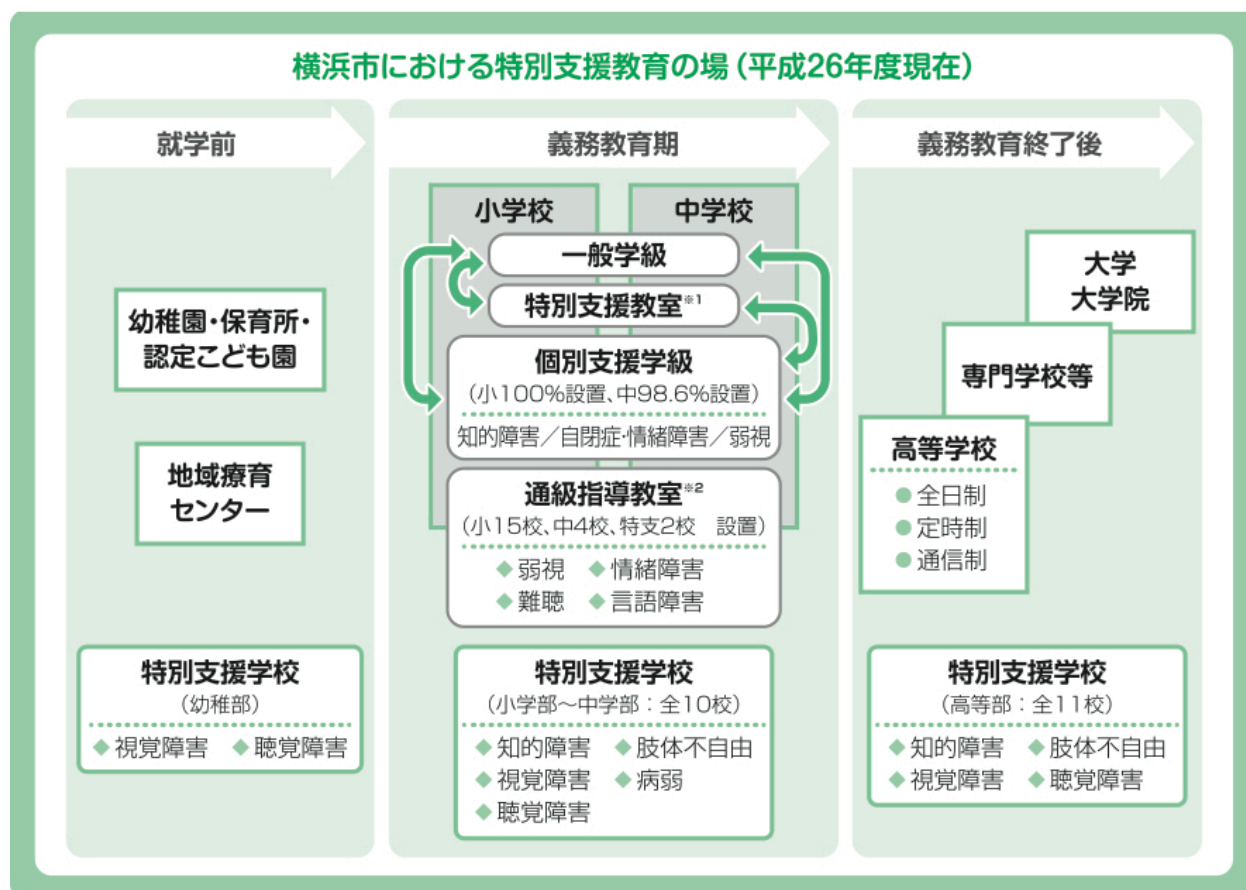
肢体不自由児の通学する市立特別支援学校では、在籍者の増加によるスクールバス送迎の長時間化や教室の狭あい化が進んでいます。これを解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、通学区域の見直しや特別教室の確保できる校舎整備などによる特別支援学校の再編整備を行います。

○特別支援教育支援員研修講座

小中学校において支援を必要としている児童生徒への支援を行う特別支援教育支援員（有償ボランティア）の人材育成や専門性の向上のために、研修講座を開催します。（平成26年度実施予定：8回）

○幼・保・小連携による情報の共有化

支援をつなぐ連携のあり方を研究するため、実践推進校による研究を進めます。推進校の小学校を中心に近隣の保育所・幼稚園が連携して行います。



※1 特別支援教室:集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース
 ※2 通級指導教室:一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場。

○重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっており、また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況であるため、新たな施設を整備します。併せて、老朽化が進んでいる障害児入所施設について、強度行動障害等の障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、居室の個室化・少人数化やユニット化により児童の生活環境を向上させるとともに、短期入所の拡充など、在宅支援機能を強化するため、再整備を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①新施設整備中の箇所数 ②再整備中の箇所数	①1か所(重症心身障害児施設) ②2か所(白根学園児童養育、なしの木学園) (25年度)	①1か所整備済(重症心身障害児施設) ②4か所再整備済(白根学園児童養育、なしの木学園、横浜療育医療センター、横浜訓盲院)

○メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な方も増えていることから、重症心身障害児者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

【25年度実績】協力医療機関の箇所数：10 病院、利用登録者数：80 人

○市民の障害理解の促進

発達障害への理解促進を図るための市域の講演会（年1回）や各区で実施する啓発事業など、関係部署と連携して、市民への啓発を継続的に推進していきます。

また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」（※）や障害関連福祉施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及啓発を推進します。

更には、ホームページ等の媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に努めます。

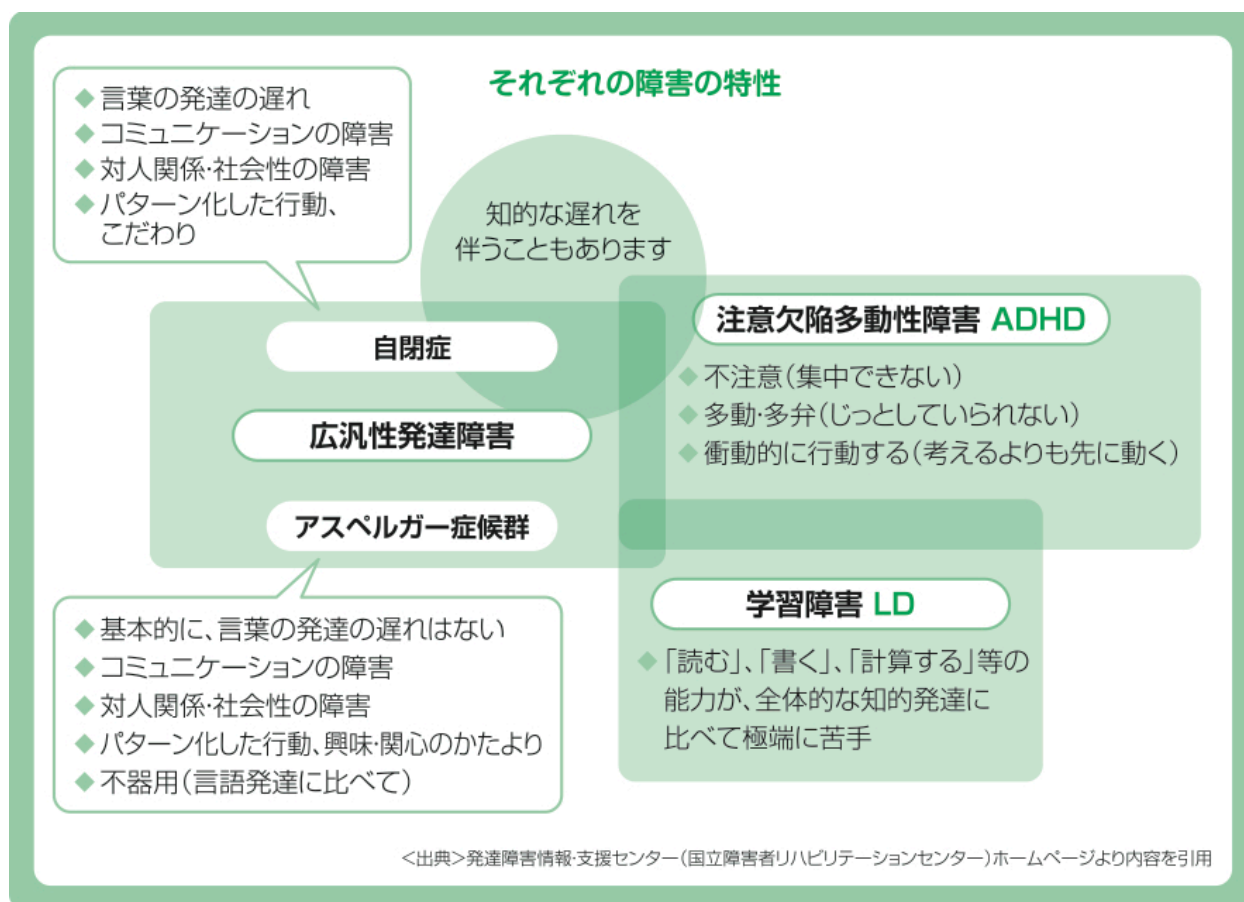
※市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織され、当事者や家族が主体となって、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人たちへ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

障害の理解のために

地域における障害についての理解は、まだ十分であるとは言えない状況です。

障害者基本法によれば、「障害者」を、身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的障壁により、生活に制限を受ける状態であるもの、と定義していますが、中でも「発達障害」は、分かりにくい障害とされています。

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第2条より）と定義されています。



発達障害だけでなく、障害がある人に対して大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

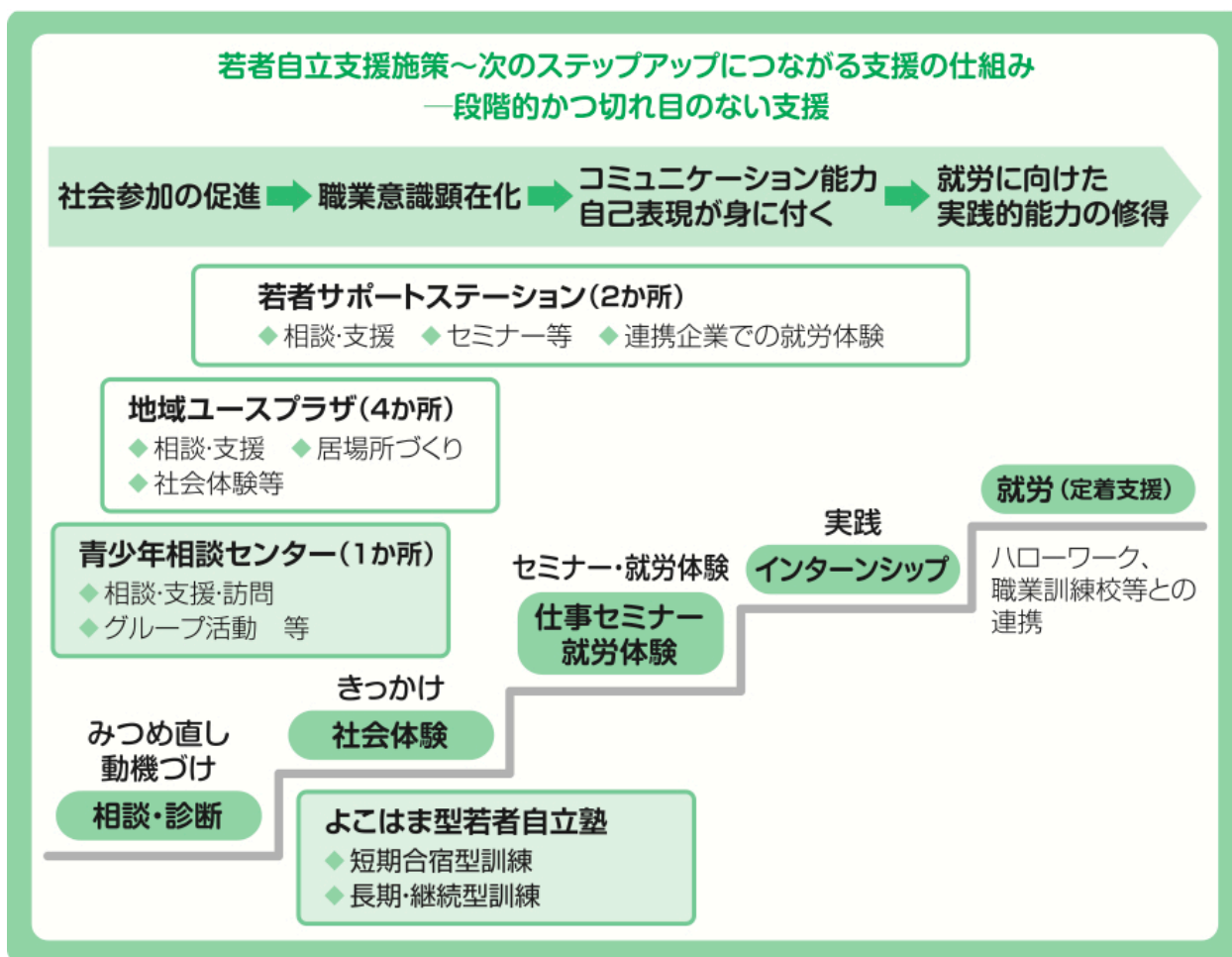
* 出所：発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ホームページより内容を引用

基本施策④ 若者の自立支援の充実

現状と課題

◆若者に対する自立支援の必要性

- 「横浜市子ども・若者実態調査」（平成 24 年度）によると、市内在住の 15 歳から 39 歳までの若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約 8,000 人、無業状態が約 57,000 人と推計されています。
- このひきこもりや無業状態の若者のうち、本市による自立支援につながっている若者は一部であり、これらの支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題となっています。そのため、若者を適切な相談支援機関につないでいく仕組みづくり、学校（教育）と連携した社会（就労）への移行支援の強化などが必要です。
- 困難を抱える若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景は多様かつ複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。



- ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があるため、なるべく早期に支援を行う必要があります。特に、生活保護を受けていたり、経済的に困窮していたりするなど養育環境における課題があり、支援が必要な家庭で育つ小中学生等に対し、生活支援、学習支援等を実施することにより将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。

- さらに、若者支援団体や相談機関による支援がより充実したものとなるよう、支援の内容や手法の共有を行うなど、連携を強化していく必要があります。特に、方面別に設置された地域ユースプラザが地域の関係機関及び区役所との連携、地域とのネットワークづくりを更に強化して、困難を抱える若者に対して包括的な支援を提供していく必要があります。
- 若者サポートステーションの利用者の中には、経済的困窮状態にあったり、福祉や医療に関する支援が必要であったりするなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。支援を必要としながら、これまで若者サポートステーションにつながってこなかった若者への対応を含め、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かい支援を提供するため、相談体制を充実させていく必要があります。
- 困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるよう、段階的で多様なセミナー、社会体験、職業訓練を提供していく必要があります。特に、長期にわたってひきこもり状態にあるなど生活習慣の改善が必要な若者について、社会性を身に付けるための体験機会の提供、共同生活を通じた生活リズムの立て直しなどの支援を行っていく必要があります。

◆社会的な支援のための環境整備の必要性

- 社会的な支援を受けながら働き続けることができる環境づくりのため、地域や企業の理解を得ながら、若者が主体的に活動できる場を増やしていく必要があります。
- 若者がそれぞれの状況に応じて、自立に向けてステップアップできるような支援を充実するため、就労体験、就労訓練の受入れなど、困難を抱える若者への支援について理解、協力を企業等に求めていく必要があります。

施策の目標・方向性

1 若者自立支援機関による相談支援を充実します。

- 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について、総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関や区との連携をより一層強化し、きめ細かく切れ目のない支援を行うための体制を充実させていきます。
- 地域ユースプラザでは、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する居場所の提供を中心に、第一次的な相談や社会体験プログラムを実施していきます。また、地域で若者の支援活動を行っている団体や区と連携し、地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。
- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら継続的な支援を行っていきます。

2 様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。

- 若者自立支援機関による困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じた段階的な相談への対応や支援を行うとともに、生活習慣の改善に向けた支援が必要な若者に対しては、よこはま型若者自立塾による共同生活を通じた訓練の提供を充実させていきます。
- 若者自立支援機関を中心に、関係機関、地域、学校、企業等との連携を更に強化し、困難を抱える若者に対する就労や自立に向けた支援に取り組んでいきます。
- 青少年相談センターでは、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に、若者の様々な問題や若者支援についての理解を深めるとともに、より適切な支援へつなげていくことを目的とした研修を行い、本市全体の支援者のスキルアップを図ります。また、地域ユースプラザでは、地域で若者の支援活動を行っている団体や区を対象に連絡会・研修会を実施し、地域における若者の自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。

3 子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

- 生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、生活支援、学習支援等を充実させます。

4 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。

- 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実

させるとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

- 困難を抱える若者や保護者の方が、自ら相談への一歩を踏み出すのが難しい状況にあることから、学校、区役所など、市民に身近な施設等を通じて支援につなげることが重要です。そのため、市民に身近な区役所等において、困難を抱える若者等がいる家庭と関わりがあった際に、スムーズに支援機関につなげられるよう、市職員の研修等を強化していきます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人
若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人

【コラム】ユースサポーター訪問事業について

横浜市青少年相談センターでは、平成19年度から、全国の自治体に先駆けて、外出が困難なひきこもりや不登校の状態にある利用者に対し、同世代の大学生や大学院生等が家庭訪問などを行うユースサポーター訪問事業を実施しています。

ひきこもり状態などにある青少年にとって、年齢の近い、お兄さん、お姉さんのような人との出会いが社会参加の一歩を踏み出すきっかけとなることも多く、親しみやすいユースサポーターに悩みを聞いてもらったり、共通の趣味の話やゲームをしたり、近所への散歩や公園での軽スポーツ等を通じて対人関係の経験を積み重ね、次のステップへ進むことができます。

ユースサポーターは、市内にあるキャンパスの大学のうち、社会福祉学又は心理学の専攻がある大学を中心に学生を募集し、ひきこもり等の状態にある若者の自立支援に関する知識と理解があり、利用者に心理的配慮のできる方を選考の上、事前研修を行った後にユースサポーターとして登録します。

事業を開始した平成19年度から平成25年度までに、53名をユースサポーターとして登録し、43名の利用者に対し、計452回の派遣を行ってきましたが、こうした本市の取組等を参考に、平成25年度からは、厚生労働省が全国の自治体に向けて「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を開始しました。

本市だけでなく、各地の自治体においてもサポーターの養成・活用が進み、一人でも多くの困難を抱える青少年が、社会への第一歩を踏み出すきっかけとなっていくことを期待します。

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,894人 (25年度)	20,000人

○地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じ、身近な地域で、若者の自立支援を行います。また、地域の団体や区を対象に連絡会・研修会を実施し、地域における若者自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	19,040人 (25年度)	22,000人

○若者サポートステーション事業

「若者サポートステーション」において、働くことや自立に不安や悩みを抱えている若者と保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、短期間での就労体験などのプログラムを提供します。

また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,990人 (25年度)	25,000人

○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）

経済的困窮状態にある若者に対する相談支援を強化するため、若者サポートステーションに相談員を配置します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	6,627人 (25年度)	7,000人

○よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数 ①短期合宿型 ②長期継続型(180日間)	①954人 ②13人×180日 (25年度)	①1,374人 ②50人×180日

○寄り添い型学習等支援事業（基本施策②の再掲）

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援、学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

○青少年の地域活動拠点づくり事業（基本施策②の再掲）

青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。

今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

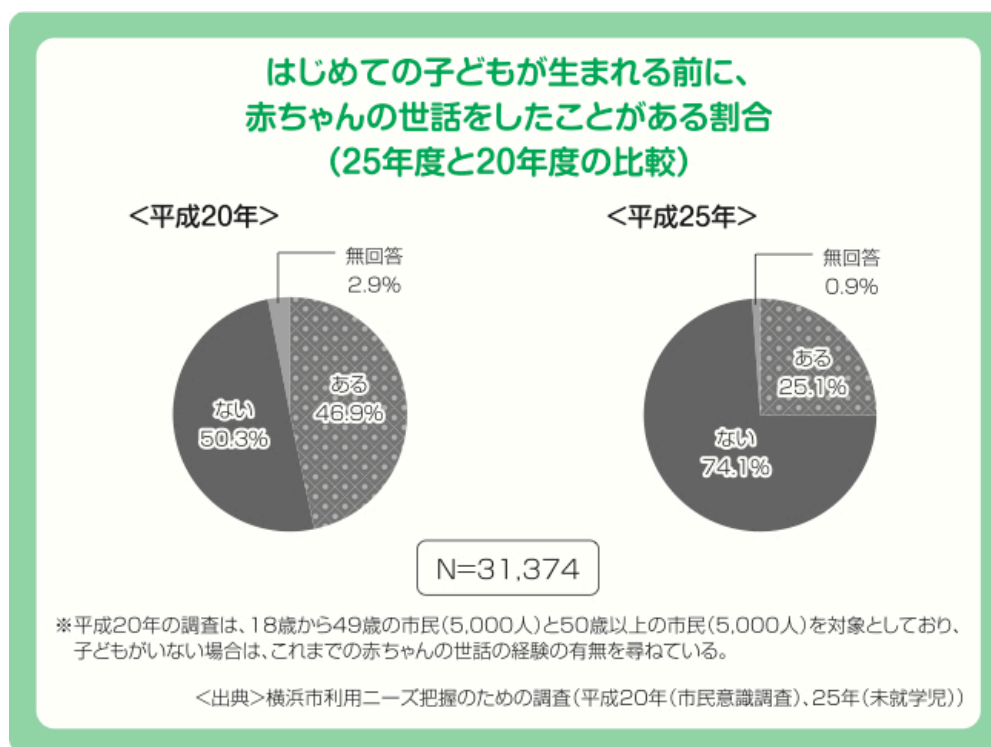
	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる《子育て家庭への支援》
基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実**現状と課題****◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発と相談支援**

- 結婚年齢の上昇等に伴い、35歳以上の高年齢で妊娠・出産する方の増加が続いています。「横浜市保健統計年報」によると、35歳以上の高齢出産の割合は、平成15年では17.8%であったものが、平成24年には約32.0%まで上昇し、出産する女性の3人に1人が高年齢で妊娠・出産しています。年齢が高くなるほど、妊娠・出産に至る確率が低下し、妊娠・出産に伴う健康リスクが高くなる傾向が明らかになっています。また、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける方の数は年々増加しています。
- このため、希望する妊娠・出産を実現できるよう、若い世代の男女に対して妊娠・出産に適した時期があり、それを踏まえたライフプランを考えることなど、妊娠・出産に関する正確な情報が的確に提供される必要があります。さらに、妊娠・出産に悩む方が地域で気軽に相談できるよう、不妊や不育に関する相談支援を充実させる必要があります。
- 併せて、予期しない妊娠、若年妊娠など、周囲に相談しにくい妊娠・出産の悩みを受け、適切なアドバイスや支援につなげる相談窓口・体制の整備が求められています。

◆妊娠中から産後の切れ目のない支援

- 結婚・出産年齢の上昇傾向に伴い、親になる世代は10歳代から40歳代までと幅広くなっています。35歳以上の出産割合が3割を超える中、これまで子育てを支えてきた、子育て世代の親も高齢化しており、子育て世代の高齢化に対応した支援が課題となっています。
- 本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない親が4人のうち3人を占めています。このため、青少年に対して、子育て中の母親と乳幼児との触れ合いを通して命の尊さや子どもを産み育てることの素晴らしさを体験できる機会を提供すること、妊娠中から産後の子育てについてイメージを持ち、産後の家事・育児の準備ができるよう支援することが課題となっています。
- 妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりする人が微増傾向にあります。親自身が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ場を提供したり、産前産後の育児不安や負担が生じやすい時期に保健師、助産師等の専門職による支援や子育て関係者・関係機関と連携した支援に取り組んだりすることが必要です。併せて、家事・育児のサポートなどを行うことで、子育ての負担を軽減し、安定した生活が送れるよう支援を充実させる必要があります。
- 産後うつ病の発症頻度に関する複数の報告では、産後うつ病の発症者は産婦の1割を超えるとされており、発症した場合は母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に影響を与える可能性があるため、早期発見、早期支援が課題となっています。
- 未婚や若年で妊娠・出産した方、低出生体重児や疾病・障害のある子どもを育てる家庭に寄り添いながら、子どもの成長発達を支援することが求められています。
- 併せて、妊娠・出産、更年期など女性特有の生涯にわたる健康問題を気軽に相談できるよう、対応を充実させる必要があります。



◆産科・周産期医療、小児医療の充実

- 小児科については、医師確保が困難なことを理由に救急を休止する病院があります。産科については、夜間の対応が困難であることや、医師の高齢化により分娩の取扱いを休止する医療機関があります。また、分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、周産期救急医療を担う病院において、正常出産を含む分娩が集中する傾向にあり、病院勤務医の負担が一層増大するなど、医師確保の支援や産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。
- なお、分娩を取り扱う施設の予約状況はホームページで情報提供されており、妊娠が判明する時期における分娩予約は可能な状況となっています。
- 多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に対するニーズは高い状況です。小児救急医療機関の適正利用、子どもが病気のとときの適切な対応等について、引き続き家庭向けに情報提供していくとともに、小児救急医療体制の安定的な運用を行うことが求められています。
- 平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。それに伴い、「ダウン症候群」、「もやもや病」など新たに107の疾病が助成の対象となり、国の定める基準を満たした場合、医療費の給付を受けることができるようになりました。

施策の目標・方向性

1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談**体制の整備を進めます。**

- 希望する妊娠・出産を実現できるよう、思春期から妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を広く普及させ、啓発を進めます。
- 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
- 様々な事情による予期せぬ妊娠等に関する問題を気軽に相談できるよう、「妊娠SOS相談窓口」（仮称）を設置し、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止めながら、妊娠から出産に至るまでの切れ目のない相談支援を進めます。
- 妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠届出時に看護職による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。

2 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。

- 安心して出産できる環境を確保するため、医療機関における産科病床の増床や助産所の設置等と併せて、産婦人科の医師確保について支援を行います。
- 母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査を行うとともに、受診勧奨を行います。
- 看護師による適切な対応方法や急病時に受診可能な医療機関を案内する、小児救急電話相談などの相談体制を確保します。
- 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。

3 親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。

- 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう両親教室等を充実させます。
- 保健師等の専門職による妊産婦、新生児、未熟児等を対象とした訪問指導、養育の支援を必要とする家庭に対する育児支援家庭訪問を充実させます。
- 民生委員・児童委員などの地域の訪問員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を充実させ、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援するとともに、地域で子育てしやすいまちづくりを推進します。

4 産前産後のケアを充実させます。

- 初めての子どもを育てる家庭等に対して、保健師、助産師等の専門職による母と子の健康状態や育児に関する不安・悩みの相談など、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。

- 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援します。
- 心身共に不安定になりやすい出産直後の母子へのケア等を行う産後母子ケア事業に取り組み、乳幼児との関わりを具体的に支援することで、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

5 産後うつの早期発見、早期支援に取り組みます。

- 周産期医療機関と連携することで、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みをつくります。
- 産後うつに関する理解を促すため、妊婦やその配偶者等に対して、うつ病の知識、気づき方、対処方法などの普及啓発を進めます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5% (25年度)	95.0%
第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% (25年度)	95.0%

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○妊娠・出産に関する知識の普及啓発・相談支援の充実

大学等と連携した妊娠や不妊、出産に関する正しい知識の普及啓発等を行います。また、「不妊や不育に関する相談」の拡充や、予期せぬ妊娠等に関わる問題を気軽に相談できるよう「妊娠SOS相談窓口」（仮称）（※）を設置します。さらに、妊娠届出者に対する面接や女性のための健康相談を行います。

※「妊娠SOS相談窓口」（仮称）について

予期せぬ妊娠等について悩みを抱える方を孤立させないため、妊娠・出産に関する様々な悩みについて電話及びメールで相談に応じ、必要な方には支援を行いません。

○不妊不育相談・不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、経済負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

また、不妊や不育に悩む方に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
特定不妊治療費助成件数	5,667件 (25年度)	6,000件

○妊婦健康診査事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
受診回数	372,490回(年間延べ) (25年度)	363,852回(年間延べ)

○歯科健康診査事業

妊娠期の歯科疾患を早期発見、早期予防し、母体と胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦歯科健康診査を行います。また、乳幼児の歯科疾患を早期発見、早期予防し、子どもの健全な発育を図るために、乳幼児歯科健康診査及び歯科相談を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①3歳児でむし歯のない者の割合	①86.0%	①88.7%
②妊婦歯科健診受診者数	②9,779人 (25年度)	②11,880人

○母子保健指導事業

母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付、妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
第1子の母子訪問率	79.9% (25年度)	95%

○産科・周産期病床の拡充

市民が安心して出産できる環境を整備するため、産科病床の設置促進や周産期救急病院の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合などに対応できる医療機関の確保に取り組みます。

【25年度実績】周産期救急連携病院：9病院（平成26年4月現在）

○小児救急拠点病院事業

小児科医による24時間365日の小児救急医療を実施する医療機関を「小児救急拠点病院」として位置付け、安定的な運用を行います。

【25年度実績】小児救急患者受入件数：31,281件、小児救急拠点病院：7病院（平成26年4月現在）

○小児救急に関する相談体制の充実

子育て家庭の不安を解消し、適切な受診を勧めるため、小児救急に関する電話相談体制を確保します。

【25年度実績】相談件数：61,872件

○小児医療費助成事業

安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児医療費の一部を助成（平成27年10月から対象を小学校3年生まで対象を拡大）することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、0歳児から中学校卒業までの小児が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成します。

【25年度実績】対象者数（小学1年生まで）：202,515人、受診件数：3,751,533件

○小児慢性特定疾病医療給付

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。なお、平成27年1月から対象疾患の拡大、自己負担限度額の改正を実施しました。

【25年度実績】対象者数：3,113人

○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図り、支援が必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し児童虐待の予防につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①訪問件数	①26,409件	①24,100件
②訪問率	②85.9% (25年度)	②91.5%

○産前産後ヘルパー派遣事業

家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び出産後5か月（双子以上の場合は1年）未満の子育て家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣して、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数	①560名	①725名
②派遣回数	②5,649回 (25年度)	②7,250回

○産後母子ケア事業

産後の心身共に不安定になりやすい産後4か月未満の時期に、家族等から産後の支援をうけられない方で、かつ、育児不安等が強く支援を必要とする方を対象に、助産所等で「産後母子デイケア」や「産後母子ショートステイ」サービスを提供し、心身の安定と育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①産後母子デイケア利用人数	①23人	①340人
②産後母子ショートステイ利用人数	②66人 (25年度)	②980人

○育児支援家庭訪問事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

不適切な養育や児童虐待を防止するため、育児不安等を抱える家庭に継続的に訪問等を行うことで、安定した養育が可能になるように支援します。また、乳幼児健康診査の未受診者の状況把握を行い、必要な支援を行うとともに、育児不安や育児困難を抱える養育者を対象に、自分に合った子育ての方法を学び、安心して育児ができる親支援プログラムを行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問実施回数	①4,135回(年間延べ)	①6,614回(年間延べ)
②ヘルパー実施回数	②1,137回(年間延べ) (25年度)	②2,500回(年間延べ)

○産後うつ対策

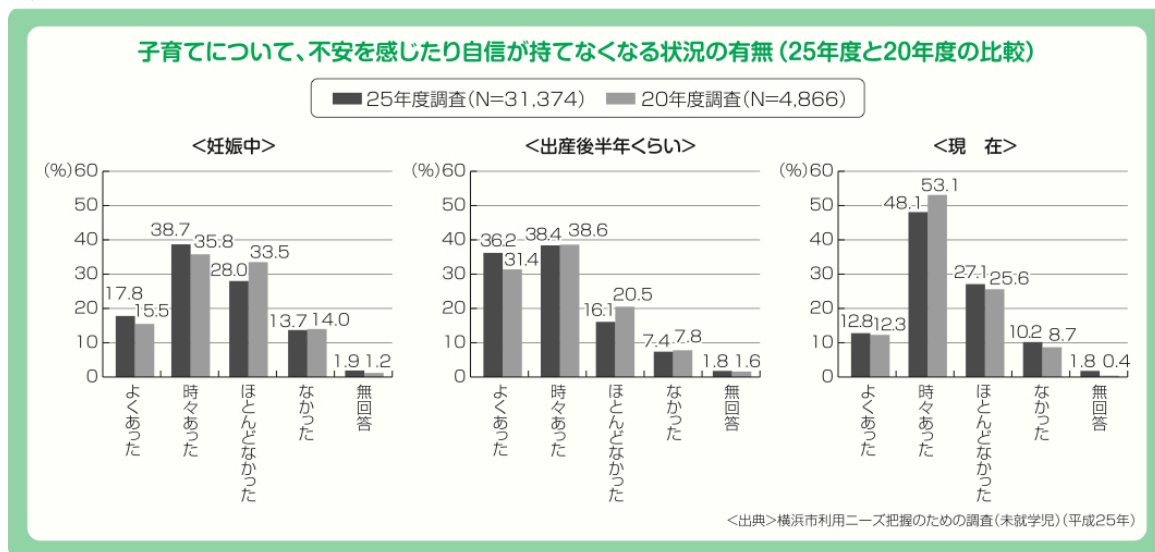
産科及び精神科医療機関と連携し、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みをつくりまします。また、妊産婦やパートナー、家族など周囲の人が産後うつに気づき、適切な対応ができるよう、産後うつに関する理解を促進するための啓発を進めます。

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

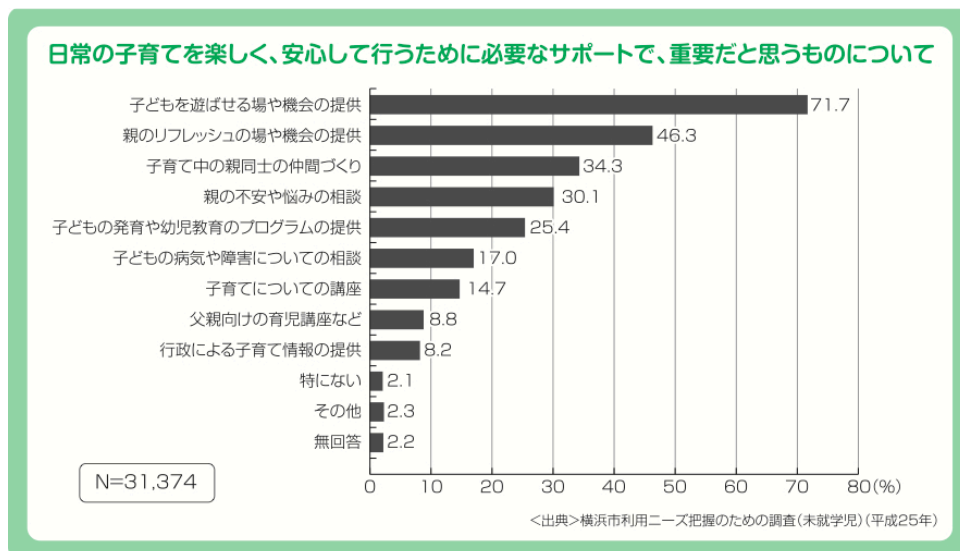
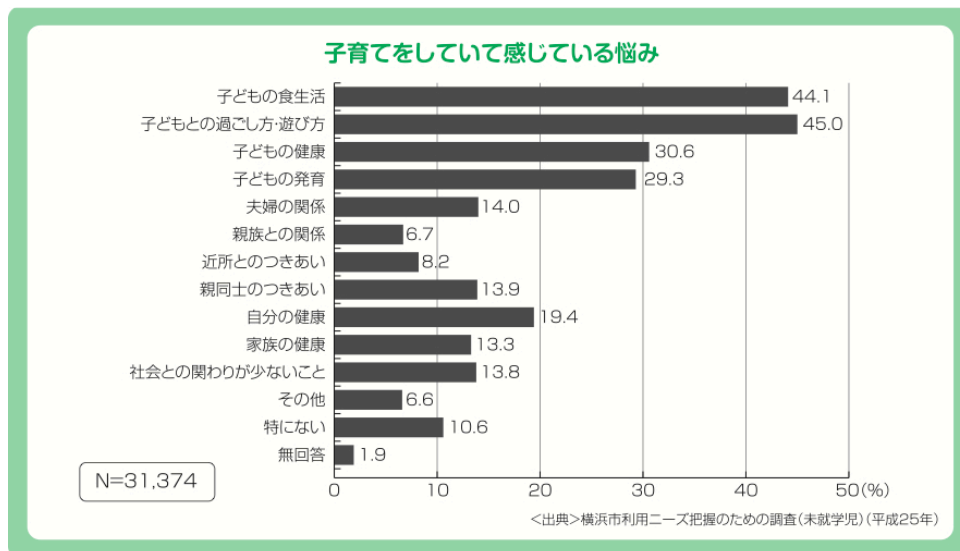
現状と課題

◆地域での子育て支援の場・機会の必要性

- 「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、家庭、地域、社会の状況、意識などが大きく変化している中で、親が親として学び、育つ場や機会の充実が求められています。本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことの無い親が4人のうち3人を占めており、少子化や核家族化が進む中で、乳幼児をあやしたり、触れ合ったりすることの楽しさや世話の仕方、成長過程などを知る機会が十分でないまま、子育てを始める家庭が多くなっています。
- 子育ての不安や困難は、誰もが一度は抱えるものであり、決して特別なことではありません。本市調査においても、妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることについて、「あった」と回答した人の割合（「よくあった」及び「時々あった」の合計）が、「妊娠中」では56.5%、「出産後半年くらい」では74.6%、「現在」においても60.9%に及んでおり、5年前の調査結果と比べると、「よくあった」と回答した人の割合がやや増えています。子育ての不安や悩みを軽減・解消するための相談等の支援の充実が求められています。



- 子育てをされていて感じる悩みの中には、子どもの健康や発育に関する事など、専門家への相談を通じて正しい知識を得る必要があるものもあれば、子どもとの過ごし方や遊び方など、子育て経験者や子育て中の親子との交流を通じて解決策が得られるものもあります。本市調査においても、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思えるものについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「子育て中の親同士の仲間づくり」、「親の不安や悩みの相談」の順で割合が高く、地域における親子の居場所へのニーズの高さがうかがえます。
- 一方、親子の居場所の機能を持つ「地域子育て支援拠点」や「親と子のつどいの広場」を利用していない理由としては、「保育所や幼稚園などを、定期的に利用している」という回答を除くと、「家から遠い」と回答した割合が最も高い状況（地域子育て支援拠点 26.8%、親と子のつどいの広場 23.6%）であり、更なる親子の居場所の拡充が必要です。

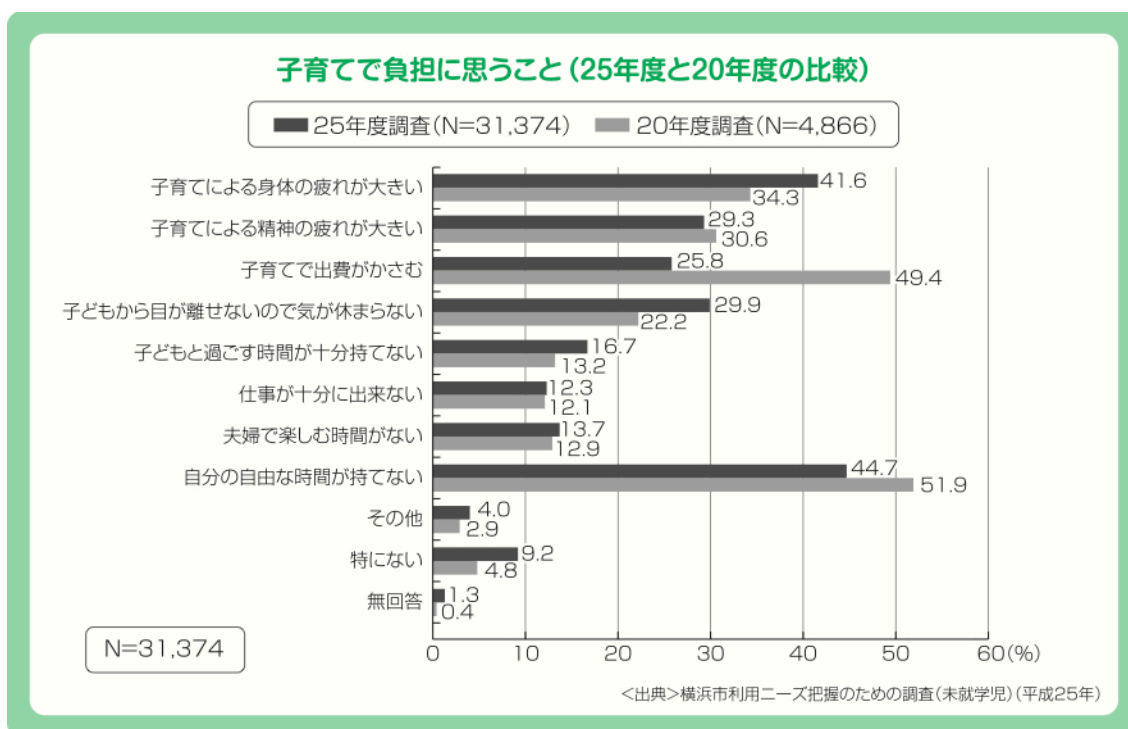


◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり

- 地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域の全ての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけ、関心を持ってもらい、具体的な行動を促していくことが必要です。
子育て支援が必要なのは、単に保護者の負担や不安を軽減するためだけではなく、保護者がゆとりを持って子育てをすることが子ども自身の成長・発達に大きく影響するためです。やがて地域を支えていく次世代を共に育てるという視点での地域への働きかけが重要です。
- 子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続することも重要です。支えられる側の保護者が子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるように働きかけていくことが、温かな地域をつくっていくことにつながります。
- 中学生・高校生など今後親になる世代や、妊娠期の女性とそのパートナー（プレママ・プレパパ）など子育てをこれから始める人が、子育ての具体的なイメージを持ち、実践的な知恵・技術を身に付けられるよう、子育て中の親子と触れ合う体験を持つ機会や学校等と連携して学ぶ機会を充実させることが必要です。

◆多様な預かりニーズへの対応

○本市調査では、子育てで負担に思うこととして、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる体の疲れが大きい」、「子どもから目が離せないので気が休まらない」などを挙げる人の割合が高い一方で、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人の割合は27.4%にとどまり、緊急時でさえも預かってもらえる親族や知人がいないという人の割合が16.6%となっています。保護者の負担を減らし、ゆとりを持って子育てに向き合ってもらうことで、保護者が子育ての楽しさや喜びを感じることができ、子どもにとってもより良い育ちにつながるため、リフレッシュ等で一時的に子どもを預けることができる場の充実が求められています。



◆子育て支援制度が多様化する中での個々の家庭状況やニーズに応じた利用者支援の充実

○新制度では、多様な保育・教育施設や事業等が充実されることに伴い、子育て家庭が家庭状況や個別のニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、市町村が情報提供や相談などの支援を行うこととされています。また、地域の子育て支援に関係する機関・団体・活動者と連携し、地域のネットワークを生かして、必要な支援につなげていくことが求められています。

施策の目標・方向性

1 親子が共に様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります。

- 子どもや子育て中の保護者が安心できる場で当事者同士や地域の多様な人と交流することは、子育ての不安や悩みを軽減するなど、人や地域との関わりの中で子どもや親の育ちを支えるとともに、保護者が子どもと向き合い、楽しく豊かに子育てができることにつながります。そのため、親子の居場所の拡充を図るとともに、親子の居場所の認知度を高め、一層の利用を促進するためのPR活動を積極的に展開します。また、プレママ・プレパパや子ども連れの父親が親子の居場所を利用するきっかけづくりを更に進め、日常的な利用を促進します。
- 家庭において、子育てを共に楽しみ、子どもの成長を喜び合い、家族の関係性が豊かになるよう、親子が集まる場や機会を活用して、父親や祖父母向けの講座やサークル等の活動への支援の充実を図ります。
- 親子が集まる場や機会を活用して、中学生・高校生など今後親になる世代や、プレママ・プレパパなど子育てをこれから始める人が、子育て中の親子と触れ合うことのできる体験の場や機会の充実を図ります。

2 子育てを温かく見守り、地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。

- 子育ての現状や子育て支援の必要性を地域の全ての住民が理解できるよう、様々な機会や手法により働きかけ、地域全体で子育て中の親子の存在を意識し、関心を持つ雰囲気づくりや、いざというときの声掛け・手助けなどの見守り活動につなげます。
- 子育て支援に関わる人材の発掘・育成や地域の子育て支援の連携及びネットワーク化を進めることで、身近な地域での子育て支援を活性化し、担い手を支える仕組みづくりに取り組みます。また、子育てサークルなどで活動している子育て家庭と地域をつなぐなど、子育て家庭が子育て支援や地域活動の次の担い手となるような取組を進めます。
- 子育て支援に関わる支援者を対象に、対人支援スキル、子育て支援の制度や施設に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を行い、地域における子育て支援の質の確保・向上に取り組みます。

3 一時的に子どもを預けることができる場の拡充を図るとともに、市民同士での預かり合いを推進します。

- 子育て中の保護者がリフレッシュできるよう、一時預かりの場の拡充を図るとともに、一時預かりの利用を通じて寄せられる子育ての相談に対応するため、地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場等の地域に身近な相談場所や行政機関等との連携を進めます。
- 地域における市民同士での子どもの預かり合いを推進するための「横浜子育てサポートシステム」について、区支部事務局の機能強化、提供会員の更なる増加に向けた取組を進めていきます。

4 親子の個別ニーズに応じて、必要な施設・制度を円滑に利用できるよう支援します。

○親子の個別ニーズを把握し、その状況に応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、援助、助言などを行う利用者支援を新たに地域子育て支援拠点で行います。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数（週3日以上開設のもの） ①地域子育て支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	①18 か所 ②50 か所 ③52 か所 (26年6月)	①23 か所 ②70 か所 ③74 か所
子育て生活に満足感を感じている保護者の割合	83% (25年度)	88% (30年度)

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○地域子育て支援拠点事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

各区に1か所ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。

また、子育てサークルの活動支援や、地域における子育て支援の啓発等も行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②箇所数	①21,102人(月間延べ) ②18か所 (25年度)	①27,170人(月間延べ) ②23か所

○親と子のつどいの広場事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、主にNPO法人などの市民活動団体が運営しています。親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。

また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②箇所数	①8,343人(月間延べ)(25年度) ②50か所(26年6月)	①14,186人(月間延べ) ②70か所

○保育所地域子育て支援事業、私立幼稚園はまっ子広場事業

※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。

施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	保育所:4,676人(月間延べ) 幼稚園:3,406人(月間延べ) (25年度)	14,866人(月間延べ)

○子育て支援者事業

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりしています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援者会場数	175会場 (26年5月)	180会場

○乳幼児一時預かり事業（基本施策①の再掲） ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。

子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	87,840人

○横浜子育てサポートシステム事業（基本施策①の再掲）

※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行います。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	57,953人

○子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）

小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるのと同時に、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件

○地域子育て支援スタッフの育成等

地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に、保護者の子育てに対する不安や相談への対応などの対人支援スキル、地域の子育て支援の資源に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を実施します。

【25年度実績】研修開催回数：8回、研修参加人数：241人

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点において、情報提供・相談・援助・助言などを行う利用者支援を新たに実施します。

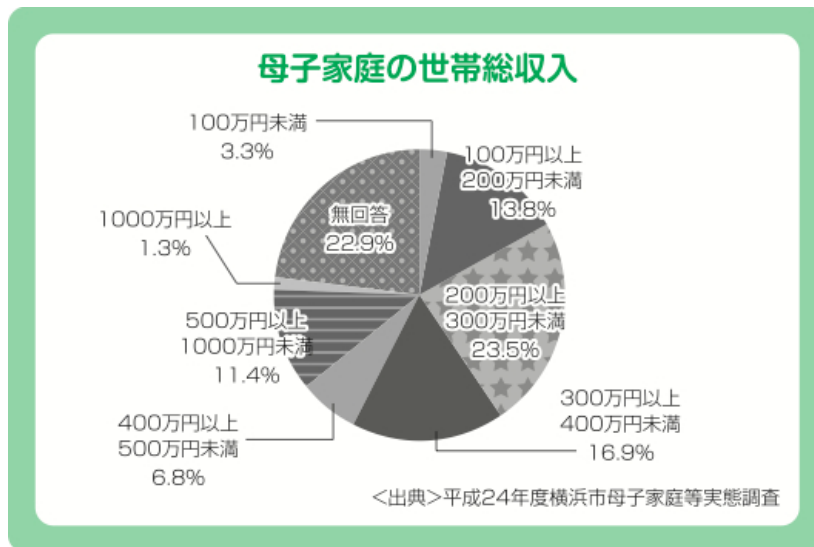
	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施箇所数	モデル実施(1区) (26年度)	23か所

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

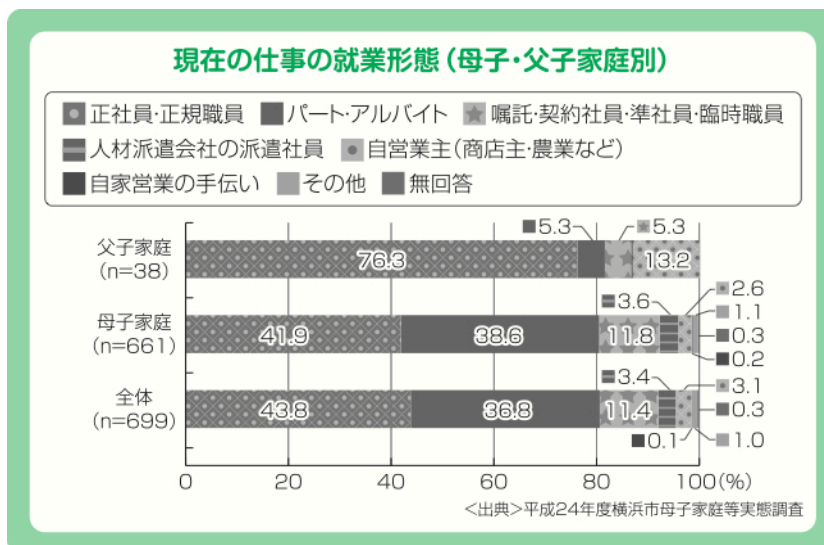
現状と課題

◆ひとり親家庭の生活状況

- 「平成 22 年国勢調査」による推計では、市内のひとり親家庭は 28,877 世帯、うち、母子家庭が 24,311 世帯、父子家庭が 4,566 世帯となっています。
- ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担っており、仕事と子育ての両立を図ることに苦勞しており、母子家庭の約 4 割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入で 300 万円未満にとどまり、多くの人が「生活費が不足している」と考えています。



- 母子家庭の 84.7%、父子家庭の 90.5%が就労していますが、母子家庭では非正規での就労が 50%を超えており、就職してもパートや嘱託等の不安定な雇用条件で働いていることが多いことから、安定した収入を得るためには、自立に向けた就業支援が重要です。



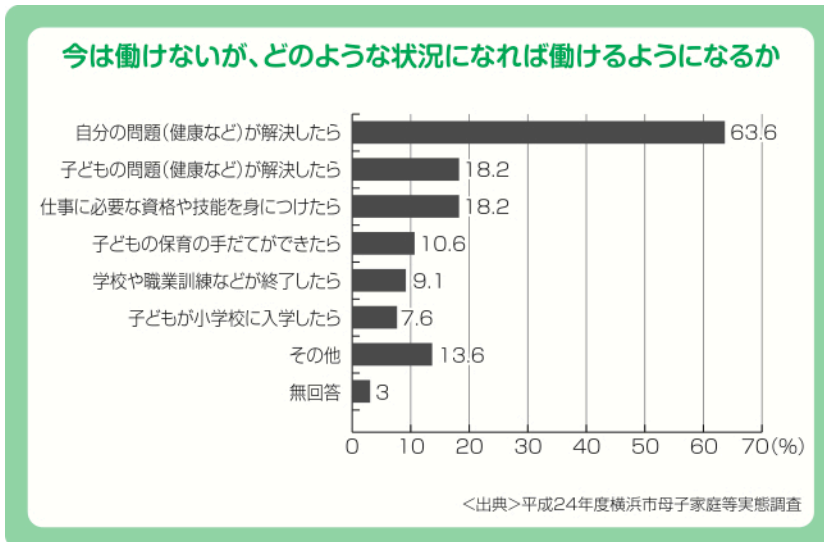
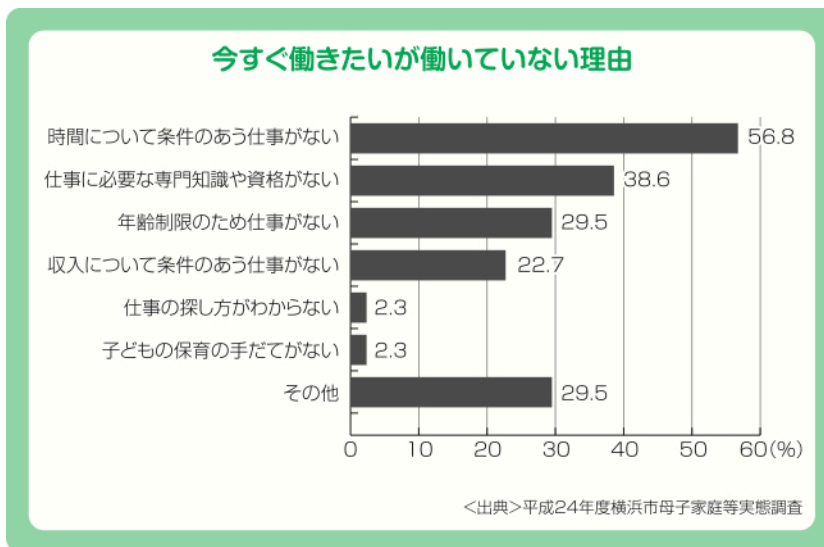
◆ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

○ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就くことで家庭の生計維持ができ、子どもが心身共に健やかに成長することが望まれます。一方、ひとり親家庭が置かれている状況は、就業形態のほか、子どもの年齢、疾病・障害、親の健康状態等によって様々な課題があり、こうした就業以前の課題にも対応していく必要があります。

○就業意欲について、「今すぐ働きたいが働いていない理由」は、「時間について条件のあう仕事がない」(56.8%)、「仕事に必要な専門知識や資格がない」(38.6%)の割合が高くなっています。また、「今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか」との質問には、「自分の問題(健康など)が解決したら」(63.6%)、「子どもの問題(健康など)が解決したら」(18.2%)、「仕事に必要な技能や資格を身につけたら」(18.2%)の割合が高くなっており、就業条件や資格の有無だけでなく、親や子の健康状態などに起因する課題もあります。

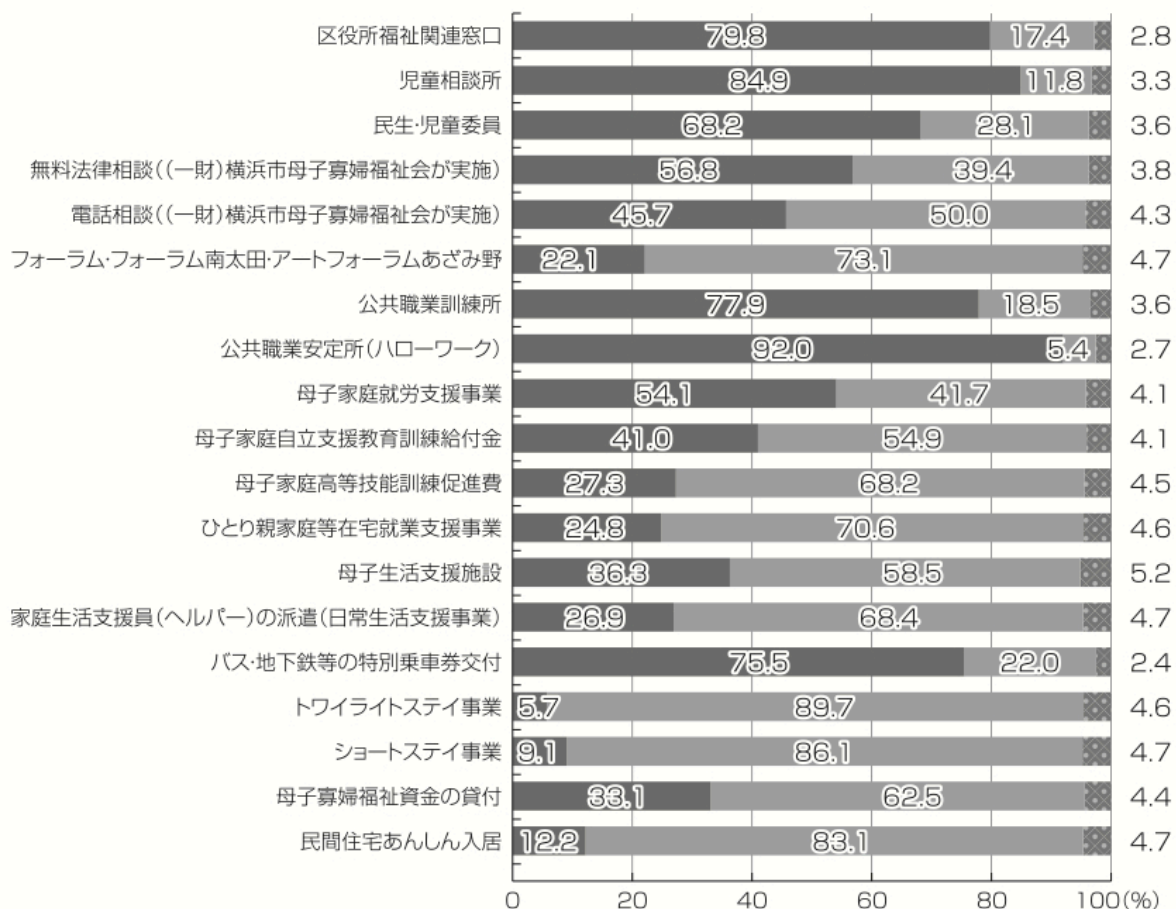
○一方、福祉制度の認知状況として、区役所や児童相談所などの相談窓口の認知度は高いものの、就労支援事業など各種制度の認知が低い状況であり、ひとり親に対する情報提供のあり方も課題になっています。

○このため、生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援も含めた総合的な自立支援を推進する必要があり、支援制度に関する効果的な情報提供や相談しやすい窓口の設置により、個々の家庭の状況に応じた適切な機関へつなぐ取組などが求められています。



各種制度・サービスに対する認知状況

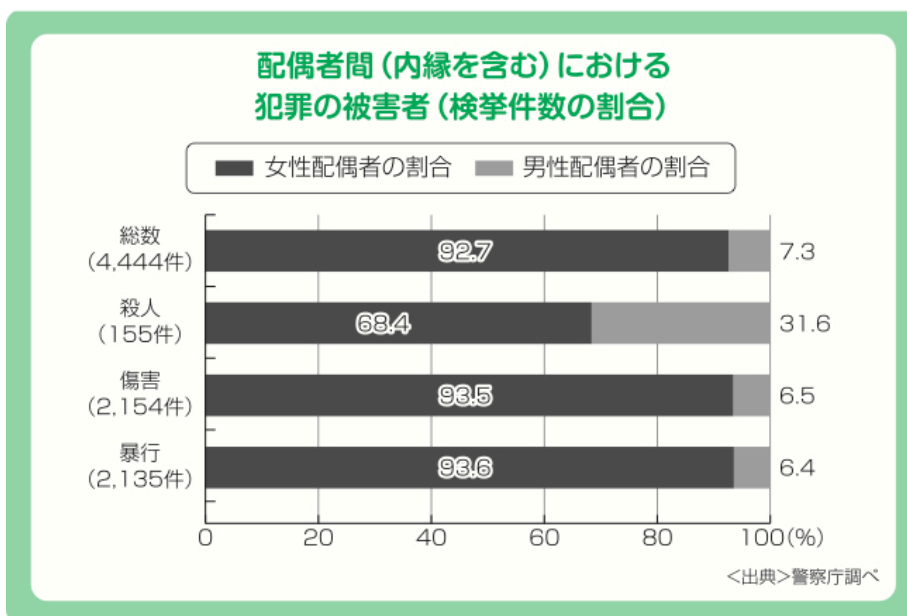
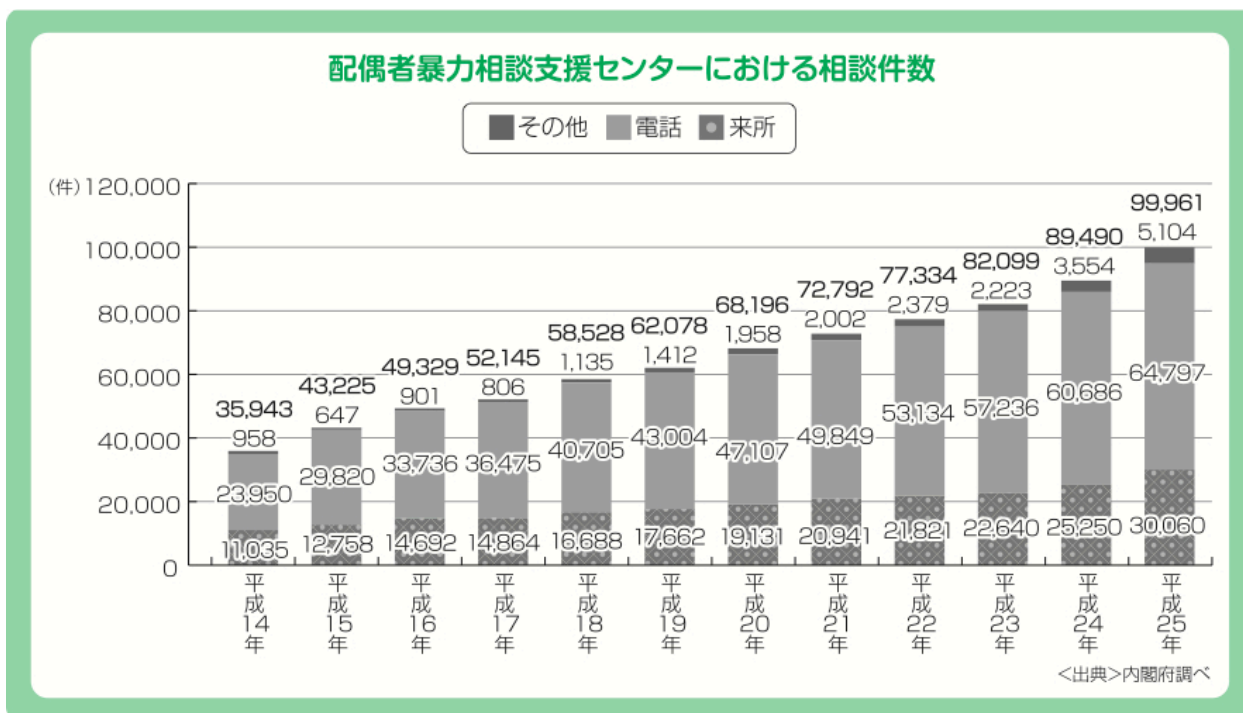
■ 知っていた ■ 知らなかった ■ 無回答



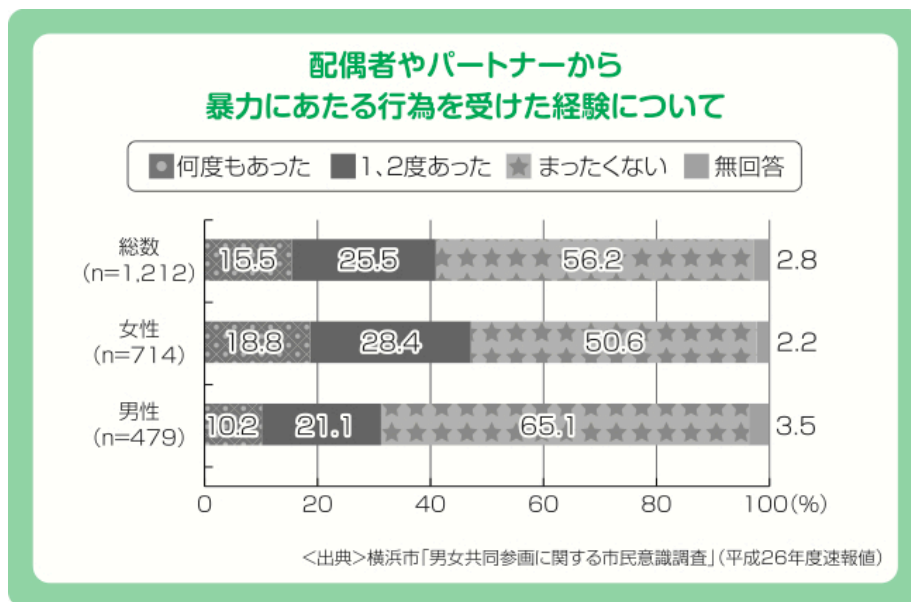
<出典>平成24年度横浜市母子家庭等実態調査

◆配偶者等からの暴力（DV）の被害状況

- 配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）とは、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）、精神的暴力（人格を否定するような暴言、交友関係の制限、携帯電話のチェックや監視、脅迫など）、性的暴力（性的な行為の強要、避妊に協力しない、無理やりポルノを見せるなど）、経済的暴力（生活費をもらえない、無断で借金を重ね責任をとらされるなど）をいいます。
- 全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数は増加しており、被害者の多くが女性です。また、各都道府県に設置されている婦人相談所には、暴力の被害等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、同伴家族の約98%が18歳未満の子どもです（平成24年度）。



○横浜市DV相談支援センターにおけるDVに関する専用電話の相談者の多くが女性となっています。



- DVがある家庭の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為に当たる言動を受けていることも少なくありません。これらの影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的なケアが必要です。
- DV被害を受けた人が安心して生活するための支援は、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、住居の確保など、配偶者暴力相談支援センター（本市では、横浜市DV相談支援センター）や関係機関が連携し、総合的に支援をすることが必要です。
- 深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、加害者更生のための支援や、若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの取組の充実が求められています。